

早川教忠編輯

訂正再版

現
行
新
潟
縣
志
類
纂

坤

新
潟
櫻
井
書
房
藏
版

特
76

早川教忠編輯



現
新瀉縣法規類纂

新瀉 櫻井書房藏版

C3
1113
44-06

現行新潟縣法規類纂下卷目錄

○第九類

戶籍	一	丁
送入籍附籍	五〇	丁
附出生死亡死產届書式	〇	
北海道轉籍移住	六〇	丁
寄留	六二	丁
結婚	六五	丁
改姓名	全	丁
逃亡失蹤	全	丁
附遺留財產處分		
後見人	六七	丁
種族	全	丁
行旅人	六九	丁

目錄

○第十類

衛生

病院醫學校	附驅梅院	七八丁
醫師		九三丁
產婆、針治、灸點、按摩		一〇五丁
種痘	附天然痘豫防	一一〇丁
傳染病豫防	附清潔法	一二四丁
賣藥		一七九丁
鑛泉浴場		二〇六丁
飲食物		二〇八丁
衛生雜		二二二丁

○第十一類

會計

通則	二二九丁
俸給	全丁
旅費	二三一丁
出納	二三四丁
貸下金	三三六丁
公債	三四〇丁
貨幣	三四一丁
銀行	三四二丁
○第十二類	
神社	三四二丁
寺院	三六九丁

社寺境內樹木伐採	三七一丁
神官、僧侶	三七四丁
祭典	三七七丁
禁厭祈禱	三七九丁
墳墓 附埋火葬	三八〇丁
○第十三類	
警察署	三九〇丁
警察官証票	三九一丁
巡查	三九二丁
瘋癲人看護	四一〇丁
風俗取締 附禁止	四一一丁
料理屋飲食店取締	四一五丁

四

貸座敷及娼妓取締	四一六丁
興行取締	四二七丁
諸營業取締	四三三丁
馬車人力車取締	四五〇丁
街路取締	四六八丁
威銃取締	四七七丁
銃砲火藥取締	四七八丁
雜取締	四八八丁
放失火、盜難、埋葬物發見、遺失、變死等屆方	四九〇丁
消防區域	四九一丁
職遊獵	全丁
○第十四類	

目錄

五

農業	四九二丁
虫害驅除豫防	五〇五丁
牧畜	五一五丁
養蠶	五二〇丁
商工業	五二七丁
互市場	五三二丁
漁業採藻	五三六丁
水車	五四二丁
博覽會共進會	五四四丁
勸業諮問會	五四八丁
農談會	五五〇丁
○第十五類	

六

訴訟	五五四丁
身代限	全丁
質地	五五六丁
登記	全丁
犯則ニ由リ官没シタル物件公賣費	五五八丁
違警罪	全丁
賭博犯	五六〇丁
犯則用物件處分	全丁
監獄	五六一丁
○第十六類	
學制	
尋常師範學校	五六二丁

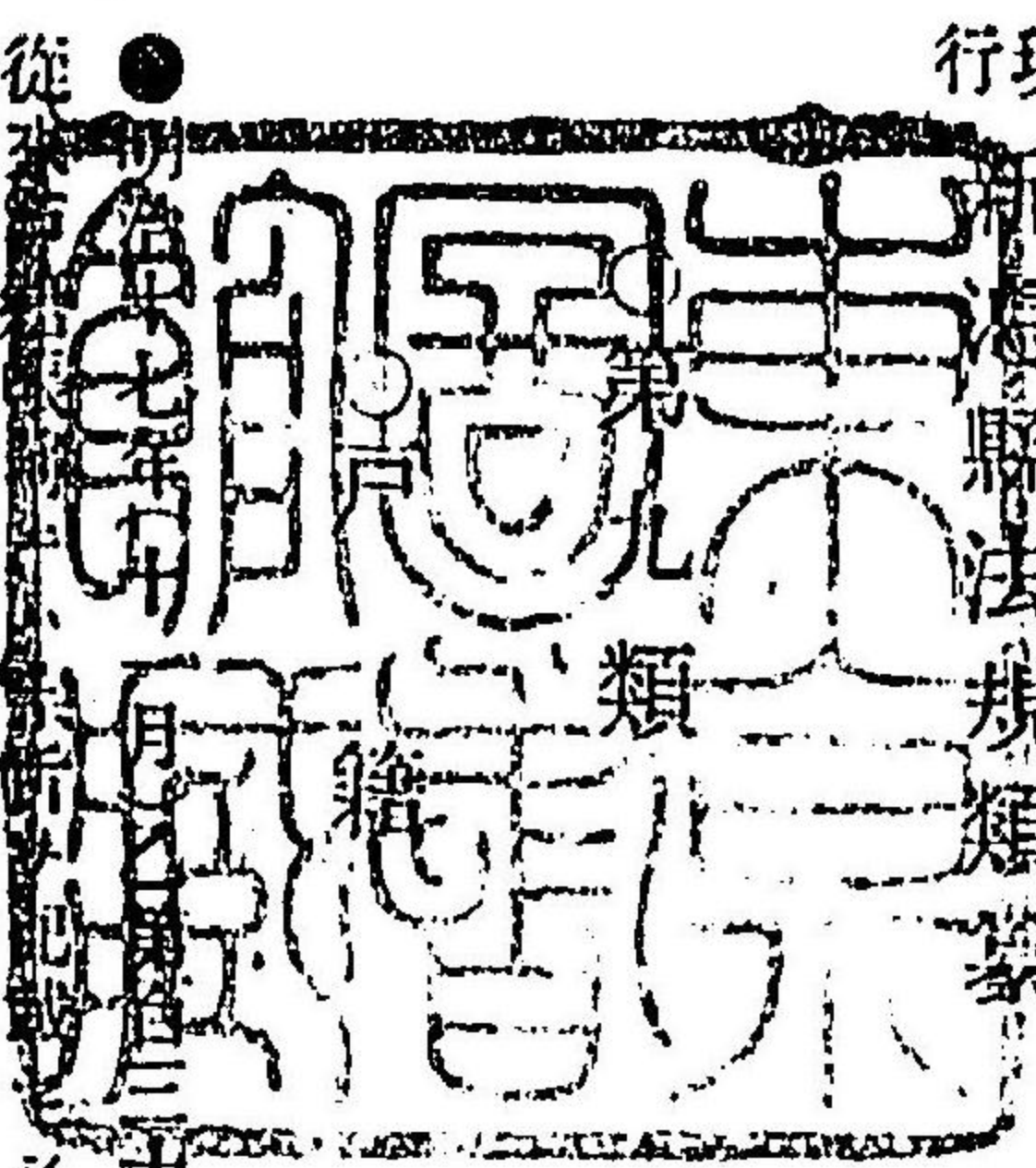
目錄

七

小學校	五六四丁
小學校教職員	六二八丁
學校幼稚園書籍館	六四八丁
教育會	六五二丁
學事表簿	六五四丁
學事雜	六六四丁
○第十七類	
兵制	六六九丁
徵兵	六七五丁
豫備後備兵	六七五丁
陸軍諸則	六七八丁
海軍	七一五丁

軍人恩給	七五一丁
徵發	七八三丁
○第十八類	
外國交際	
外國人旅行遊步	七九二丁
外國人居留地	七九八丁
外國人ニ地所家屋貸與	全丁
外國公使官等ニ寄留	七九九丁
外國人傭被傭	全丁
外國人ノ救助恩惠	八〇三丁
清國居留日本人取締	全丁
外國出稼	八〇四丁

現行 新潟縣法規類纂



●明治十七年(六月)訓令第三十六號
郡區役所 戶長役場
從本縣新編戶籍簿ニシテ處以來記載ニ及ハサル旨内務卿ヨリ訓示相成候條爲心得此旨相違候事

●明治十八年(六月)訓令第七號
郡區役所 戶長役場

刑法改定等親被廢候ニ付テハ妾ハ法律上之ヲ認サルニ付戶籍ニ登記スヘキモノニ無之候條若シ刑法施行後入籍シタル者有之候ハ、此際原籍ニ復シ候條可致此旨訓示候事

●明治十九年(十一月)訓令甲第五十四號
郡區役所 戶長役場

本月八日内務省令第十九號並ニ訓令第二十三號ニ付左ノ通牒有之候條區々ノ取扱無之條致スヘシ

一令第三條失踪者トハ逃亡失踪ノ別ナシ行方不知者ヲ總稱ス

二

- 一 同第四條身分變換トハ華士族平民ノ身分ヲ云フ
- 一 同第五條親族トハ家族ヲモ包含ス又異籍ノ親族ニ於テモ戶主ニ限ラサルモノトス但現ニ其事ヲ扱ヒタル者ニアラサレハ違犯者トスル限コアナス
- 一 同條現ニ其事ヲ扱ヒタル親族數人アルカ又ハ關係人數名アル場合ニ於テハ皆共ニ違犯者トシ處分スヘキモノトス
- 一 同條及第六條同時トハ必シモ同一時限ヲ云フコト非ス
- 一 同第六條ハ他府縣又ハ他郡區ヨリ寄留者其寄留郡區内ニ於テ轉寄留シタルトハ勿論其寄留町村内ニ於テ轉寄留シタルトキモ届出ヘキモノトス
- 一 同條本籍地戶長ヘ發送スル届書ハ現在地戶長ヘノ届書ト同様寄留者ト地主又ハ家主又ハ管理者トヨリ爲スヘキモノトス
- 一 訓令第三號ニ依リ現ニ出入寄留ノ記載アル者ヲ取調フルニ當リ若シ已ニ寄留地ヲ去リ又ハ本籍地ニ復歸シテ其届出ヲ爲サ、ル者アルモ省令第十九號施行以前ニ係ルモノハ同令第九條ニ據リ處分スヘキ限リニアラス

● 明治十九年(十一月)訓令甲第四十五號
 郡區役所 戶長役場

客月十六日内務省第二十號ヲ以テ戶籍簿及副本調製期限訓令相成又省令第二十二號ヲ以テ戶籍登記目録書式制定相成候ニ付テハ所轄町村戶籍簿改製ハ來明治二十年八月三十一日限整頓候様可致登記目録ハ其部門數種ニ涉リ索授上不便ナルヘシニ付キ左ノ雛形ニ準據シ各戶長役場(區ハ區役所)一定ニ編製スヘシ

戶籍用紙第一

第九類 戶籍

明治何年

入寄留簿

他府縣之部

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

入寄留簿

他 郡 區 之 部

何郡何村外何ヶ村

戸 長 役 場

六

入寄留簿用紙第一

第九類 戸籍

七

明治何年

出寄留簿

他郡區之部

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

用紙ハ内山十三行紙ヲ用フヘシ以下同

明治何年

出寄留簿

他府縣之部

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

加籍目錄ノ内

本籍人管内出生之部

本籍人管外出生之部

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

管内 管外

一帳簿内ニ部門ヲ分ツ毎ニ呼出シ紙ヲ付シ區別スルコト以下皆同シ

明治何年
加籍目録ノ内
乘兒之部
無籍者就籍之部
何郡何村外何ヶ村
戸長役場
無籍者

明治何年
加籍目録ノ内
他府縣ヨリ入籍之部ノ一
結婚 繼女 養子女
相續人入籍ノ分
何郡何村外何ヶ村
戸長役場
結婚
縁女
養子女
相續人

明治何年

加籍目録ノ内

他府縣ヨリ入籍之部ノ二

携帶者 親 族 私生子引受 棄兒引取
棄兒引受替 離婚復籍 養子女離婚復籍
相續人離婚復籍入籍ノ分

何那何村外何ケ村

戸長役場

明治何年

加籍目録ノ内

他府縣ヨリ入籍之部ノ三

分 家 分家者復歸 附籍者
附籍者別立 絶家再興 轉住入籍ノ分

何那何村外何ケ村

戸長役場

明治何年

加籍目録ノ内

他郡區ヨリ入籍之部ノ一

結婚 縁 女 養子女

相續人入籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長 役 場

明治何年

加籍目録ノ内

他郡區ヨリ入籍之部ノ二

携帶者 親 族

棄兒引受替 離婚復籍

相續人離縁復籍入籍ノ分

私生子引受 棄兒引取

養子女離縁復籍

何郡何村外何ヶ村

戸長 役 場

明治何年
加籍目録ノ内
他郡區ヨリ入籍之部ノ三
分家 分家者復歸 附籍者
附籍者別立 絶家再興 轉住入籍ノ分
何那何村外何ヶ村
戸長 役場

明治何年
加籍目録ノ内
他戸長役場管内ヨリ入籍之部ノ一
結婚 縁女 養子女
相續人入籍ノ分
何那何村外何ヶ村
戸長 役場

明治何年

加籍目錄ノ内

他戸長役場管内ヨリ入籍之部ノ二

携帶者 親族 私生子引受 棄兒引取
棄兒引受替 離婚復籍 養子女離縁復籍
相續人離縁復籍入籍ノ分

何那何村外何ケ村

戸長役場

明治何年

加籍目錄ノ内

他戸長役場管内ヨリ入籍之部ノ三

分家 分家者復歸 附籍者
附籍者別立 絶家再興 轉住入籍ノ分

何那何村外何ケ村

戸長役場

明治何年

除籍目録ノ内

本籍人管内死亡之部

本籍人管外死亡之部

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

除籍目録ノ内

失踪者及重籍者除籍之部

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年	除籍目錄ノ内	他府縣へ送籍之部ノ一	結婚 相續人送籍ノ分	縁女 養子女	何郡何村外何ヶ村	戸長役場
------	--------	------------	---------------	-----------	----------	------

明治何年	除籍目錄ノ内	他府縣へ送籍之部ノ二	携帶者 乘兒引受替 相續人離縁送籍ノ分	親族 離婚送籍 養子女離縁送籍	私生子引渡 乘兒引渡	何郡何村外何ヶ村	戸長役場
------	--------	------------	---------------------------	-----------------------	---------------	----------	------

明治何年

除籍目錄ノ内

他府縣へ送籍之部ノ三

分家 分家者復歸 附籍者
附籍者別立 絶家再興 轉住送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

除籍目錄ノ内

他郡區へ送籍之部ノ一

結婚 縁女 養子女
相續人送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

除籍目錄ノ内

他郡區へ送籍之部ノ二

携帶者 親族 私生子引渡 棄兒引渡
棄兒引受替 離婚送籍 養子女離縁送籍
相續人離縁送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

除籍目錄ノ内

他郡區へ送籍之部ノ三

分家 分家者復歸 附籍者
附籍者別立 絶家再興 轉住送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

除籍目録ノ内

他戸長役場管内へ送籍之部ノ一
結婚 縁女 養子女
相續人送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

除籍目録ノ内

他戸長役場管内へ送籍之部ノ二
携帶者 親族 私生子引渡 棄兒引渡
棄兒引受替 離婚送籍 養子女離縁送籍
相續人離縁送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

除籍目録ノ内

他戸長役場管内へ送籍之部ノ三

分家 分家者復歸 附籍者
附籍者別立 絶家再興 轉住送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

管内異動目録ノ内

管内入籍之部ノ一

結婚 縁女 養子女
相續人入籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

管内異動目錄ノ内

管内入籍之部ノ二

携帶者 親族
棄兒引受替 離婚復籍
相續人離縁復籍入籍ノ分

私生子引受 棄兒引取
養子女離縁復籍

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

管内異動目錄ノ内

管内入籍之部ノ三

分家 分家者復歸
附籍者別立 絶家再興

附籍者
轉住入籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

管内異動目錄ノ内

管内送籍之部ノ一

結婚 縁女 養子女
相續人送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

管内異動目錄ノ内

管内送籍之部ノ二

携帶者 親族 私生子引渡 棄兒引渡
棄兒引受替 離婚送籍 養子女離縁送籍
相續人離縁送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

管内異動目錄ノ内

管内送籍之部ノ三

分家 分家者復歸 附籍者
附籍者別立 絶家再興 轉住送籍ノ分

何郡何村外何ヶ村
戸長役場

明治何年

管内異動目錄ノ内

異動之部ノ一

戸内結婚 戸内離婚 家名相續ノ分

何郡何村外何ヶ村
戸長役場

明治何年

管内異動目錄ノ内

異動之部ノ二

廢戶主 廢嫡
私生子爲嫡出ノ分

廢嫡者復立

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

明治何年

管内異動目錄ノ内

異動之部ノ三

棄兒立戸 失蹤
失蹤者所在分明ノ分

失蹤者復立

何郡何村外何ヶ村

戸長役場

戸長役場

明治何年
管内異動目錄ノ内
異動之部ノ四
改名 復姓ノ分
何那何村外何ヶ村
戸長 役場

明治何年
管内異動目錄ノ内
異動之部ノ五
身分變換ノ分
何那何村外何ヶ村
戸長 役場

明治二十年	何年
管内異動目錄ノ内	
異動之部ノ六	
廢家	絕家
轉住	
戸籍訂正ノ分	
何郡何村外何ケ村	
戸長	役場

●明治二十年(三月)訓令甲第六十七號
 客月訓令甲第二十八號戸籍取扱細則左ノ通改正ス

郡區役所 戸長役場

戸籍取扱細則

- 第一條 戸籍簿ヲ調製スルハ厚紙(板目紙ノ類)ヲ臺紙トシ戸籍用紙ノ雙端ニ糊シ之ヲ臺紙ニ貼付ス若シ家族ノ多キハ第二用紙ヲ次ノ臺紙ニ貼付スルモノトス
- 但退テ戸籍改正ノ際ハ用紙ヲ剝去リ之ヲ編綴シ臺紙ハ改製簿冊ニ用ユヘシ
- 第二條 戸主代替ノ節ハ書式ノ如ク朱線ヲ畫シ戸籍用紙ヲ臺紙ヨリ剝去リ別ニ之ヲ編綴シテ除籍簿ト爲シ更ニ新戸主ノ戸籍ヲ貼付スヘシ(廿一年二月訓令甲十六號ヲ以テ改正)
- 第三條 臺紙ハ必ス十葉以上ノ餘白ヲ存シ新戸籍貼付ノ用ニ供スヘシ
- 第四條 戸籍簿編製ノ順序ハ家屋番號ノ順序ニヨルベシ
- 第五條 全戸入籍シタルハ新番號ヲ設ケ他ノ轉籍シタルハ代替ノ法ノ如クシ其番號ハ缺番トシ入籍者ナキハ退テ改正ノ際通シ番トスヘシ
- 第六條 (廿一年二月訓令甲十六號ヲ以テ削除ス)
- 第七條 甲乙家屋ノ間ニ新クニ家屋ノ建設届出アルハ甲家屋ヨリ甲乙丙ノ符號ヲ附シ(例ヘハ甲ノ家屋ナ一番戸甲トシ新ニ設ケタル家屋ヲ一番戸乙トスルカ如ク)戸籍簿ニ編入シ同上破毀届出アルハ番號ハ其儘據置追テ改正ノ際改ムヘシ(廿一年二月訓令甲十六號ヲ以テ改正)
- 第八條 一戸籍内ノ子弟等他ノ添籍スルハ式ノ如ク其名前ニ朱線ヲ畫シ入籍セシキハ用紙

ノ空罅へ更ニ式ノ如ク登記スルハ出入何回ニ至ルモ同シ
 第九條 送込籍ノ割印ハ役場印ヲ以テ登記目録ニ割印シ其番號ハ同日録ニ登記ノ番號ヲ付スルモノトス
 但内務省令第二十二號第三條及十四條但書ノ官印ハ戸長ノ官印ヲ用フ若シ學生代理スルハ實印ノ側ニ代理某ト記スヘシ
 第十條 郡區内甲町村ヨリ乙町村へ出入寄留ヲ登記スルハ總テ内務省令第二十二號寄留ノ部ニ準シ其簿冊編製方ハ本縣訓令第四十五號出入寄留簿ノ雛形ニ準據スヘシ
 第十一條 失踪逃亡者ノ除籍單身戸主死亡後並死亡後六ヶ月ヲ過キ絶家トナル者等ハ戸長ニ於テ其氏名年月日事由等届書同様ノ書面ヲ作り之ニ據リ登記目録並ニ戸籍簿ニ記載シ而シテ内務省令第二十二號第十五條ノ手續ヲ爲スヘシ
 第十二條 登記目録除籍書式中死亡ハ病死變死ヲ區別登記スヘシ
 第十三條 現在戸籍ノ加除ハ三月三十一日ニ止メ四月一日現在ノ戸籍ニ據リ改正訓ニ着手シ而シテ四月一日以後届出ノ分ハ單ニ登記目録ニ記入シ九月一日ヨリ加除ヲナスヘシ
 第十四條 戸籍簿編製ノ上ハ正副並ニ現在調原簿ト共ニ郡役所區ハ縣廳ニ差出スヘシ郡役所縣廳ハ之ヲ檢査シ其正本表面ハ役所又ハ縣廳ノ印ヲ捺シ原簿ト共ニ之ヲ返付ス但副本ハ草稿ヲ用ユルニ及ハス
 第十五條 戸籍簿整頓ノ上ハ其旨届出ツヘシ
 第十六條 同居ハ戸主ノ同番號ヲ用ヒ戸主戸籍ノ次ニ編綴スヘシ附籍者ハ戸主戸籍ノ最末ニ

登記スヘシ
 第十七條 學術修業旅人出稼等ノ者當初ヨリ日數九十日以上ニ涉ルヘキヲ豫知スルモノハ日限内ト雖モ寄留届ヲ爲サシムヘシ
 第十八條 學術修業トシテ學舍内ニ寄留スル者ハ其學舍管理人連署届出サシムヘシ
 第十九條 出寄留者寄留地替届出ルルハ同種内ナレハ其旨事項欄内へ登記シ遞ノ登記事項ニ朱線ヲ書ス若シ他種内ナルルハ其旨朱ニテ登記シ氏名ニ朱線ヲ書シ而シ替地種内へ更ニ登記スヘシ
 第二十條 出入寄留者ニ係ル届書ハ郡役所又ハ縣廳ニ差出スニ及ハス但入寄留者諸届書ハ入寄留届書ト合綴スヘシ
 第二十一條 戸籍加除ノ文字ハ必ス楷行ノ内極メテ細字ヲ以テスヘシ
 第二十二條 婦女ノ名ニシテ假名ヲ用ルモノハ總テ片假名ヲ用フヘシ(廿一年二月訓令甲十六號ヲ以テ改正)
 第二十三條 (二十年十月訓令甲三十八號ヲ以テ削除ス)
 第二十四條 (二十一年二月訓令甲十六號ヲ以テ削除)
 第二十五條 參考上便宜ノ爲メ犯罪及ヒ身代限名簿ヲ調製シ處刑及ヒ身代限ヲ受ケタルモノ並ニ其辨償ノ義務ヲ了リタルモノヲ記載ス(全上)但從前戸籍ニ記載セシ分モ登記ス
 第二十六條 (二十年十一月訓令甲四十四號ヲ以テ削除ス)

●明治廿年(五月)訓令甲第六號

郡區役所 戶長役場

戶籍取扱細則第廿五條犯罪及ヒ身代限名簿記載方左ノ通心得ヘシ

犯罪及ヒ身代限名簿記載心得

第一項 本簿ニハ明治十四年(十二月)司法省丁第三十三號逕輕罪裁判所檢事ノ通知書ニヨリ其姓名ヲイロハ分ケテ以テ記載シ其通知書ヲ付綴スヘシ

但明治十四年(十二月)丁第三十三號布達前ニ係ルモノト雖モ記載スヘシ

第二項 一罪前ニ發シ處刑中他ノ一罪發覺シ加重セシレタル者ハ更ニ別欄ニ記載シ前欄ヘ朱線ヲ書スヘシ第三項身代限ヲ爲シタルモノニ姓名モイロハ分ケテ以テ記載シ追テ返償ヲ了シタルトキハ其年月日ヲ記入シ上欄ヘ朱線ヲ書スヘシ

●明治廿年(十月)訓令甲第四十一號

郡區役所 戶長役場

戶籍ニ關スル届出事項ノ内失踪ハ届出期限ナキモノニ付キ戶籍取扱手續第八條ニ依ルルハ其事項ト届出年月日ヲ登記スヘキモノニシテ登記書式第一ノ十四行上欄ニ年月日失踪トアルモ右ハ年月日失踪ヲ一ノ届出事項ト爲スノ旨趣ニ有之候ニ付登記目録書式第十五管內異動目錄異動ノ部第十一項ノ通年月日失踪年月日届出ト登記スル儀ト心得ヘシ

●明治廿一年(一月)訓令甲第五號

郡區役所 戶長役場

戶籍表新調之際前年分増減ト大差有之廉ハ其事由ヲ詳記シ該表ノ備考トシテ進達スヘシ

●明治廿年(七月)訓令甲第廿號

宮内省第三號ヲ以テ有位者戶籍上變改願屆郡區長ヨリ直テニ同省華族局ヘ進牒スヘキ旨布達

ニ付テハ戶長取扱ニ屬スル願届アリタルトキハ其事項ヲ戶籍簿ニ登記セシ後該願届ニ副書シ即日郡役所ヘ送付スヘシ

●明治二十年(十月)訓令甲第三十九號

郡區役所 戶長役場

人民定籍ノ義ハ其町村ノ籍簿ニ登錄スルニ止リ別ニ居住宅地ヲ以テスルコト及ハス尤從前ノ違指令等ニテ之レニ觸ルモノハ總テ廢止タルヘシ

但戶籍取扱手續ニヨリ居住ノ戶番號ヲ記載スルハ其書式ニ準依スヘシ

●明治廿一年(三月)訓令甲第十八號

區役所 戶長役場

令般戶籍改正候ニ付テハ各戶門戶ニ貼付スヘキ標札書式等左ノ通改正ス

一 第一號標札ハ一タヒ門戶ニ貼付セシ上ハ居住人變更スト雖モ其家屋ヲ毀却スルコト非レハ撤セサルモノトス

一 第二號標札ハ居住人變更スル毎ニ之ヲ携帶シ移轉シタル家屋ニ貼付スルモノトス

一同居人ハ第二號ノ標札ノミチ家主ノ標札ト並列貼付スルモノトス

寸法等同上

第一 新潟縣何郡(區)何町(村)

第二 (士族(平民) 他府縣ヨリ寄留者ハ 族籍ノ上(本籍府縣) 名ヲ冠ス)

何番戶 姓 名

○送入籍附籍 附出生死亡死産届書式

●明治十七年(五月)甲第五十八號
陸軍軍人結婚ニ係ル送入籍ハ結婚條例ニ依リ許可ヲ得タル後其送籍ヲ出願スヘキ等ニ付若シ
順序ニ違ヒ出願スルトキハ當初ノ送入籍無効ニ屬ス儀モ可有之候條出願者ハ勿論戸長ニ於テ
モ能ク其邊ニ注意スヘシ此旨布達候事

郡區役所 戸長役場

●明治十九年(二月)乙第十二號
自今家族ニシテ他家ヘ付籍セントスル者ハ送入籍ノ手續ヲナスニ及ハス本籍戸主ノ續柄ヲ付
籍者ノ肩ニ記シ總テ寄留者同機取扱フヘシ其既ニ送入籍ノ手續ヲ爲シタル者ハ來三月三十一
日限リ更ニ舊送籍書ヲ本籍地ニ還付シ本籍地ハ其年月日何某方付籍ノ旨ヲ戸籍ニ登記シ而シ
テ入籍証ヲ付籍地ニ還付スヘシ此旨相達候事

●明治十九年(十一月)縣令甲第四十五號
出生死亡死産届送籍願書式左ノ通相定ム

但本年五月本廳甲第八十六號布達ハ廢止ス

出産死亡死産届送籍願書式

第一條 出産死亡死産若クハ送籍セントスルトキハ第一號第二號第六號書式ニ準シ戸長ヘ(區ハ區長ヘ以下之ニ做フ)(願届)出ヘシ

第二條 變死又ハ囚徒ノ死屍ニ係ルモノハ墓地及埋葬取籍細則第八條第三項第四項ニ準據ス

第三條 醫師ニ於テ施治ノ者死亡又ハ死産セントキハ第三號第四號死休ヲ檢按セシキハ第五號書式ニ準シ之ヲ其家人若クハ親族ノモノニ付與スヘシ
但產婆死産届出(分娩ノ際自己ノ取扱シモノニ限ル以下同シ)ノ手續ハ醫師ニ同シ
第四條 醫師死休死産ヲ檢按シ其死屍ニ異狀アルキハ前條ノ手續ヲ爲サス直ヤニ所轄警察署分署若クハ巡查派出所戸長ニ申報スヘシ
但產婆ハ醫師ト商リ本文ノ手續ヲ爲スヘシ
第五條 數醫ニテ施治セシ患者死亡セシキハ主治醫ヨリ其届書ヲ付與スヘシ
但時宜ニヨリ數名連署スルモ妨ケナシ
第一號

出生届

一 公生或ハ私生長ニ男女	何那區町村番地華士族平民(寄留ナルキハ本籍番地ヲモ詳記スヘシ以下之ニ做フ)
一 氏名	何某妻長ニ女姉妹等
	職業 氏 名
	生 年 月

第二號

一何月妊娠
一何月日出生
右之通ニ付此段御届申候也

年月日 區長 戶長 宛

右戸主(戸主未定若クハ不在ナルトキハ親族二人以上又ハ其事ニ關係アル者以下之ニ做フ)

氏 名 印

死亡(死産)(變死)届

何郡區町村番地華士族平民

職業 氏 名

一何月日病死(死産)死産ナルトキハ何月妊娠(變死)右之通ニ付醫師(又ハ産婆)之書面ヲ添此段御届申候也

年月日 區長 戶長 宛

氏 名 印

第三號

死亡届

何郡區町村番地華士族平民

職業 氏 名

一病名
一何月日死
一未婚又ハ既婚配偶有(無)
右拙者施治ノ患者ニ候處致死亡候ニ付此段御届申候也

年月日 區長 戶長 宛

醫師 氏 名 印

死産届

何郡區町村番地華士族平民

職業 何某妻長二女姉妹等 氏 名

第四號

第九類 送入籍附籍 附出生死亡死産届書式

生年月

- 一 公生或ハ私生長二男女
 - 一 何月妊娠
 - 一 何月日死産
- 右之通ニ付此段御届申候也

何郡區町村番地

年月日

醫師又ハ産婆

區長 戸長 宛

氏

名印

第五號

死休檢按書

何郡區町村番地華士族平民

職業 氏

生年月

- 一 病名(死ニ至ル原因ハ可成詳記スヘシ)
 - 一 何月日死亡
 - 一 未婚又ハ既婚配偶有(無)
- 右死休檢按候處前書ノ通相違無之候也

何郡區町村番地

年月日

醫師

氏

名印

區長 戸長 宛

第六號

送籍願

何郡區町村番地華士族平民

何某長二男二女(又ハ姉妹等)

生年月

右雙方熟識ノ上何府縣國郡區町村番地華士族平民何某養子女(相續人トナストキハ嗣子ト記スヘシ)(或ハ妻等)ニ差遣(又ハ離縁)候ニ付送籍相成度此段相願候也

右戸主

氏

名印

右本人

氏

名印

何府縣國郡區町村番地華士族

平民受籍戸主

氏

名印

區長 戸長 宛

廿三年甲第十二月
訓令甲第七十
九號ヲ以テ入
紙報知書ノ用
紙ニ限リ便宜
上郵便書ノ用
ナシトス

●明治十九年(十一月)訓令甲第四十四號
區役所 戶長役場
內務省令第二十二號訓令第二十號ヲ以テ戶籍取扱手續及書式被相定候處其送籍狀及入籍報知
書式別紙之通相定候條區々不相成様取扱フヘシ
但送籍狀用紙ハ十九年內務省令第廿二號第十六條ノ通戶籍用紙ト心得ヘシ(廿一年一月訓
令甲四號ヲ以テ但書追加)

○本番號ハ登記目錄ノ番號ヲ用非役
印 第何號 爲印ヲ以テ登記目錄ト割印スヘシ
全戸ノ送籍狀書式

何縣何郡何村何番地	平民
前戶主 亡父 氏 名	
何年何月何日相續、何年何月何日願濟改名、何年何月何日願濟復姓	亡父名長男
	舊姓號 舊名
	氏 名
	何年何月何日生
主 戶	

何年何月何日何縣何郡何村平民氏名二女入籍	母	亡父名妻
何年何月何日何府何區何町士族氏名長女入籍	妻	何年何月何日生
	名	何年何月何日生
	名	
右全戸何名御管內何村(轉住ノ儀申出候ニ付及送籍候也		
年月日	何縣何郡何村戶長 氏 名	官印
何府何郡何村戶長御中		
第 號		
人別ノ送籍狀書式		

何府何區何町何番地		士族
何年何月何日何府何區何町士族氏名養子離縁 付復歸		戸主氏名
弟		亡父名二男
右之者御管内何町何番地士族氏名養子ニ遣ハシ候旨申出ニ付及送籍候也		何年何月何日生
年月日	何府何區長 氏 名	官印
何縣何郡何町戸長御中 入籍報知書々式。用紙ハ各役場通常用紙		
第 號	元何縣何郡何町士族 氏 名	
家族 何 名		

右何年何月何日付第何號送籍狀ニ照查シ今何日管内何村何番地ニ入籍取扱候此段及報知候也		何縣何郡何村戸長 氏 名	官印
年月日	何縣何郡何町戸長 氏 名	同上	
第 號 元何府何區何町何番地 平民氏名二男 名			
右何年何月何日付第何號送籍狀ニ照查シ昨日管内何町何番地士族氏名養子ニ入籍取扱候此段及報知候也			
年月日	何縣何郡何町戸長 氏 名	何府何區長氏名殿	印
●明治廿年(十一月)訓令甲第四十三號 郡區役所 戸長役場 獨子孫他ニ送籍願ノ都度處分伺出來候處自今事情不得已モノニ限リ經制ヲ要セス許可スヘシ			
●明治二十一年(一月)訓令甲第八號 郡區役所 戸長役場 客歲(十一月)訓令甲第四十三號獨子孫他ニ送籍ノ件戸長役場ノ四字ヲ削除ス			

●明治廿一年(二月)訓令甲第十九號 區役所 戶長役場
自今全戸ヲ轉セントスルモノニハ左ノ事項ヲ取調ヘ之ヲ送籍狀ニ添付スヘシ

戶主

何 某

一前戸主某何年何月日死亡或ハ何年何月日六十歳未滿ニシテ退隱ノ上他ニ離縁復籍シタル其
事由又重罪ヲ犯シタルモノハ其刑名年月日
一前嗣子承祖孫某何年何月日死亡或ハ廢嫡若クハ離縁復籍又ハ現役中死亡又重罪ヲ犯シタル
モノハ其刑名年月日

一輕罪以上ノ刑ヲ受ケタルモノハ戸主及家族共其刑名年月日

●明治廿一年(十月)訓令甲第八十五號

區役所 戶長役場

送籍狀ハ戸籍用紙ヲ用ユヘキハ十九年内務省第廿二號第十六條明文ノ通ニ有之候處往々該用
紙ヲ折半或ハ單ニ一二欄ヲ畫シ相用ヒ候向有之候處右ハ總テ全戸籍用紙ヲ用ユヘシ

○北海道轉籍移住者

●明治十三年(十月)乙第七十五號

郡區役所 戶長役場

北海道送籍移住者渡航手續ノ儀ハ已ニ昨年四月開拓使甲第四號ヲ以テ布達相成居候處往々志
願人共直ニ乘船便宜ノ地ニ出テ至急回船願出候徒モ有之候處該使附屬船回船綜合ノ都合ニ依
リ空ク船待スル等無益ノ失費ヲ要シ候テハ移住者ノ迷惑不少候ニ付今後移住送籍又ハ回船

等出願スルモノハ先ツ願書ヲ出シ彌回船時日ノ報知ヲ得然ル後出船スヘキ場所ニ立進必ス輕
卒ノ運ヒヨ出サレ標部下人民ニ諭示可致置此旨相達候事

●明治十五年十一月十一日番外

北海道ニ移住志願ノ者ハ先ツ移住スヘキ土地ノ形勢ヲ探査シ就業之目的ヲ確立シ移住後一兩
年間ハ衣食ノ有餘アル者ニ非レハ成業覺束ナキ事ニ有之然ルニ渡航ノ際船待費用スラ差間該
道若港ノ後愈衣食ニ窮スル者不掛趣ニ相聞不都合ニ候條以後出願之節ハ右様ノ儀無之様注意
可致且又移住規則不心得ヨリ願書差出後直ニ郷里ヲ出立又ハ相對ヲ以テ定規外ノ船ヲ雇ヒ渡
航ノ者モ往々有之候趣ニ付今後ハ移住許可乘船票下付以前郷里出發候儀ハ勿論定規外ノ船相
雇候條之儀無之様箇ノ注意可致此旨諭達候事

郡區役所

●明治十六年(七月)丙第四十二號

本年(四月)第十號ヲ以テ北海道轉籍移住者手續布達相成候處右細箇ハ本年農商務省第六號達
之通可相心得此旨相達候事

●明治十八年(十一月)告第三百九十四號

北海道移住農民ノ義ハ豫テ土地撰定ノ上移着後直ニ開墾ニ從事スヘキノ必要ナルニ付移民總
代ノ名義ヲ以テ土地撰定豫備出願許可セシ者ノ内或ハ其目的ノ十分ナラサレコリ申立ノ通り
履行セズ爲メニ數百萬坪ノ土地ヲ空シテ豫備シテ他ノ開墾篤志者ノ妨ケヲ爲ス者モ不少候ニ
就テハ來ル明治十九年一月ヨリハ所轄縣廳ノ添書ヲ携帶スルモノニ限リ許可可致旨札幌縣ヨ
リ照會有之候條爾後該地ニ移住ノ爲メ豫テ土地撰定豫備出願セントスル者ハ確乎テ其目的相

第九類 北海道轉籍移住者

立本縣ノ添書ヲ得テ該縣へ出願候様可致此旨告示候事

●明治十八年(十二月)乙第百廿一號

郡區役所 戸長役場

北海道渡航保護出願者之儀ニ就テハ屢々達之次第モ有之候處或ハ農業ノ目的ヲ以テ移住セント欲スル者ニシテ其勞力ニ堪ユヘキ強壯ノ者無之或ハ移住後一ケ年間食料之用意アラサルモ又ハ移住ノ爲メ故ラ分籍セシ者等ノ如キハ許可不相成次第ニ付爾後移住渡航保護出願之者有之候節ハ左記ノ項目ニ據リ夫々調査ノ上可差出此旨相達候事

- 一 農業ノ目的ヲ以テ移住セント欲スルモノハ一戸中滿十六年以上五十年未滿ノ男女二人以上勞働ニ堪ユヘキモノアルヲ要ス
 - 二 家屋ノ程度ハ男女平均一人一日玄米四合ノ割ヲ以テ移住後一ケ年間食料アルヲ要ス
 - 三 前項不合格ノ者及移住ノ爲メ故ラ分籍セシ者ハ保護出願スルヲ得ス
- 但同盟渡航者ノ内ニテ資金共通ノ法ヲ得ルモノ或ハ一家中先住ノ者アリテ止ヲ得ス
出願スルモノ、如キハ其事情ヲ具申スヘシ

○寄 留

●明治十五年(四月)乙第三十號

寄留人願何處等郡區長又ハ戸長ノ取扱ニ屬スルモノハ郡區役所又ハ戸長役場ニ於テ處分ノ上其旨本籍郡區役所戸長役場へ通報可致此旨相達候事
但實地取調ノ上ニ無之テハ難及處分事件ハ本籍郡區役所又ハ戸長役場ニ協議ノ上便宜取扱

フヘシ

●明治十九年(十二月)訓令甲第七十一號

郡區役所 戸長役場

内務省令第十九號ヲ以テ寄留者届出方被相定候付テハ官有ノ地所(官有地第三種及社寺境内地)又ハ家屋ニ寄留スル者ハ寄留本人ト其官地又ハ官舎ヲ管理スル主務官トヨリ届出其寄留者退去ノ時ハ前項主務官ヨリ届出ヲ爲サシムヘシ

●明治廿年(一月)訓令甲第三號

郡區役所 戸長役場

陸軍校團生徒隊ニ屬スル馬丁ノ寄留取扱方ハ本籍地ニ於テ傭入又ハ解傭ノ通知若クハ届書ヲ受領シタルトハ戸籍手續ニ依リ出寄留簿ヲ加除シ戸籍表調製ノ節ハ之ヲ第二人口出入表出寄留ニ算入スヘシ

●明治二十年(三月)縣令甲第四十七號

寄留者届出方左ノ通心得ヘシ

寄留者届出方心得

- 一 寄留本人ノ内戸主ニアラサル者ニテ實印ヲ所持セス若クハ其氏名ヲ記スル能ハサルトキハ無印又ハ代書シ其旨ヲ氏名ノ傍ニ付記(幼少ニ付代書或ハ實印無之ノ類)シテ届出必ス署印スルニ及ハス但現ニ後見人アル幼者ハ其後見人幼者ニ代リ届出ヘシ
- 一 學校及ヒ會社其他農商家等同所ニ數人寄留シタル場合ニ在ッテハ每人各自ニ寄留届ヲ爲スヲ要セス一同一紙ニ連署シテ届出ルモ妨ケナシ
- 一 公私ノ用ニテ最初ヨリ寄留スル者及學校寄宿生婢僕ノ類ハ寄宿シタル當日ヨリ十日以内ニ

届出へキハ勿論ナリト雖モ最初ヨリ寄留スルニアラズシテ一時逗留スルモノ等ハ其逗留九十日ヲ過キタルトキニ於テ寄留ノ取扱トナルモノナレハ其寄留トナリタル日即チ九十日目ヨリ起算シ十日以内ニ寄留ノ届出ヲ爲スヘキモノトス

一内務省令第十九號第六條中ノ寄留者及地主云々トアルハ寄留シタルモノト寄留人ヲ置キタル地主又ハ家主又ハ其地其家ノ管理者(執事差配人支配人看守人取扱人等ノ類)ト雙方ヨリ届出ヘシトノ趣意ニテ其届書ハ雙方ヨリ別々ニスルモ又一紙ニ連署シテ届出ルモ妨ケナシ

●明治二十年(五月)縣令甲第八十八號

本年(五月)縣令甲第八十號一郡區内町村寄留届出方左ノ通改正ス

第一 自己ノ所有地ニ於テハ寄留者ヨリ他人ノ所有地若クハ自己又ハ他人ノ借地借家ニ於テハ寄留者及地主又ハ家主又ハ其地其家ヲ管理スル者ヨリ十日以内ニ其地戸長及本籍戸長ヘ届出ヘシ

第二 寄留地ヲ去ルルハ自己ノ所有地ニ於テハ寄留者其他ニ於テハ地主又ハ家主又ハ其地其家ヲ管理スル者ヨリ前項期日内ニ其地戸長ヘ届出ヘシ

第三 寄留者本籍地ニ歸リタルハ戸主又ハ本人ヨリ前項期日内ニ届出ヘシ

●明治廿一年(四月)告示第七十五號

埼玉縣ニ於テ雇人請宿取締規則改定ニ由リ雇人トナルニハ原籍若クハ現住地戸長ノ身元証明証ヲ要スルニ付縣下人民ニシテ同縣下ニ於テ雇人クラント欲スルモノハ所轄區戸長ノ身元証明書ヲ携帶スヘシ

○結婚

●明治八年(十二月)第四百廿五號

左ノ通御達相成候條銘々ニ於テ届方等等閑ノ儀無之權可相心得此旨可及告示者也

太政官第二百九号十二月九日

婚姻又ハ養子養女ノ取組若クハ其離婚縁令相對熟談ノ上タリハ雙方ノ戸籍ニ登記セサル内ハ其效ナキ者ト看做スヘシ候條右等ノ届方等閑ノ所業無之權精々説諭可致置此旨相達候事

●明治十七年一月十二日無号

各郡區長

亡兄ノ遺妻其弟ト結婚ノ儀ニ付追々及指令置候向モ有之候處以後至重ノ事故アル者ニ限り事實ヲ具シ其時々可經稟議旨其筋ヨリ訓示相成候條其旨可相心得此旨訓示候事

○改姓名

●明治八年(二月)第四十三號

猥リニ改姓名不相成儀ハ兼テ公布モ有之處各宗僧侶中ニハ得度住職或ハ附籍復籍等ニ托シ無願ニテ改姓名候者モ儘有之趣相聞規則ニ悖リ不都合ノ至リニ候條今後無餘儀事故有之改姓名致度節ハ屹度本廳ヘ届出可請指圖此旨僧侶ヘ可及告示者也

○逃亡失踪 附遺留財產處分

第九類 結婚 改姓名 逃亡失踪 附遺留財產處分

●明治十年(八月)第九十八號

逃亡失踪等之者尋方期限之儀ハ每六ヶ月ツ、六度合計三十六ヶ月ヲ過キテ尋得サルハ永尋可申付管之處届出之遲延或ハ日數ノ違算ニヨリ自然期限之延縮ヲ生シ甚以不都合候條自今迅速可届出ハ勿論ニ候得共右期日ヲ數フルハ届出ノ遲速ヲ問ハス都テ失踪ノ日ヨリ起算候儀ト可相心得此旨一般へ及諭達候事

●明治十七年(一月)乙第十二號

失踪逃亡死亡及絶家ノ財産ヲ戸長ニ於テ保管スルハ財産目錄ヲ作り所轄郡役所へ差出スヘシ此旨相達候事
郡區役所 戸長役場

●明治十七年(九月)甲第二百二十號

逃亡失踪ノ者届出方ノ儀郡區長特委任條件第七十九條ニ依リ届出來候處取締上都合有之候條自今所轄警察署(警察署ナキ地ハ分署へ)へモ可届出此旨布達候事
郡區役所

●明治廿一年(七月)訓令乙第七十五號

失踪又ハ死亡跡遺留財産ヲ其親族ニ於テ保管スル場合本人又ハ其家ノ利害ニ關シ協議ヲ以テ賣却若クハ交換等ヲ爲サントスルトキ不動産ハ郡區長ニ於テ認可ヲ與フヘキ旨往々及指令置候向モ有之候處自今都テ所管裁判所ノ認可ヲ受ケシムル義ト心得ヘシ
郡區役所

●明治廿一年(十二月)訓令乙第九十一號

親族又ハ區戸長ニ於テ保管スル失踪逃亡死亡者ノ遺留財産處分ニ付從前始審裁判所ノ認許ヲ經タルモノハ自今始審裁判所所在地ヲ除ク外管轄治安裁判所ニ認許ヲ乞フヲ得ヘシ
郡區役所

○後見人

●明治十六年(八月)乙第七十八號

後見人職務權限ノ儀ニ付内務省ヨリ左ノ通達相成候條爲心得此旨相達候事
郡區役所 戸長役場

後見人職務權限ノ儀ニ付伺

後見人規則發布ノ儀ハ目下急施ヲ要スル事項ニ付客年四月十三日上京シテ旨趣モ有之就テハ伺出ノ府縣へ追テ一般ノ法律制定相成マテ地方從來ノ慣習ニ依リ可取扱旨指令及ヒ來候處爾後々見職務ノ權限伺出ル府縣夥多有之抑後見人ハ當初親族ニ於テ撰任シタルモノナレバ常ニ監察スヘキ方法モ無之ニ付規則制定マテ不動産賣買讓渡質書入等ニ限リ其証書又ハ願書ニ親族連署ノ上ナラテハ戸長ニ於テ公証ヲ與ヘサル様相定メ其旨指令及ヒ度右ハ未タ成規モ無之此段相伺候也

明治十六年五月三十日

內務卿 山田 顯 義
太政大臣 三條 實美 殿

伺之趣聞届候事

明治十六年七月三日

○種族

●明治十四年(六月)乙第四十八號

郡區役所 戸長役場

非役有位帶勳者轉居並死亡ノ節當人或ハ相續人ヨリ届方ノ儀明治十二年乙第二十五號ヲ以テ相達置候處更ニ左ノ通相定候條非役有位帶勳者ノ輩ニ無洩可致通達此旨相達候事

一非役有位及帶勳ノ輩在役非役ニ不拘轉居改姓名及他管下ニ寄留本官歸著ハ當人ヨリ郡區役所ニ届出郡區役所ハ之ヲ縣廳ニ差出スヘシ

一死亡者ハ戶長ニテ取調郡區役所ニ差出シ郡區役所ハ之ヲ縣廳ニ差出スヘシ

一帶勳者姓名記載方ハ左ノ通認ムヘシ

右之通

勳何等賜何々章 姓 名

●明治十七年(三月)丙第廿三號

郡區役所

非役從六位以上同勳六等以上ノ輩自今賢所 皇靈神殿祭典之節參拜被差許候旨今般其筋ヨリ相達成候條此旨相達候事

●明治十九年(十月)訓令甲第廿一號

郡區長

勅令第三十四號華族世襲財產官報廣告ニ限リ自今左ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徵收セラル此旨銀行會社ニ相達スヘシ

- 四號活字 (二十六字詰) 壹行ニ付 金貳拾錢
 - 五號活字 (三十四字詰) 全 金拾七錢
 - 六號活字 (四十五字詰) 全 金拾四錢
- 廣告手数料ハ其都度本廳ニ相納ムヘシ

○行旅人

●明治十九年(四月)乙第五十七號

郡區役所 戶長役場

明治十六年(六月)乙第五十八號行旅死亡人取扱手續別紙ノ通改正ス

但明治十六年乙第八十三號乙第百六號明治十七年乙第二十七號乙第四十九號達ハ廢止ス右相達候事

行旅死亡人及重病餓餓ニ迫ル者取扱手續

第一條 引取人ナキ行旅死亡人並重病餓餓ニ迫ルモノ救護費用ハ左ノ金額ヲ定限トス

藥 劑 一日何貼何程 煎藥丸散藥一貼金貳錢以下

水藥一日分金四錢以下

但此額ヲ超ユルモノハ藥名分量等ヲ詳記シタル醫師ノ書面ヲ添ユヘシ

賄 料 何 度 一度ニ付 金四錢以下

看 護 人 一 日 金拾錢以下

送 夫 賃 一 人 一 里ニ付 金拾錢以下

小 屋 一 軒 金六拾錢以下 但小屋造入足トモ一切

第九類 行旅人

廿三年十一月
訓令甲第七十
一號ヲ以テ第
四條中(満期
後卅日)トア
ルヲ(其公告
ノ日)ヨリ九十
日ト改正ス

醫師診察料	一回	金拾錢以下
棺桶柩繩等	葬具一式	金五拾錢以下
埋葬人足賃	二人 但穴堀共	金拾五錢以下
揭示札	一枚	金四錢以下
墓標	一個	金四錢以下
新聞紙公告料	二日	實費

第二條 行旅死亡人ヲ假埋葬シ又ハ重病人ヲ救護セシムルハ三日以内ニ第四號書類又ハ第五號醫師檢按書ヲ添郡役所ヲ經由シ本縣ヘ届出ヘシ

第三條 行旅死亡人ノ本籍姓名詳カナルモノハ第一號乃至第六號書類ヲ添本籍戶長ヘ其費用ノ償還ヲ照會スヘシ

但倒死變死ニ係ルモノハ第五號醫師ノ檢按書等知リ得ヘキ事由書ヲ添付スヘシ

第四條 本籍詳カナラサル死亡人新聞紙ヲ以テ公告シ(日數二日)満期後卅日ヲ過キ尙本籍詳カナラサルモノハ第一號第二號第三號第六號第七號書類ヲ添本縣ヘ該費用ヲ申請スヘシ

第五條 死亡人ノ遺金ヲ以テ假埋葬取扱不足金アリタルモノハ差引明細書ヲ添ヘ本籍ヘ請求スヘシ

但本籍詳カナラサル死亡人ノ餘屬金並遺物アルモノハ明細書ヲ製シ之レヲ郡役所ニ差出シ

其物件ハ戶長役場ニ保管シ揭示ノ日ヨリ滿五ヶ年ノ後遺物ヲ入札拂トシ遺金ト併セ本縣ヘ相納ムヘシ

第六條 行旅人重病又ハ餓餓ニ迫ル者アルモノハ戶長ニ於テ懇切ニ救護ヲ加ヘ其住所姓名等ヲ開糺シ本籍詳カナル者ハ第一號第四號第五號第六號書類ヲ添ヘ直ニ引取方ヲ本籍ヘ照會シ追テ本縣ヘ其旨報告スヘシ

但本籍詳カナラサルモノハ救護日數七日毎ニ醫師ノ診斷書現狀並第一號第六號書類ヲ添本縣ヘ申請シ且其處分ヲ伺出ツヘシ

第七條 本籍ノモノ行旅中死亡若クハ重病又ハ餓餓ニ迫リ其地戶長ニ於テ假埋葬又ハ救護ヲ受ケ該費用償還ノ照會ヲ受ケタルモノハ家族ニ通知シ速ニ辨償又ハ引取人ヲ差出サシムヘシ但其家並親族凡赤貧ニシテ辨償又ハ引取人難差出片ハ第八條ノ手續ニ照準シ本縣ヘ願出ツヘシ

第八條 前條ノモノ其家赤貧ニシテ該費用辨償シ能ハサルモノハ戶長ニ於テ資産限リ辨償セシメ其不足分ハ近親(兄弟姉妹叔伯父母甥末一家ノ戶主タルモノ)ニ應分ノ義務ヲ盡サシメ尙不足アルモノハ本人資産調書戶籍寫及照會書寫該費任課書ヲ添ヘ第八號書式ニ照準シ本縣ヘ上申スヘシ

第九條 第一條ニ掲ケタル費用ハ戶長役場費ヨリ一時繰替ヘ支出スヘシ若シ差支アルモノハ其旨郡役所ヘ申立郡役所ハ豫備金ヨリ繰替支出スヘシ

第九類 行旅人

何府縣何國何(郡村)又ハ本籍不詳	何藥何貼
追リ救護諸費明細書	但何月何日ヨリ何月何日マテ何日
一金	分一日一貼
内譯	何月何日ヨリ何月何日マテ晝夜賄料
金	何月何日ヨリ何月何日マテ何日間看
金	護費
金	醫師診察料何度
金	小屋遣人足何人
金	屍体番人何人
金	埋葬人足何人
金	棺桶一箇
金	繩何束
金	但一束金何程
金	棒一本
金	新聞紙(公告何度

但一度金何程

右ノ通相違無之候也

第二號 年 月 日

何(郡區)何(町村)戸長又ハ區長以下之ニ做フ) 姓 名 印

行旅(病死倒死變死)人何府縣何國何(郡區)何(町村)又ハ本籍不詳) 何某遺金取調

一金何程 右之通相違無之候也

何(郡區)何(町村)戸長 姓 名 印

第三號 行旅(病死倒死變死)人何府縣何國何(郡區)何(町村)又ハ本籍不詳) 何某遺物(又ハ公賣代金)仕譯書

代金何程

計(又ハ金)何程

第九類 行旅人

右之通(又ハ公賣計候處)相違無之候也

第四號 年 月 日

住所姓名等聞札書

何(郡區)何(町村)戸長 姓名 印

何府縣何國何(郡區)何(町村)番地族

職業

何某(長女)男女

何 誰

但寄留所アレハ其寄留地ノ縣國郡區町
村番地ヲ併記スヘシ

一生年月又ハ年齡

一改姓名セシヨアレハ舊姓名

一養女或ハ他ノ附籍等ナレハ其實家ノ國郡區町村番地姓名並戸主トノ續柄

一生國發途ノ原由及年月日並行先

一祖父母父母兄弟姉妹等アレハ同居別居ヲ區別シ其國郡區町村番地姓名等

但親戚又ハ隣保ト雖モ原籍取調ニ必要ト認ムルモノハ皆記スヘシ

右ノ通申立候也

第五號

年 月 日

診 斷 書

何(郡區)何(町村)戸長

姓名 印

何府縣何國何(郡區)何(町村)族籍(又ハ本
籍不詳)

何 誰

一病 名

一原 因

一症 候

一治 法

一豫 后

右年月日何所ニ於テ遂診斷候處相違無之候也

何(郡區)何(町村)

醫師 姓名 印

年 月 日

何(郡區)何(町村)戸長
姓名 宛

第六號

第九類 行旅人

受取證

一金 内 譯 何々

右ハ何府縣何國何(郡區)何(町村)何某、又ハ本籍不詳行旅人、假埋葬費、又ハ藥價賄料何々料、
(總テ實費仕拂テ云)御拂相成正ニ受取候也

年 月 日 何(郡區)何(町村)

何郡區何(町村)戶長 何 誰印

姓 名 宛

第七號 本籍不詳死亡人假埋葬費用請求書

本籍不詳 何 誰(若クハ姓名不詳)
生年月(又何年位)

一金

地方稅ヨリ御下渡相成度分

金 内

右ハ年月日當(町村)何字ニ於テ(病死倒死變死)致候ニ付何月何日及御届置候處公告期限ヲ過
クルモ尙ホ本籍不相分ニ付假埋葬等ニ屬スル費用地方稅ヨリ御下渡有之度ハ尤該費ハ疑ニ那
役所豫備費ヲ以テ繰替テ受ケタル儀ニ有之候、別紙關係書類相添此段上申候也

年 月 日 何(郡區)何(町村)戶長

縣 令 宛 姓 名 印

第八號 行旅死亡人假埋葬、又ハ行旅中重病饑餓ニ迫ル者救護、費用請求書

一金 内 地方稅ヨリ御下渡相成度分

右ハ當(町村)何某又ハ(長ニ)男女何某儀行旅中年月日何府縣何國何郡區町村ニ於テ(病死變
死倒死)致候ニ付假埋葬、又ハ重病饑餓ニ迫リ救護ヲ受ケシ、費用前書ノ通該町村戶長ヨリ通
知越候處別紙何某願書並證明書ノ通赤貧ニシテ辨償シ能ハサルモノニ付地方稅ヲ以テ御下渡

本人遺金ハ遺物公賣代金ヲ差繼クヘキ分

第九類 行旅人

七七

相成度此致致上申候也

年 月 日

縣 令 宛

何(郡區)何(町村)戸長

姓 名 印

七八

●明治十九年(五月)乙第六十九號
郡區役所 戸長役場
行旅死亡人及行旅病人ノ携帶セル幼年者等救護ノ費用ハ本人又ハ家元ヨリ辨償セシムヘシト雖モ赤貧ニシテ辨償シ能ハサル片ハ恤救規則ニ依リ給與シ若シ増費ヲ要スルカ又ハ該規則ニ適當セサルモノハ本籍地方稅教育費ヲ以テ支辨スル儀ト心得ヘシ
右相達候事

○第十類

○衛生

○病院、醫學校 附驛梅院

●明治十五年(七月)甲第百六十八號

町村立私立醫學校設置伺出候節ハ昨十四年本廳甲第百八十七號布達町村立私立學校幼稚園書

籍館等設置廢止規則第一條ノ事項ノ外更ニ左ノ第一項第二項第三項ヲ具シテ伺出ヘク第四項第五項第六項ヲ具シテ開申スヘシ若シ既ニ設置シタル後右諸項中ニ變更アルキハ其都度伺出若クハ開申スヘシ此旨布達候事

一 臨床實驗ノ用ニ供スヘキ病院ノ種別

一 該院ノ位置及醫學校迄ノ距離

一 全臨床實驗ニ充ツヘキ患者ノ定員

一 全尋常患者ノ概數

一 全名稱

一 全院長履歷

●明治二十一年(十一月)縣令甲第百九號

私立病院ヲ設置候節ハ左ノ諸件ヲ具シ郡區役所經由本廳へ届出ツヘシ

但變更ノ都度届出ツヘシ

一 名稱及位置

一 創立者住所姓名

一 院長以下職員姓名

●明治廿一年(十一月)訓令甲第百九十號

公立病院ヲ設置候節ハ左ノ諸件ヲ具シテ開申スヘシ

但變更ノ都度開申スヘシ

郡區役所 戸長役場

第十類 病院、醫學校 附驛梅院

七九

一名稱及位階

一院長以下職員姓名及給料

一設置組合區域

明治十九年十二月訓令甲第六十三號

公私立病院患者並明細表左ノ甲乙號書式ニ照準取調毎年(一七)月十日限本廳へ差出スヘシ

但明治十六年六月本廳丙第三十四號達ハ廢止ス

甲號

公(私)立何病院患者表

明治何年自(一七)月至(十二)月

病名	入院患者				小計		外來患者		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
傳染性病									
發育及營養的病									
皮膚及筋病									
骨及關節病									
血行器病									
神經系及五管病									
呼吸器病									
消化器病									
泌尿及生殖器病									
外傷									
症									

何病院印

乙號

公(私)立何病院明細表

明治何年(六十二)月末濟

中	眼	梅	合	計
毒	症	病	毒	計
何	病	院	印	

所在地名	何那區何町村何番地
病室	幾室 此坪數幾坪
設立年月	明治何年何月
定額金	金 何程
寄附金	金 何程
藥價及諸入金	金 何程
計	金 何程

第十類 病院、醫學校、附屬病院

支 出 金	差 引 金	積 金 額	職 名	院 長 又 ハ 醫 長	醫 員	全 醫	藥 局 長	藥 劑 掛	全 藥	助 手	全	書記 又 ハ 事務 掛
金 何 程	金 何 程	金 何 程	月 給 額	族	籍	氏	名					
	過 又 ハ 不 足											

全 看 護 人	全	小 使	全	年月日	何 病 院 印	郡 區 役 所
				<p>●明治十九年(七月)丙第六十七號 驅梅院並檢梅場事務規程在ノ通相定ム 但明治十四年(十月)本應丙第七十八號達ハ廢止ス 右相違候事</p> <p>驅梅院並檢梅場事務規程 第一款 職員心得 第一項 醫員ハ檢査及治療調劑ノ事ヲ掌リ兼テ事務ヲ整理ス 第二項 事務掛ハ金錢出納及雜務ヲ調理ス 第二款 事務心得 第三項 檢査定日ヲ變更シタルトキハ其郡役所警察署若シハ分署ニ(新潟ハ衛生課以下之ニ)</p>		

做フ)申報スヘシ

第四項 娼妓ノ名簿ヲ製シ置キ開業廢業死亡又ハ他へ出稼替アル毎ニ之ヲ加除スヘシ

第五項 娼妓ニハ左式ノ検査證ヲ付與スヘシ

木札曲尺一寸八分

第何號	何某長二女姉妹	何	年
表	何某方出稼	何	年
娼妓	氏名	何	年
	生年月	何	年
	梅場ノ印	何	年
	梅場ノ印	何	年
	梅場ノ印	何	年

第六項 娼妓検査ノ節ハ其都度検査簿ニ無毒ノモノハ(健)印有毒ノモノハ(病)印ヲ捺捺シ置クヘシ

第七項 通常臨時トモ検査ノ上有毒ノモノハ其氏名ヲ警察署若シハ分署ニ申報スヘク全癒ノ節亦同シ

第八項 入院ノ娼妓ニシテ他ノ重病若シハ傳染病ニ罹リ又ハ父母祖父母病氣ニテ歸省ノ免許ヲ得タルトキハ其病症或ハ事實ヲ審査シ退院ヲ許スヘシ

第九項 驅梅院ハ醫員事務掛交番當直スヘシ

第十項 入院患者ニ面會テ乞フモノアルトキハ應接所ニ於テ面會セシメ男子ナレハ職員立會

フヘシ

但重症ノモノハ病室ニ於テ面會セシムルモ妨ケナシ

第十一項 驅梅院若シハ檢梅場ニハ左ノ簿冊ヲ調製シ置クヘシ

但備品器械等新調毀損ノトキハ其都度明記スヘシ

- 日誌
- 書籍帳
- 備品帳
- 藥品受拂帳
- 器械帳
- 往復留録
- 處方録

第十二項 毎月自第一號至第十一號ノ書式ニ據リ翌月三日限り郡役所ニ差出スヘシ

但檢梅場ハ第三第四第五第十一號書式ハ差出スニ及ハス

第十三項 郡役所ハ前條書類ヲ精査シ同月十日限り本廳ニ進達スヘシ

第十四項 通常經費ハ郡役所ノ認可ヲ得テ施行シ臨時ニ係ル費用ハ總テ本廳ニ伺出ヘシ

但臨時費ハ郡役所ニ於テ審査具申スヘシ

第十五項 本廳へ差出ス文書ハ都テ郡役所ヲ經由スヘシ

第三款 驅梅院介婆心得

第十類 病院、醫學校 附驅梅院

第十六項 醫員ノ指揮ニ從ヒ諸事親切ニ取扱フヘシ
 第十七項 藥用蠟生ニ情リ或ハ不品行ノモノアルトキハ懲諭シ若シ用カレハ醫員若クハ事務掛ニ申告スヘシ
 第十八項 治療ノ時ニハ患者ニ附添ト若シ歩行シ難キ患者アルトキハ其旨醫員ニ申告スヘシ
 第十九項 検査ノ節ハ受檢人ニ附添フヘシ
 第二十項 妄ニ他出スヘカラス無余儀事故アルトキハ醫員若クハ事務掛ノ許可ヲ受クヘシ
 第二十一項 病室ハ清潔ニ掃除スヘシ
 第一號

明治何年何月驅梅表

何驅梅院又ハ何檢梅場

醫員 氏

名印

娼

妓

患

者

前月末現員

前月持越患者

眞性

新規

持越患者

眞性

他ヨリ出稼

新患者

眞性

合計

假性

娼	前月末現員	新規	他ヨリ出稼	合計
妓	前月持越患者	持越患者	新患者	眞性
	眞性	眞性	眞性	假性

廢業	内他へ出稼	死亡	差引本月未現員	娼妓ノ平均日	検査總	第二號
合計	全治	死亡	未治	半治退院		記
						一金若干 内 譯
						何驅梅院 何月中諸費
						職 員 給 諸 雇 給 宿 直 賄 料 借 家 料 藥 品 代

金 金 金
 備品代
 消耗費
 郵便稅

右御下渡相成度候也

年 月 日
 第三號
 何驛梅院醫員 氏 名印

一金若干
 此譯
 明治何年何月職員俸給請取証書

金 金 金
 醫員 氏 名印
 全
 事務掛 氏 名印

以上
 第四號
 明治何年何月諸雇給請取証書

一金若干
 此譯

金 金
 介婆氏 名印
 小使氏 名印

以上
 ○日給ノモノハ但幾日分ト但書ヲ付配スヘシ

第五號
 明治何年何月中宿直賄料請取証書

一金若干
 內譯

一直賄料度	數請取金額	受取人氏名
金 七 錢 何 度	金 度	醫員 氏 名印
金 七 錢 何 度	金 度	事務掛 氏 名印

第六號
 明治何年何月中藥品受拂明細表

明治		年	藥品受拂明細表							驅儼院又ハ檢梅塲					
藥元	受部	支	拂	部	差引										
名	越前	本月	合計	一日	二日	三日	四日	五日	六日	、	、	、	卅一	合計	殘高
	高														
第七號															
明治何年何月中投劑明細表															
病名	藥名	日數	數	量	入院又ハ羅梅月日	退院又ハ治癒月日	貸座敷主	患者	氏名						
右之通支拂除處相違無之候也															

第八號		年	月	日	何驅梅院又ハ檢梅塲		醫員	氏	名印
一金若干		明治何年何月中藥品代明細表							
品	內	譯	目	數	量	代	價	小	計
右之通購求候處相違無之依之正當受取人ノ領收證書何葉相添候也									
何驅梅院又ハ檢梅塲									
醫員 氏									
名印									
第九號									
明治何年何月中備品代明細書									
一金若干									
內 譯									
第十類 病院、醫學校 附驅梅院									

品目	新調數	代價	修覆數	代價	通	計
右之通(新調修覆)候處相違無之依之正當受取人ノ領收證書何葉相添候也						
何驅梅院又ハ檢梅場						
醫員 氏 名印						
第十號						
明治何年何月中消耗費明細書						
一金若干						
內譯						
品目	數	量	代價	小計		
右之通購求候處相違無之依之正當受取人ノ領收證書何葉相添候也						
何驅梅院						

年 月 日
第十一號

醫員 氏 名印

明治何年何月中仕拂郵便稅證明書

一金若干

內譯

發着地	郵便度數	書留書狀數	郵便稅	書留手数料	小計
何郡何町ヨリ		壹度	貳錢	六錢	
本縣へ					
何郡何町ヨリ			四錢		
何郡役所へ					
全					

右之通仕拂候處領收証無之ニ付此段証明候也

何驅梅院

醫員 氏 名印

年 月 日

○醫 師 附患者届出手續、中毒藥物誤用死者届方

●明治十二年(一月)第六號

各區 正副區長 衛生取締 戸長

今般左ノ通達相成候コ付テハ自今若シ飲食物ノ中毒及ヒ藥物ノ誤用等ヨリ死ヲ致ス者有之ト

第十類 醫師 附患者届出手續、中毒藥物誤用死者届方

キハ其症狀ヲ詳ニシタル醫師ノ診斷書相添ヘ死後三日間無遲滯本廳へ可届出此旨相違候事
但本文ノ場合ニ於テハ所轄警察署又ハ分署へ届出檢視ヲ受クヘキ事（十八年乙廿六號ヲ以
テ追加ス）

●乙第八十八號

各地方管内ニ於テテ飲食物ノ中毒及ヒ藥物ノ誤用等ニヨリ死ヲ致ス者有之候節ハ其毒物ノ品名
中毒ノ症狀並ニ死者ノ住所姓名等詳細取調其都度當省衛生局へ通報可致且毒物ノ成分判然セ
サル分ハ現品相添可差出此旨相違候事

府 縣

明治十一年十二月廿日

内務卿 伊藤博文

●明治廿一年（六月）縣令甲第六十五號

恙虫患者ノ儀ハ爾後客歲（十月）縣令甲第百三十九號衛生報告例例目第一傳染病患者報告書式
ニ準シ届出ヘシ

●明治十七年（三月）甲第廿九號

脚氣患者届出手續左ノ通相定候條此旨布達候事

但明治十六年本廳乙第七十一號達脚氣患者届ハ廢止ス（十九年甲廿八號ヲ以テ改正）

脚氣患者届出手續

第一條 公私立病院及醫師ニ於テ脚氣患者ヲ治療シタルトキハ每半年左ノ表ヲ調製シ其翌月
十日以内ニ區長戸長ニ差出スヘシ（十九年甲廿八號ヲ以テ改正）

第二條 數名ノ醫師ニテ治療ヲ爲シタルモノハ主治醫ニ於テ第一條ノ手續ヲナスヘシ
第三條 區長戸長ハ公私立病院及醫師ヨリ差出シタル表ヲ取總メ（郡ハ郡役所ヲ經由）其月廿
日限リ本廳へ開申スヘシ（十九年甲廿八號ヲ以テ改正）
第四條 公私立病院及ヒ醫師ニ於テ病理療法並死屍局所解剖等新ニ見込ノ論說アラハ之ヲ詳
記シ患者表ニ添ヘ差出ス可シ（全上）

明治何年自（一七）月 脚氣患者表 至（六十二）月

發病月日	職 業	男 女	別 氏	名	年 齡	轉 歸

右治療ノ患者ニ付此段上申候也

公私立何病院又ハ醫師 氏 名 印

年 月 日 縣 令 宛

一職業ノ欄ハ患者ノ現業ヲ記ス患者老幼ニシテ現業ナキモノハ戶主何業ト記スヘシ
一轉歸ノ欄ハ（死亡全治未治退院轉醫）等ノモノヲ記ス

第十類 醫師 附患者届出手續、中毒藥物誤用死者届方 九五

一前期持越患者ハ掲載ニ及ハサレトモ死亡者ニ限リ朱字ニテ記載スヘシ
●明治十七年(九月)甲第百三號

醫師取締規則左之通相定候條此旨布達候事
但明治十五年本廳甲第百六號布達ハ廢止ス

醫師取締規則

第一條 新ニ醫術ヲ開業セントスル者ハ明治十六年第三十五號布告及ヒ三十四號公達ニ照準願出ヘシ

第二條 開業免許ヲ得タルモノ管内ニテ開業セントスル者ハ其開業地ノ郡區町村番地等ヲ記シ免狀寫ヲ添ヘ届出ヘシ

第三條 管内或ハ他管ヘ轉居シ又ハ他管ヨリ轉居シ來ルモノハ第二條ニ準シ届出ヘシ
第四條 診察出候所ヲ置クモノハ郡區町村番地並出診ノ定日ヲ詳記シ届出ヘシ
但他人ノ店ヲ借受ケ使用スルモノハ其居住主連署スヘシ

第五條 他管ノ醫師管内ニ出張所ヲ設ケントスルモノハ前條ニ準シ届出可シ

第六條 出張所ニ代診者ヲ置クハ其住所氏名ヲ記シ届出可シ

第七條 廢業死亡又ハ本籍ノ變換等ニ係ルモノハ醫師免許規則第八條及ヒ第十條ニ準シ一週間以内ニ(願届)出可シ但出張所ヲ廢シ或ハ其代診者ヲ止ムルキモ本文ノ期日内ニ届出可シ(十八年甲十一號ヲ以テ但書追加)

第八條 官省府縣若クハ醫學校病院等ニ奉職從事スルモノハ第三條ニ準シ其旨届出可シ

第九條 醫師免許規則第五條ニ據リ醫術假開業免狀ヲ得タルモノ管内外ニ轉籍寄留スルモノハ免狀添其旨届出可シ

第十條 診察ヲ爲サ、ル者ニ藥劑又ハ處方箋ヲ與フヘカラス(十八年甲十一號ヲ以テ追加)

第十一條 診察又ハ死体ヲ檢案セスシテ死亡届檢案書ヲ與フ可カラス(同上)

第十二條 此規則ニ掲グル(願届)ハ戶長衛生委員ノ與印ヲ得郡區役所ヲ經由本廳ニ差出ス可シ

第十三條 本則第二條第六條第十條第十一條ニ違背シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處

シ又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス(廿年十一月縣令甲百五十七號ヲ以テ改正)

●明治十七年(十月)乙第百廿九號 郡區役所 戶長役場 衛生委員

醫師產婆針灸治營業者左式ニ準シ其門戶ヘ掲標可致旨達方取計フヘシ此旨相達候事
但明治十一年本廳乙第百四號達ハ廢止ス

甲	内務省許可	本籍又ハ寄留
	内外科醫	氏名
	齒科醫	名
		カマ
	右黒塗朱字	一尺二寸

第十類 醫師 附患者届出手續、中毒藥物誤用死者届方

<p>乙</p> <p>何々科醫</p> <p>氏 名</p> <p>長ヤ</p>	<p>本籍又ハ寄留</p>
<p>右黒塗白字</p> <p>一尺二寸</p>	
<p>新潟縣許可</p> <p>産婆或ハ</p> <p>針治灸治</p> <p>氏 名</p> <p>長ヤ</p>	<p>本籍又ハ寄留</p>
<p>右白水黒字</p> <p>一尺二寸</p>	

○甲號ハ新舊ヲ問ハス内務省ヨリ免狀ヲ得タル者ニ限ル
但從前掲標シ置キタルモノハ更ニ本文ノ手續ヲ爲スニ及ハス
○乙號ハ從前開業醫ニシテ今般更ニ内務省ヨリ免狀ヲ得タルモノニ限ル
○内務省ノ免狀ヲ得タル産婆ハ甲號ノ式ヲ用ユヘシ
●明治十八年(六月)乙第七十三號 郡區役所 戸長役場 衛生委員
明治十七年(十月)本廳乙第百廿九號達醫局掲標中乙號書式並札色配字區別ヲ廢シ入齒齒抜口中療治接骨營業者掲標左ノ通相定メ候條右達ニ準シ取計フヘシ此旨相達候事

新潟縣許可

入齒々抜又ハ

口中療治接骨

氏 名

長ヤ

一尺二寸

●明治十八年(四月)甲第六十八號
入齒齒抜口中療治接骨營業取締規則左ノ通相定本年九月一日ヨリ施行シ從前營業者ハ鑑札可下渡候條來ル六月三十日限リ願書ニ履歷書相添戸長衛生委員ノ與書ヲ得郡區役所ヲ經由差出スヘシ此旨布達候事
但新規營業セントスルモノハ明治十六年(十月)第三十四號公達ニ據リ醫術開業試驗ヲ經ルニ非サレハ開業難致儀ト可相心得事
入齒齒抜口中療治接骨營業取締規則
第一條 入齒齒抜口中療治接骨營業者ハ本縣若クハ他府縣ノ鑑札ヲ有スルモノニ限ル
但他管ニ於テ鑑札ヲ受ケタルモノ管内ニテ營業セントスルモノハ履歷書並鑑札寫ヲ添ヘ其旨届出ヘシ(十九年甲九十二號ヲ以テ増補)
第二條 氏名族籍ヲ變更シタルトキハ鑑札書換願出ヘシ(十九年甲九十二號ヲ以テ改正)
但寄留スルモノハ其旨届出ル
第三條 管内外ニ轉籍寄留シ若クハ管内ニ出張所ヲ設ケ及ヒ廢止スルトキハ其地名並事由ヲ

第十類 醫師 附患者届出手續、中毒藥物誤用死者届方

九九

記シ其旨届出ヘシ(十九年甲九十二號ヲ以テ改正)

第四條 鑑札ヲ遺失毀損シタルハ其事由ヲ記シ書換届出ヘシ

第五條 廢業若クハ死亡シタルハ鑑札ヲ添届出ヘシ

第六條 醫師治療中ノ患者ニ對シテハ其主治醫ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ手術ヲ施スヘカラス

第七條 猥ニ人ヲ勸メテ施術シ又ハ藥方ヲ示シ若クハ藥劑ヲ與フルヲ許サス

第八條 此規則ニ掲グル願届ハ戸長衛生委員ノ與書ヲ得郡區役所ヲ經由スヘシ

第九條 本則第一條第六條第七條ニ違背シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓

以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス(廿年十一月縣令甲百五十七號ヲ以テ改正)

●明治十九年(六月)乙第七十五號

郡區役所 戸長役場

醫師ニ於テ故ラニ依托ヲ請ケ徵兵適齡ノ者及右免除ノ爲メ其戸主若クハ父兄等ノ尋常疾病ヲ

診斷書ヘ痲疾ニ虚飾シ其筋ニ差出候様ノ儀ハ無之管ニ候得共就家醫官ノ實査ニ係リ診斷書ト

符合セサル向モ間々有之哉ニ相聞ヘ若シ雙方其處分ヲ受候様ニテハ實ニ不相濟次第ニ候條心

得違無之様該營業者ヘ諭告スヘシ

郡區役所 戸長役場

●明治十九年(十二月)訓令甲第六十七號

醫師組合手續左ノ通相定ム

郡區役所 戸長役場

醫師組合手續

第一條 此手續ハ醫師ノ業務ニ關シ左ノ目的ヲ達セシメテ設クルモノトス

一 醫風ヲ高尚ニシテ業務ヲ振張スル事

一 醫學ヲ研究スル事

一 地方病源ヲ探究スル事

一 傳染病ノ豫防ヲ計ル事

一 衛生ノ普及ヲ謀ル事

第二條 此手續ハ郡區長之ヲ管理スルモノトス

第三條 醫師ハ必ス此組合ニ加入スヘシ

第四條 組合區域ハ管理者之ヲ定ムルモノトス

但區ハ一組合トシ郡ハ一郡若ク數ハ町村ヲ以テ一組合トス

第五條 每組合ニ於テハ少クモ一年二回以上會議ヲ開クヘシ

但傳染病流行ノ兆アルトキハ本條ニ拘ハラズ臨時會ヲ開キ或ハ時宜ニヨリ數組合聯合シ

會議ヲ開クヲ得

第六條 每組合中組長一名幹事三名乃至五名ヲ公選シ組合ニ關スル諸般ノ事ヲ處理セムヘ

第七條 組合區域ヲ定メタル上ハ左ノ各項ヲ詳記シ本廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ變更ノ都度又

同シ

一 區域ノ町村名

一 組長幹事及醫員ノ氏名

第十類 醫師 附患者届出手續、中毒藥物誤用死者届方

一〇一

廿二年七月十四日訓令甲第五十四號
令以テ第七條
號ヲ改正シ第
條ヲ追加シ第
八條ヲ下シ第
元第八條以下
順次繰下シ第
二編四百廿一
丁ニ掲シ

一 申合規約又ハ議事規則

- 第八條 組長ハ醫務ニ關スル總テノ布令ヲ組中ニ通知スヘシ
- 第九條 土地ノ衛生ニ關シ意見アルモノハ郡區役所ヲ經由本廳ヘ具申スヘシ
- 第十條 集會當日ニハ衛生又ハ警察官吏ヲシテ臨監セシムルコトアルヘシ
- 第十一條 組合集會等ニ係ル費用ハ其組合ニ於テ協同支辨スルモノトス
- 明治二十年(一月)訓令甲第八號 郡區役所 戶長役場
- 明治十八年(八月)第二十八號布告獸醫免許規則第五條ニ據リ假開業免狀下付ノ出願者アル片ハ左ノ細則ニ準據シ取扱フヘシ
- 假開業獸醫免狀出願細則
- 第一條 假開業免狀ノ下付ヲ出願スル者ハ病畜ノ治療ヲ爲シ得ルモノニ限ルヘシ
- 第二條 獸醫ニ乏シキ地トハ開業獸醫ノ住所ヨリ一日中ニ往復シ能ハサル土地ニ限ルヘシ
- 第三條 假開業免狀ヲ得ント欲スル者アルハ第一號書式ノ願書ニ履歷書ヲ添ヘ郡區役所ヘ差出サシムヘシ
- 第四條 戶長ニ於テハ本人ノ履歷ヲ審査シ其狀ヲ具シ郡役所ヘ送致スヘシ
- 第五條 郡區長ハ第一條ニ相當シタルモノト認メタルトキハ獸醫缺乏ノ土地ニ限リ豫メ區域ヲ定メ其地勢、廣狹、牛馬頭數、等第二號書式ニ據リ詳細取調第三條第四條ノ書面ヲ添ヘ具狀スヘシ
- 第六條 假開業獸醫ハ一區域一人ヲ限ルヘシ

- 第七條 假開業獸醫營業ノ免許年限ハ滿二年以内トス但免許期限ヲ經ルモ仍ホ獸醫ニ乏シキ場合ニ於テハ此細則ニ據リ更ニ出願セシムルコトヲ得
- 第八條 假開業獸醫ハ免許區域外ニ出テ病畜ノ治療ヲ爲スヲ得スト雖ヨ其免許區域内ニ率來リタル病畜ハ之ヲ治療セシムルコトヲ得
- 第九條 假開業獸醫ニシテ本免狀ヲ得タルトキハ郡區役所ヲ經由シテ其假開業免狀ヲ返納セシムヘシ
- 第十條 假開業獸醫免許年限中其區域内ニ於テ本免狀ヲ得タル獸醫ノ開業者アルトキハ戶長ハ郡長ニ郡區長ハ其時々具申スヘシ
- 第十一條 假開業獸醫ニシテ免狀ノ有効期限ヲ經過シタルトハ郡區長ハ該免狀ヲ返納セシムヘシ
- 第十二條 第五條ノ區域ヲ豫定スルニ際シ他郡區ニ及フトキハ其ノ郡區商議ノ上之レヲ定ムヘシ
- 第一號書式(用紙内山正副三通)
- 獸醫假開業免狀下付願

新潟縣何郡區何(町村)
 何番地(寄留ナレハ本籍ヲ併記スヘシ)
 族籍(華士族平民ノ別)
 氏 名

第十類 醫師 附患者届出手續、中毒藥物誤用死者届方

私儀何郡區何(町村)何番地ニ於テ獸醫開業仕度候間獸醫假開業免狀御下付被成下度別紙履歷書相添此段奉願候也

年月日

農商務大臣宛

第二號書式

獸醫假開業出願書調書

住所

族籍

氏

右
戸長 氏 名印
氏 名印

名
年月生

營業區域 何(郡區)二圓又ハ何(郡區)ノ内何(町村)何(町村)
區域内地 勢
同 廣 狹
同 牛馬頭數
營業年限何箇年

開業獸醫居住地ヨリ假開業獸醫營業區域境界マテノ最近距離

●明治廿年(三月)告示第八十號

獸醫免許規則實施以前本縣ニ於テ獸醫ニ關シ指令又ハ令違ヒン件ハ該免許規則發令施行ノ日ヨリ無効ト心得ヘシ

●明治廿一年(三月)訓令甲第十七號

郡區役所 戸長役場

醫師產婆藥舖入箇々抜口中療治接骨針灸治營業者其業ニ關シ犯罪ノ旨渡テ受ケ輕罪裁判所檢事ヨリ通知アリタルトキハ罪名刑名犯數等取調其都度届出ツヘシ

●明治二十一年(八月)告示第四百四十九號

内務省特許醫學校生徒ニシテ本年六月同省告示第五號ニ相當スル者ハ該校卒業證書ヲ証トシ直チニ今後ノ醫術開業後期試驗ヲ受ルチ得

●明治廿一年(九月)告示第五百五十六號

醫術開業試驗願書ハ自今許可ノ指令不相成ニ付該出願者ハ試驗舉行ノ期日四日前ニ受験地ニ到着シ宿所氏名ヲ其地方廳ニ届出ヘシ

○產婆、針治、灸點、按摩

●明治十七年(十月)甲第百三十三號

針灸治營業取締規則左ノ通相定明治十八年一月一日ヨリ施行候條此旨布達候事
但從前針灸治營業ニ關スル達ハ本則實施ノ日ヨリ都テ廢止ス

第十類 產婆、針治、灸點、按摩

針灸治療業取締規則

- 第一條 針灸治療業ハ本縣若シハ他府縣ノ鑑札ヲ有スルモノニ限ル
但シ醫師ハ此限ニアラス
- 第二條 新ニ針灸治療ヲ營業セヨトモルモノハ履歷書及ヒ師家ノ証書ヲ添ヘ願出鑑札ヲ受ク可シ
但シ管ニ於テ鑑札ヲ受ケタルモノノ管内ニテ營業セントスルモノハ履歷書並鑑札寫ヲ添其旨届出ヘシ(十九年甲九十九號ヲ以テ追加)
- 第三條 氏名ヲ變更シタル片ハ鑑札書換願出可シ
- 第四條 管内外ニ轉籍寄留シ若シハ管内ニ出張所ヲ設ケ及廢止スルトキハ其地名並事由ヲ記シ其旨届出ヘシ(十九年甲九十九號ヲ以テ改正)
- 第五條 鑑札ヲ遺失毀損シタルトキハ其事由ヲ詳記書換願出ヘシ
- 第六條 廢業若シハ死亡シタルトキハ鑑札ヲ添届出可シ
- 第七條 藥方ヲ示シ又ハ藥劑ヲ與フルヲ許サス
- 第八條 營業者外出スルモハ鑑札ヲ携帶スヘシ
- 第九條 醫師治療中ノ患者ニ對シテハ該主治醫ノ承諾ヲ經ルニ非レハ手術ヲ施スヲ許サス
- 第十條 猥リニ人ヲ勒メテ施術シ又ハ危險ノ病症ニ其術ヲ施ス可カラズ
- 第十一條 此規則ニ悞ルル願届ハ戶長衛生委員ノ與書ヲ得郡區役所ヲ經由ス可シ
- 第十二條 本則第二條第七條第九條第十條ニ違背シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ

又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス(廿年十一月縣令甲百五十七號ヲ以テ改正ス)

●明治廿一年(四月)縣令甲第四十四號

明治十七年甲第百三十四號布達產婆取締規則左ノ通改正ス

產婆取締規則

- 第一條 產婆ハ內務省若シハ本縣ノ免狀ヲ所持スルモノニ限ル
- 第二條 產婆ヲ開業セントスル片ハ其免狀ノ寫ヲ添ヘ届出ヘシ
- 第三條 氏名族籍ノ變更又ハ免狀ヲ遺失毀損シタル片ハ其事由ヲ詳記シ免狀書換願出ヘシ
- 第四條 死亡廢業(免狀ヲ添ヘ)又ハ休業ノ片ハ其旨届出ヘシ
- 第五條 管内外ニ轉籍寄留(寄留者退去寄留者復歸)シ又ハ出張所ヲ開廢スル片ハ其地名並事由ヲ記シ其旨届出ヘシ
- 第六條 願届ハ總テ所轄郡區役所ヲ經由スヘシ
- 第七條 難産ニ際シ醫師ノ差圖ヲ受クルニアラサレハ妄ニ手術ヲ施スヘカラス
但シ急遽ノ際醫師ヲ待ツニ違マアラサルモハ本條ノ限リニアラスト雖モ尙ホ產科器械ヲ使用スルヲ許サス
- 第八條 藥方ヲ示シ又ハ藥劑ヲ與フルヲ許サス
- 第九條 本則第一條第七條第八條ニ違背シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス
- 明治廿一年(四月)縣令甲第四十五號

第十類 產婆、針灸、灸點、按摩

產婆試驗規則左之通相定ム

產婆試驗規則

- 第一條 產婆營業ヲ爲サントスルモノハ此規則ニ據リ試驗ヲ受クヘシ
- 第二條 產婆試驗ハ毎年二回之ヲ舉行ス
但試驗期日及舉行地ハ毎年一月之ヲ告示ス
- 第三條 試驗委員ニハ醫師或ハ產婆ヲ撰ヒ之ニ囑托ス
- 第四條 試驗科目ヲ定ムル左ノ如シ
甲種 內務省ノ免狀ヲ得ントスル者
第一 預備論
第二 平常妊娠論
第三 順產論
第四 產時及哺乳論
第五 妊娠經過中ノ異常論
第六 分娩經過中ノ異常論
第七 產時及哺乳期ノ障害
第八 產婆心得
以上筆答
- 乙種 本縣ノ免狀ヲ得ントスル者

- 第一 產婆手引草ノ大意
- 第二 產婆心得

以上口答

第五條 試驗ヲ受ケントスルモノハ修學履歷書ヲ添へ毎年三月八月十五日限り郡區役所經由本廳へ願出ヘシ

願書式

產婆試驗願

縣郡區町村番戶族
(寄留ナレハ本籍ヲ併記スヘシ)

氏 名

生 年 月 日

私儀何年月日何郡區町村ニ於テ產婆開業(甲種乙種)試驗相受度別紙修學履歷書相添此段奉願候也

右

年 月 日

氏 名 印

父兄或ハ親族

氏 名 印

縣 知 事 宛

第十類 產婆、針治、灸點、按摩

第六條 試驗問題ハ一科毎ニ三問以内トス

第七條 受験人ハ書籍ヲ携帶シテ試驗場ニ入ルヲ許サズ又一科ノ應答ヲ終ラサル間ハ出場ヲ許サズ

第八條 試驗應答時間ハ一問題一時間ヲ超ユルヲ許サズ
但時機ニ依リ猶容ヲ與フルコトアルヘシ

第九條 試驗ニ及第シタル者ニハ免狀ヲ與フヘシ(廿一年十二月縣令甲百十六號ヲ以テ及第證書及ノ五字ヲ削ル)

●明治十七年(七月)乙第百廿九號

産婆針治營業者門戸ニ掲標書式ヲ定ム(全文醫師ノ部ニ掲シ)

●明治廿一年(三月)訓令甲第十七號

産婆等其業ニ關シ犯罪ノ言渡ヲ受ケ檢事ヨリ通知アリタルトキ其都度届出方(全上)

○種痘 附天然痘豫防

●明治十八年(十二月)甲第二百二十九號

種痘細則左ノ通相定來ル明治十九年一月一日ヨリ施行候條此旨布達候事

但本年(五月)本廳甲第九十九號布達種痘規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

種痘細則

廿二年縣令甲第九十五號ヲ以テ第一條ノ認可ヲ受クヘシト改ム

第一條 區長戸長ハ種痘擔當醫ヲ撰定シ其族籍氏名ヲ具シ(郡ハ郡役所ヲ經由)本廳ノ認可ヲ受クヘシ

但種痘擔當醫ノ住所氏名ヲ其町村内ニ報告スヘシ

第二條 區長戸長ハ種痘擔當醫ト商リ種痘區域及ヒ期日ヲ定メ便宜ノ場所ニ召集種痘セシム

但種痘區域ハ(郡ハ郡役所ヲ經由)本廳ニ届出期日ハ豫メ其町村内ニ報告スヘシ

第三條 種痘規則第四條ノ場合ニ於テ病氣平癒等ノ後ハ期日ニ拘ハラズ種痘セシムヘシ

第四條 區長戸長ハ種痘名簿ヲ製シ置キ其族籍氏名年齢未痘初痘再三種天然痘濟等ヲ記シ異動アル毎ニ之ヲ加除スヘシ(十九年一月甲三號ヲ以テ改正)

第五條 種痘擔當醫ハ種痘ノ都度第一號書式ノ證書ヲ付與スヘシ

但天然痘者ニハ本文書式ニ準シ證書ヲ付與スヘシ(全上)

第六條 種痘擔當醫ハ種痘者ノ望ニ依リ區域外ノモノ若クハ期日外ニ施術セントキハ前條ニ準シ申告スヘシ

第七條 種痘擔當醫ハ第二號書式ノ種痘表ヲ作り(一七)月五日限り區長戸長ニ差出スヘシ

第八條 種痘擔當醫外ノ醫師ニ於テ種痘シタルトキハ本則第五條第七條ニ準據スヘシ

第九條 區長戸長ハ第三號書式ノ表ヲ調製スヘシ

但戸長ハ本文ノ製表ト共ニ第七條ノ種痘表ヲ取總メ(一七)月十五日限り郡役所へ差出スヘシ

第十類 種痘 附天然痘豫防

第十條 郡區役所ハ前條書類ニ據リ第四號書式ノ表ヲ作リ(一七)月廿五日限リ本廳ニ進達ス
 第一號 用紙西ノ内四ツ切

種痘證

郡區町村番地
 華士族平民
 何某長二男女
 氏 生年月

郡區町村番地
 種痘擔當醫又ハ醫師
 氏 名 印

右何類種痘濟
 左何類種痘濟

年 月 日

第二號 初種再三種及ヒ善感不善感ノ文字ヲ朱書ヲ以テ氏名ノ上ニ記載ス(一七)
 (十九年一月甲三號ヲ以テ二號表以下改正ス)

明治何年自七月種痘明細表
 何郡區町村種痘擔當醫又ハ醫師 名 印

○種痘規則第三條ニ據リ接種セシ者ハ表中ニ算入セス表末ニ其人員及感否ノ別ヲ附記スヘシ
 第三號

區別	別	種痘明細表					合計
		初善感	再善感	種不善感	三善感	種不善感	
區別	滿一年內						
	一年以上二年以上						
	二年以上五年以上						
	五年以上十年以上						
	十年以上十五年以上						
合計							

明治何年自七月未痘表
 何郡區町村長 氏 名 印

疾病事故アリテ初種痘セサル者

疾病事故アリテ
再種痘セサル者
疾病事故アリテ
三種痘セサル者

○此表ハ六月十二月末ノ調査ニ據ル
第四號

明治何年 自七月 至六月 種痘明細表

何郡區役所

區別	初善		不善		再善		不善		合計
	感	不感	感	不感	感	不感	感	不感	
滿一年									
一年以上二年									
二年以上五年									
五年以上十年									
十年以上十五年									
十五年以上									
合計									

種別	不善		感		合計
	感	不感	感	不感	
疾病事故ニテ種痘セサル者					
再種痘セサル者					
合計					

○種痘規則第三條ニ據リ接種セシ者ハ表中ニ算入セス表末ニ其人員及感否ノ別ヲ附記シ佐渡ハ一郡毎ニ取調記載スヘシ

●明治十九年(三月)乙第三十七號
種痘施術心得左ノ通相示候條種痘擔當醫ヘ告知スヘシ
郡區役所 戶長役場

右相違候事
種痘施術心得
種痘術ヲ施ス者ハ種痘ノ適否接種ノ方法痘苗採取及時著ノ法善感不善感ノ鑑別種痘ノ注意等ヲ詳知セサルヘカシス其要左ノ如シ

- 第一 種痘ノ適否
- 第一條 種痘ハ左ニ掲クル者ニハ施サ、ルヲ可トス
 - 一 生後七十日ヲ經サル者
 - 二 種痘ノ爲メニ一時増進スルキ病患アル者
 - 三 丹毒流行ノ土地ニ居住スル者
 - 四 蔓延性ノ皮膚病アル者

五 熱性病ニ罹リ居ル者

第二條 種痘ニ適スル時期ハ春(三月四月五月)秋(九月十月十一月)二季ヲ以テ最良トス然レトモ四季共ニ之ヲ施シテ妨ナシ

第二 接種ノ方法

第三條 種痘ヲ施スハ上臍(三稜筋抵止ノ部位)ニ於テ各々三針乃至五針(受痘者ノ年齢體質等ニ隨フ)トシ各針ノ距離曲尺五分以上ニシテ痘疱ノ量輪互ニ密接セサル様注意スヘシ

第四條 施術ニ先テ針尖ヲ拭淨シ一時ニ數人ニ接種スルトキハ一人毎ニ之ヲ拭淨スヘシ

第五條 良性ナル痘漿ヲ採リテ移植スルヲ確實ノ良法トスレトモ此法ヲ行フコト能ハサルトキハ貯蓄ノ痘苗ニシテ成ルヘシ新鮮ナル者ヲ撰ヒ用フヘシ但加皮ハ用ヒサルヲ可トス

第三 痘苗採収及貯蓄ノ法

第六條 痘苗ハ左ニ掲クル者ヨリ採収スヘカラス

一 痘疱ノ成形過度及過大者 發痘非常ニ大ナル者 痘線又ハ量部ニ水泡ヲ生スル者 痘疱非常ニ隆起シテ澄明ノ漿液ヲ漏出スル者 一種ノ疑ヘキ色例ヘハ紅藍色ヲ呈セルカ如キ者

但此等ノ異常痘疱ノ近傍ニ在ル正痘モ亦同シ

二 痘漿ノ血液ヲ混セサル者 痘ノ中央ニ在ル痘漿ノ腐敗ニ向ントスル者 痘疱ノ已ニ化膿ニ傾キシ者 肥搔又ハ摩擦ノ爲ニ痘疱破潰セシ者

三 梅毒腺病及ヒ皮膚病ニ罹リ居ル者 營養不良ノ者

四 丹毒ヲ併發セル者 經過不整ニシテ不善感ノ疑アル者(第十四條ヲ參觀スヘシ)

五 天然痘ヲ經タル者 再三種ノ者

第七條 痘種ヲ採ルハ通常接種後第八日(二十四時間ヲ以テ一日ト算ス下皆同シ)ヲ以テ佳トスト雖時候ノ寒暖及各人ノ性質ニ隨ヒ第七日又ハ九日ヲ以テ適度トスルコトアリ痘種ハ善感良性ノ者ニシテ其包含セル所ノ漿液ハ潤滑セシ粘稠露滴ノ如クナルヘシ

第八條 痘種ヲ採ルニハ痘種ノ中心ヲ避ケテ痘面ヨリ斜ニ淺刺ニ深ク刺シテ出血セシムヘカラス

第九條 發痘一類ナル者ノ痘種ハ其漿液ヲ採ルヘカラス又數滴アルモ其一類ハ傷クヘカラス

第十條 痘苗ヲ貯蓄シテ接種ノ用ニ供セントスルニハ硝子板關ニ貯ヘテ密封シ又ハ硝子製毛細管ニ吸入セシメテ其兩端ヲ固封シ日光及寒熱ノ劇度ヲ避ケ貯フヘシ(痘苗ノ貯蓄法其宜シキヲ得ルルハ五ヶ月間充分ノ効力アリ)

第四 善感不善感ノ鑑別

第十一條 種痘ノ善感不善感ヲ鑑別スルニハ左ノ各項ヲ以テ要點ト爲ス

一 接種後第二日以内ニ成形ヲ始メシヤ否

二 痘種常形ニシテ其大サ及硬サハ皮下皮上共ニ同一ナルヤ否

三 紅腫ハ常形ナルヤ否

四 經過整然トシテ其時期ヲ誤ラサルヤ否

五 第八日ニ至リテ微熱ヲ發スルヤ或ハ然ラサルモ其他ノ徵候ヲ呈スルヤ否

第十類 種痘 附天然痘豫防

六 痂皮ハ黯褐色又ハ黒色ニシテ其厚サ及硬サハ常度ナルヤ否

第十二條 種痘善感ノ微候ハ左ノ經過ニ就キテ知ルヘシ
 接種後第一日第二日ノ間ハ他ノ刺傷ニ異ナルコト無シ施術後針痕ノ周圍ニ淡紅色ノ小瘡ヲ發スレト暫時ニシテ消失ス(或ハ此瘡ヲ見サルコトアリ)
 第三日ニハ針痕ノ部ニ小ナル紅點ヲ生シ試ニ指頭ヲ以テ之ニ觸ルレハ稍々隆起セルヲ覺ユ(經過緩慢ナル者ハ第四日第五日ニ至リ始テ此紅點ヲ生スルコトアリ)
 第四日ニハ紅色ニシテ硬ク且ツ隆起セル圓形若クハ橢圓形ノ小結節ヲ生ス
 第五日ニハ結節細小ノ水疱トナリ其周圍ニ狭キ紅暈ヲ見ル
 第六日ニハ水疱稍々増大シ其邊緣隆起シテ瘡ノ中央ニハ陷凹ヲ呈シ瘡中ニハ稀薄透明ニシテ稍々帶藍色ナル液ヲ充實シ周圍ノ紅暈稍々増大ス
 第七日ニハ諸症益々増進ス
 第八日ニハ痘疱空ク成形ス其大サハ豆大ニシテ周圍ハ痂腫シ微シク疼痛アリ瘡中ノ液ハ倍々充實シ紅暈亦著シク増大ス此期ニ當リ(或ハ此期以前)微熱ヲ發シ或ハ全ク熱候ナク顔面ハ蒼白色ヲ呈スルコトアリ又腋下ニ疼痛ヲ覺ユ水尿管腫起スルコト有リ
 第九日ニハ紅暈更ニ増大シ其色澤モ亦加ル
 第十日ニハ疱液化膿シテ白濁或ハ黄色ノ濃稠液ト爲リ瘡ノ中央稍々凸隆ス然レモ其形必ス扁圓ナリ
 第十二日ニ至ルマテハ痘疱其形ヲ變スルコト無ク此日ヨリ収斂ヲ始メ瘡ノ中央ヨリ邊緣ニ

向ヒテ次第ニ乾固シ漸ク褐色ニ變シ周圍ノ紅暈モ亦漸ク消退ス
 爾後黯褐色又ハ黒色ニシテ堅實ナル厚痂ヲ結ヒ初ハ皮膚ニ緊著シテ容易ニ剝離セス結痂後八日乃至十日ニ至リ始テ剝離ス其剝離ノ後ニ遺セル痂痕ハ圓形又ハ橢圓形ニシテ淺キ凹窩ヲ爲シ其窩内ニハ更ニ數多ノ小凹點ヲ呈ス
 但一回種痘セシ者ニ再三種痘シテ感染スルコトアルモ其痘顆小ニシテ七八日間ニ全ク經過スルヲ常トス

第十三條 種痘不善感ノ諸徴ハ左ノ如シ

- 一 接種後第二日以内ニ成形ヲ始メ常形ニ達セスシテ直ニ廣ク蔓延セル炎症ヲ發シ皮下ニ硬キヲ覺ヘスシテ紅暈ハ不整形ナリ痘疱ハ速ニ化膿シ其隆起ノ狀或ハ半球形或ハ圓錐形ト爲リ乾固スレハ黄色ニシテ鬆疎ナル痂皮ヲ結フ(時トシテ第二日後ニ成形ヲ始ムル者アルモ其經過總テ不整ナルヲ以テ自ラ善感ノ者ト區別スルヲ得ヘシ又不善感ノ者ト雖モ腋下ニ疼痛ヲ覺ユ微熱ヲ發スルコト無キニ非ス)
- 二 接種後第一日ニ大ナル赤色ノ泡ヲ生シ速ニ漿液ヲ充實シ上皮破レテ膿面ヲ呈シ或ハ濕潤セル淡色痂皮ト爲ルヲ見ル
- 三 紅暈速ニ増大シテ腫起シ或ハ遠ニ潰瘍ニ陷ル
- 四 第八日ニ至リ數疱相合シテ一大潰瘍トナリ或ハ一面ノ痂皮ヲ結ヒ其潰瘍又ハ痂皮ノ周圍ニハ廣ク赤色ヲ呈ス
- 五 痂皮剝離ノ後ニ遺セル痂痕ハ深クシテ不整形ヲ呈シ其底面平滑ナリ

第五 種痘ノ注意

第十四條 初種ノ不善感ハ痘苗ノ不良ナルカ或ハ其人一時ノ不感性ヲ有セルニ因ル者ナルカ故更ニ三四週ノ後善感ナル痘苗ヲ撰ヒテ再ヒ接種スヘシ

第十五條 種痘ヲ施スニ當リテハ併發症ヲ防キ殊ニ天然痘流行ノ際ニハ接種後第八日ニ至ルマテハ嚴ニ其感染ヲ防禦スヘシ然レトモ受痘者已ニ暗ニ天然痘ニ感染シ其潛伏期ニ於テ接種スルコト問々之アリ

第十六條 天然痘流行シ種痘ヲ猶豫スヘカサル際ニハ第一條各項ニ掲クル者ト雖トモ熱性病ヲ除クノ外ハ總テ接種スヘシ

第十七條 種痘中ハ寒冷ヲ避ケシメ成ルヘク清潔ノ空氣中ニ居ラシムヘシ平常慣習セル食物等ハ總テ禁忌スルニ及ハス又別ニ醫藥ヲ要セス

●明治二十年(二月)訓令甲第二十二號
天然痘豫防實施手續左ノ通相定ム
郡區役所 戶長役場

但明治十三年(七月)第三十四號布告及同年(十月)本廳乙第六十六號達參照豫防周到候様致スルニ

天然痘豫防實施手續
第一條 種痘ハ左ノ各項ニ據リ普及スヘシ

第一項 區戶長所轄内ナニ個乃至五個ニ分割シ每個ニ適宜種痘所ヲ設ケ普ク接種セシムヘシ

第二項 區戶長ハ明治十九年一月本廳甲第三號布達種痘名簿ニ據リ左ノ種痘人員表ヲ製シ戶長ハ郡役所ヘ差出シ郡區役所ハ之ヲ取廻メ本廳ヘ開申スヘシ

但種痘善感後五ヶ年經過ノモノ及不善感後一ヶ年經過ノモノハ必ス記載シ初再三種濟ニシテ四十年以上ノモノハ除クモ妨ケナシ

種痘人員表

明治 年 月 日 調

町 村 名 人	口	臨時種痘スヘキ人員			
		未痘者	初種濟	再種濟	三種以上
何 町					小 計
何 村					
合 計					

第三項 區戶長ハ日割ヲ定メ前表ニ記載シタルモノヲ悉ク種痘所ニ招集シ必ス接種セシムヘシ其日割ハ郡區役所經由本廳ヘ開申スヘシ

但當日ハ成ルヘク區戶長立會脱漏ナキ様監督スヘシ

第四項 接種ノ順序ハ始メ痘苗ヲ以テ強健ナル未痘者ニ接種シ絶ヘス其業ヲ傳ヘテ普ク接種スヘシ

第十類 種痘 附天然痘豫防

第五項 種痘區ニ於テ天然痘流行ノ兆アルトハ其周圍方一里以內ノ地ハ一層嚴重ニ種痘セシムヘシ

但流行ノ兆アル地ニ交通頻繁ナル場所ニ在テハ假令數里ヲ隔ツルモ亦全ク

第六項 區長ハ第二項ノ種痘人員ヲ接濟ノ上ハ更ニ在表ヲ調製シ戶長ハ郡役所ヘ差出シ郡區役所ハ之ヲ取總メ本廳ヘ開申スヘシ

接濟人員表

明治 年 月 日

町 村 名 臨時種痘スヘキ 善 感 不 善 感 疾病ニ依リテ種痘セサルモノ

何 町 何 村

合 計

第二條 天然痘患者ハ左ノ各項ニ據リ處置スヘシ

第一項 醫師天然痘ヲ診察シタルトハ明治十九年十月縣令甲第三十八號甲乙號表ヘ左ノ二項ヲ増記スヘシ

一 初再三四種ノ別

一 最后種痘濟ノ年月及善感不善感ノ別

第二項 患者ハ病臥中ハ勿論落痲期后ト雖全治入浴スル迄ハ其療養室ヲ衛シ看病人ノ外可

廿二年訓令第六十六號ヲ以テ第二條ノ第三條ヲ廢止ス

成接近セシムヘカラス若シ傳播ノ虞アリト認ムルトキハ隔離法ヲ嚴行スヘシ

但特ニ未痘者ヲ接近セシムヘカラス

第三項 患者アル家ニハ他人ノ交通ヲ止ムルヲ要ス且ツ患者ハ全治入浴スルニアササレハ外出セシムヘカラス

但共同ノ湯屋ニ入ラシムヘカラス

第三條 天然痘患者ノ室内、被服、夜具、玩具及ヒ汚穢物ハ左ノ各項ニ據リ消毒法ヲ施行スヘシ

第一項 何人コテモ患者ノ室内ニ出入スルトキハ消毒法ヲ施スヘシ

第二項 患者ニハ浴衣ノ如キ煮沸洗濯シ易キモノヲ着セ置キ時々熱湯ニ浸シ又ハ二十倍ノ石炭酸水ニ浸シタル上洗濯スヘシ看病人ノ消毒衣モ同様タルヘシ

第三項 患者ノ夜具ハ其痘痲膿漿ニ接スル部分ニハ木綿等ヲ以テ被覆シ置キ時々之ヲ取離シテ熱湯ニ浸シ又ハ二十倍ノ石炭酸水ニ浸シタル上洗濯スヘシ

第四項 患者ノ玩弄品ハ成ルヘク之ヲ燒棄スヘシ

第五項 患者ノ室内ニハ火消壺ノ如キ瓶、素焼ヲ用ユ可ラス(ナ備ヘ瓶中ニ五百倍乃至二千倍ノ昇汞水又ハ二十倍ノ石炭酸水ヲ入レ置キ膿漿ニ汚染ナル襪、紙屑及痘、津唾並ニ

室内ノ塵芥等ヲ入レ時々交換シ器物中ノ汚物ハ交換ノ都度石炭油ヲ加ヘ一定ノ場所ニ於テ之ヲ燒却スヘシ但シ瓶ニハ密蓋アルヲ要ス

第六項 患者全治或ハ死亡シタルトキハ其室内ヲ閉テ糞ヲ揚ケ糞ヲ蓋シ其跡ヲ掃除シ庶

第十類 種痘 附天然痘豫防

芥ハ燒却シ總テ石炭酸水ヲ以テ拭淨スヘシ
 第七項 前項ノ場合ニ於テハ痘毒ニ汚染シタル衣類夜具等ハ成ルヘク之ヲ燒却スヘシ
 但シ貴重ノ物品ニシテ消毒後使用スルモノハ三十分以上煮沸スルカ又ハ二時間以上硫酸
 ニテ蒸蒸スルカ又ハ廿四時間五十倍ノ石炭酸水ニ浸漬スヘシ

○傳染病豫防 附清潔法

●明治十二年(十月)丙第六十號

惡疫流行ノ節ハ明治八年ノ公達ニ基キ救治豫防ノ方法施設スルハ勿論ノ儀ニ候處其郡區警察
 官吏掌管ノ件判然之レヲ示サ、ルヲ以テ處務ノ際或ハ遲疑其機ヲ失スルノ弊ナシトセス依之
 向來惡疫流行ノ節ハ郡區役所或ハ警察署ヲ問ハス便宜ニ隨ヒ雙方立會協議ノ上辨務可致尤モ
 虎列拉病ノ如キハ其流行景況ニ依リ特ニ檢疫委員ヲ命シタル節ハ該委員一同協議ノ上更ニ檢
 疫所ヲ設置スル等總テ本廳經伺ノ上施行可致此旨爲心得相達候事

●明治十四年(七月)乙第五十三號

東京及橫濱ニ於テ發疹室扶私流行ノ兆アル趣報告有之候處コノ病ノ險惡ナル殆ント虎列刺ノ
 右ニ出ツ最モ嫌厭スヘキ傳染病ニシテ從來熱病ト稱スルモノ、中ニモ往々該症ヲ存スル哉ニ
 付常ニ注意シテ此患者ヲ診斷セルトキハ迅速届出ノ手續ヲ爲シ忽諸スヘカヲサカシク様厚ク醫師
 へ可致諭示且傳染病取扱方ニ付テハ本年本廳乙第三號達難形モ有之候ヘトモ尙本病ニ限り別
 紙內務省衛生局報告第二十三號標式ニ倣ヒ詳細ニ記載シ郡區役所ヲ經テ速カニ可爲届出此旨

相達候事

但爲參考內務省衛生局報告第十五號第廿二號共併セテ相示候條醫備へハ戶長(區ハ區役所)

ヨリ無波通達スヘシ
 內務省衛生局報告第廿三號

明治十四年五月廿三日發行

發疹室扶私ハ其流行スルニ當リテハ感染ノ迅速ニシテ病性ノ險惡ナル殆ト虎列刺ノ右ニ出ツ
 此ノ如キ傳染病ニシテ已ニ東京及ヒ橫濱ニ於テ流行ノ兆アリ今日ニ及ヒテ其發病ノ情勢ヲ審
 知シテ戒虞ノ計畫ヲ設ケサレハ如何ノ慘情ヲ來スモ亦知ルヘカシス而シテ此計畫ヲ爲スヤ專
 ラ實地患者ヲ診シテ治療ヲ施ス所ノ醫師ノ届方ニ據ル者トス然ルニ本病ノ辨識タル宿醫ト雖
 亦之ヲ難スルノミナラス從前神經熱、腐敗熱、發斑熱、傷寒、瘟疫ト稱スル者ノ中ニ間々本病ノ
 存スルアルモ或ハ届方ヲ缺クノ弊ナキヲ保シ難シ又既ニ本病ト診斷シテ届方ヲ了スル者ト雖
 其主要ノ徵候ヲ記載スルニ非サレハ據リテ以テ病勢ノ劇易等ヲ判察スルニ由ナク隨ヒテ亦豫
 防施行ノ目途ヲ失フコト無キニ非ス故ニ施治醫ニ於テ其辨識ノ若キハ本局報告第十五號及ヒ
 第廿二號ヲ參觀シ届方ハ別紙標式ニ倣ヒ本患者ニ具フル所ノ要候ヲ歴記スルヲ要ス是レ本局
 ノ届方標式ヲ製シテ地方ノ參考ニ供スル所以ナリ

發疹室扶斯届方標式

姓名及男女ノ別

第十類 傳染病豫防 附清潔法

發 部 位	色 澤	舌 候	脈 候 其 數 性	體 溫 ノ 度 數 午 前 或 後	現 症	熱 候 急 ニ 増 進 セ シ ヤ	病 順 ニ 發 セ シ ヤ	初 發 寒 戰 セ シ ヤ	發 病 ノ 前 兆 ア リ シ ヤ	住 所	職 業	年 齡		
												既 往 症	發 病 時 日	

疹 血 班 密	神 識 ノ 景 況	赤 目 耳 聾 ア ル ガ	噴 嚏 咳 嗽 ア ル ガ	便 秘 シ 若 シ ハ 下 利 ス ル カ	四 肢 掣 痛 ス ル カ	備 考	患 者 曾 テ 本 病 患 者 ア ル 家 ニ 交 通 セ シ ヤ	住 家 ノ 近 傍 ニ 本 病 患 者 ア リ シ ヤ	本 病 ノ 患 者 ニ 近 接 セ シ ヤ	本 病 房 体 ニ 觸 接 セ シ ヤ	全 家 ニ 本 病 患 者 ア リ シ ヤ

一家内本病ニ罹ル者
幾計
貧困過勞等ノ誘因アリ
リシヤ
家屋ノ廣狹及住人ノ
數

右之外原因副因等成リ丈ケ參考ニ供スヘキモノアラハ詳細ニ記載スヘシ

治療醫

年月日

名

最初他ノ病名ヲ以テ届ケ出タルモ發疹室扶私ノ病狀ヲ現ハスニ至リテハ更ニ此標式ニ倣ヘ
届出ヘシ

内務省衛生局報告第十五號

明治十三年八月十一日發行

發疹室扶私及腸室扶私兩症ノ辨識

發疹室扶私及腸室扶私ノ二病ハ其病候ヲ同クスル所アルヲ以テ從來此二病ヲ辨別スルヲ得サ
リシニ二三十年以來病屍剖檢及診斷學ノ進歩セシヲ以テ其病ノ診徵及剖觀ノ大異アルト其傳
染性ノ劇易アルトヲ知ルヲ得タリ今此二病ノ全然其性ヲ異ニスルヲ知ラスシテ唯其名稱ノ略
相似タルヨリ診斷ノ際彼此ヲ辨別セサルハ幸ニシテ其治療ノ法ヲ誤ルコトナシト雖其豫防
ノ方法ニ至リテ大ニ異ナル所アリ故ニ若シ腸室扶私ノ患者ニ發疹室扶私豫防ノ嚴法ヲ遵守セ
シメハ實ニ其目的ヲ達スル能ハサルノミナラス徒ニ病家ノ困苦ヲ招クコト多カルヘシ因テ二病

ノ相異ル所ヲ略記シテ爰ニ報告ス

發疹室扶私

- (一) 傳染ノ性最モ強烈ナリ
- (二) 一回發スレハ蔓延流行スルヲ常トス
- (三) 此病ニ罹ルハ其年齒ノ長幼ニ拘ハラスト
雖モ亦時アリテ多ク老若ヲ侵スコトアリ
- (四) 發病ニ先テ前兆至テ短ク大概寒戰シテ後
病候ヲ頓發ス
- (五) 顔面潮紅眼目赤色ヲ呈ス
- (六) 病初ヨリ嚙語及精神痲鈍症ヲ發ス
- (七) 發疹ノ色暗紅ニシテ全身ニ布滿ス
- (八) 体力大ニ虛脱ス
- (九) 腹部ノ發疹ナシ大抵便秘ス
- (十) 肺充血及肺炎ヲ併發ス
- (十一) 治療ニ赴ク者ハ病候頓ニ減退シ腦症モ
亦速ニ輕快ス

腸室扶私

- (一) 傳染ノ性甚ダ弱シ
- (二) 流行ニ至ラスシテ不斷散在シ又時々大流
行ヲ致スコトアリ
- (三) 此病ニ罹ル者ハ通常十八年ヨリ三十五年
ニ至ルノ間ヲ多シトス
- (四) 發病ニ先テ前兆アルコト數日間ニシテ且病
候ノ増進モ亦緩徐ナリ
- (五) 面貌初メハ赤色ナレド後ニハ忽チ蒼白ト
ナリ且赤目ノ微著シカラス
- (六) 腦症漸次ニ發シ來ル
- (七) 發疹淡色ニシテ通常四肢ニ及ホスコトナシ
- (八) 身体大ニ羸瘦ス
- (九) 腹部膨脹シ或ハ下利シ屢下血ス
- (十) 氣管支炎及肋膜炎ヲ合併ス
- (十一) 治ニ赴ク者ト雖モ諸症徐ニ退消ス

(十二)本病ノ經過三週ヲ出ツルハ稀ナリ
 (十三)初週ノ終ニ死スル者少ナカンス多シハ
 (十三)二週以前ニ死スル者ハ稀ニシテ通常三週乃至三週ノ後ニ斃ル
 (十四)死体剖視特異ノ徵ナシ血液暗色ニシテ
 (十四)腸ノ集腺腫起シ或ハ潰爛シ腸間膜腺モ亦腫脹シ脾臟軟腫ス
 流動シ心肉軟化ス但腸ニ病患ノ徵ナシ

上文記スルカ如ク此二病ノ診候自ラ區別アリト雖モ亦其二証候交互錯雜シテ病初發疹室扶私ノ狀ヲナシ末期ニ及ンテ腸室扶私ノ經過ヲ取ル者又發疹モ初メニ暗紅色ノ者ヲ生シ後ニ淡色ノ者ヲ發シ來ル事アリ又或ハ腸室扶私ノ患者便秘ヲ發疹室扶私ノ患者下利スル者アルカ如キ實ニ彼此ノ辨識至難ナルモノ亦往々無キニ非ストス
 內務省衛生局報告第廿二號

明治十四年五月廿日發行
 今般東京ニ於テ發疹室扶私流行ノ兆候有之ニ付中央衛生會委員ドクトルベルツ、ドクトルブーケマ兩氏ノ申報ヲ譯シ心得ノ爲報告ス
 ○目下東京ニ流行スル發疹室扶私ノ略説

發病ノ前數日間前兆ヲ呈シ身休違和ヲ覺テ噴嚏スルコト恰モ感冒ニ羅リシ者ノ如ク而シテ四肢痠痛ス又此前兆ナク卒ニ寒戰スルコト一回或ハ數回ニシテ發病スル者アリ其發スルヤ体温順

ドクトルベルツ氏述

ニ昇騰シテ四十度若シハ四十度以上ニ達ス此レ腸室扶私ト異ナル所ノ徵ナリ脈搏ハ百至或ハ百至以上ヲ呈シ患者甚シク疲倦シ大頭痛ヲ發シ乃チ海ニ就カサルヲ得ス
 上記ノ高熱數日間稽留シ其際頭痛劇甚ニシテ食思欲乏シ舌上乾燥シ精神恍惚トシ耳聾ヲ致シ又輕キ結膜炎ヲ發スルヲ見ル發疹ハ通常病ノ第三四日ニ見點ス此時ニ於テハ患者益々困倦シテ起坐ニ耐ヘス又強ヒテ四肢ヲ動シ或ハ壓迫スルハ劇痛ヲ覺エシム是ニ於テ精神痲呆ト爲リ若クハ昏憤シ耳聾愈々甚シク夜間或ハ日夜譫語ヲ發シ熱度依然脈實ニシテ其數尙ホ百乃至百二十至ヲ算セシム

發疹ノ形狀ハ二種アリ一ハ稍々起脹セル齶微斑ニシテ尙ホ腸室扶私ニ發スル者ニ似タリ此疹ハ主トシテ軀幹ニ發シ又時トシテ四肢ニ生ス一ハ皮上ニ起脹セル小斑ニシテ少シク陷凹セルガ如キ狀ヲ呈ス此疹ハ四肢ニ著シク而シテ手足ニ及ボス蓋シテ此赤色斑ハ指ヲ以テ之ヲ壓スレハ乍チ消褪シ指ヲ退クレハ則故ニ復スト雖重症ニ於テハ出血性ノ血斑ト爲ルヲ以テ之ヲ指壓スルモ褪色スルコトナシ
 眼目光輝アリテ結膜赤色ヲ呈シ眼瞼動モスレハ膠著シ且ツ多少噴嚏ヲ頻發ス然レハ現今流行スル者ニ於テハ多ク氣管枝炎ノ症候ヲ呈セシ舌上乾燥シ大抵口内ニ褐色ノ汚物ヲ附著ス咽喉ニモ亦加答兒症ヲ發スル者多シ食思全ク廢絶シ大便常ニ秘シ尿ハ少量ニシテ大概蛋白質ヲ含メルコト無シ而シテ脾臟肥大ス
 神經症ハ漸ク増進シ發疹ハ從事持續シ或ハ漸次増加シ第十日或ハ第十三日ニ至ルノ後體溫、脈搏暫時ニ常態ニ復シ一日乃至三日ノ間ニ發疹モ亦其色ヲ減ス精神昏憤シテ譫語ヲ發セシ者

速ニ快了シ食思モ亦漸ク振ヒ一二週ヲ出テスニテ忽チ恢復ニ赴ク者多シ然レ其間往々神經
機亢進ノ狀ヲ見ル
第二週ニ於テ發疹鉛色或ハ紫色ト爲リ又同時ニ新ニ血斑ヲ生スル者ハ惡兆ト爲ス本病ノ屢々
死ヲ致スハ則此時ニ在リトス
第三週ノ初ニ至リテ熱候始メテ退ク者ハ其恢復遲延スルヲ常トス脈搏百二十至ニ過クル者殊
ニ衰弱セル者及ヒ人事不省昏睡ノ症ヲ呈スル者ハ皆豫後至テ不良ナリトス
又此ノ如キ重症ニ反シテ輕症ナルモノアリ此症ニ在リテハ第二週ノ初ニ於テ熱候已ニ減退ス
本病ハ觸接ニ依リテ感染スル者ナリ故ニ其發症ノ前他ノ本病患者ニ交通觸接セシコ有ルヲ以
テ之ヲ判定スルヲ得ヘシ而シテ腸室扶私トノ識別ハ左ノ如シ

初 徵	一回若クハ數回ノ寒戰ヲ以テ頓發	腸 室 扶 私	病勢漸進ニ惡寒著シカラス
熱 候	卒然四十度乃至四十一度ニ昇リテ 稽留シ第十日乃至第十三日ニ太 ク速ニ下降ス	腸 室 扶 私	漸次ニ昇騰シテ構階狀ヲ爲シ第四 日乃至第六日ニ至リテ稽留シ第三 週若クハ第四週ニテ緩徐ニ下降ス 漸次ニ之ヲ發シ第二三週ニ於テ最 モ著シ
神 經 症	度ニ達ス	腸 室 扶 私	屢々耳聾アリト雖著シカラス結膜 炎及ヒ喉痛ナシ
五 官 所 患	耳聾甚シク結膜炎ヲ發シ且ツ暗視 アリ	腸 室 扶 私	屢々下利シテ黃色ノ稀便ヲ漏泄ス 回腸盲腸部ノ疼痛及ヒ雷鳴アリ
腸 諸 症	大便秘結シ回腸盲腸部ニ雷鳴ナシ	腸 室 扶 私	

皮膚 現 候
多ク小斑ヲ發シ又屢々血斑ヲ交ヘ
通ク全身ニ之ヲ見ル殊ニ四肢ニ多
シ又發微疹ヲ併ス
輕ク蕁蕁疹ヲ發ス殊ニ軀幹ニ在リ
テ大概四肢ニ及ホサス

(本局第十五號報告ト參觀スヘシ)
凡ソ發疹室扶私ハ之ヲ腸室扶私ニ比スルニ大流行ヲ爲シ且ツ往々貧人ノ群居セル市街ニ在ル
モノトス
近口輕症麻疹モ亦大ニ行ル、ナ以テ之ヲ發疹室扶私ト混一スルコト勿カレ此病ハ經過短ク熱候
輕ク全身症モ亦輕易ニノ危險ナルコトナシ而シテ其發疹ハ通常第二日ニ見點シ顔面ニ波及シテ
著シク起脹シ發疹室扶私ニ比スレハ最モ密覆シ且ツ速ニ消失ス但粘膜ニ現ル、所ノ症候ハ發
疹室扶私ニ同シ然レトモ此際患者尙ホ能ク起居ヲ營ムヲ得ルナリ
○橫濱病院治療熱病患者報告
一千八百八十一年(明治十四年)五月十五日

本年四月初旬以來熱病ニ罹リ本院ニ投スル者少カラス茲ニ其患者ニ就キテ實驗スル所ノ症狀
ト考案トシ述フルコト左ノ如シ但症狀ハ甲乙ノ二種ニ別ツ
ドクトル、ブーケマ氏報
(甲)前兆ヲ呈セス、突然發病スル者屢々之アリ其現候ハ最初寒戰シ次テ發熱シ頭痛、疲倦、衰
弱ヲ來シ舌上苔ヲ被ヒ乾燥シテ渴キ覺エ脈數ニシテ百至或ハ其以上ニ出ツル者ナリ
體温ハ初數日間大約三十九度コシテ夜間或ハ四十度以上ニ達シ腹部脹滿セス之ヲ屢試スルモ
痛ヲ覺ユルコト少シ大便秘シ或ハ稀ニ下利シ又嘔氣ヲ發スルコト有リ皮膚殊ニ顔面乾燥シテ赤色

ナ呈シ眼險及ヒ結膜ハ初ヨリ充血シ水様粘液ヲ分泌スルコト多シ
 皮膚ノ發疹ハ多ク之ヲ呈セス然レハ發病後凡ソ第五日ニ胸腹及ヒ四肢ニ赤色ノ小疹（ロゼオ
 ラ）ヲ疎發スル者ナリ其小疹ハ或ハ蚤刺斑ノ景狀ヲ呈ス呼吸稍々頻數ニシテ或ハ咳嗽アリ胸部
 ナ聴診スルニ類射聲ヲ聞ク然レハ咽喉炎ノ徵ヲ見ス脾臟ハ大抵腫大スト雖著明ナラス或ハ亦
 著明ナル者アリ食慾缺乏シ尿ハ酸性ヲ帶ヒ或ハ少量ノ蛋白ヲ含ミ劇症ニ於テハ利尿不隨意ナ
 ルコト有リ
 不眠症ヲ發シ或ハ眠ルヲ得レハ則夢ニ劇症ハ譫妄或ハ昏睡ニ陥ル若シ然ラサルハ劇甚ノ頭
 痛及ヒ疲倦ヲ訴フ而シテ解熱ノ前後ニ於テ耳聾ヲ致スコト屢々之ナリ
 通常第十日或ハ第十一日ニ至リ熱候一度或ハ一度以上ヲ減ス然レハ其早キ者ハ第七日乃至第
 八日晚キ者ハ第十三日第十四日乃至第十五日ニ在リトス而シテ頭痛、疲倦及ヒ不眠症ハ熱候ト
 同時ニ減退ス体温ノ平候ニ復スルヤ其第一日或ハ第二日ニ於テ舌上滋潤シ發疹アル者ハ其疹
 消散シ乃チ恢復期ニ就ク但上皮下ノ剝落ハ極メテ少シ
 (乙)患者ノ中二三名ハ初起ニ最モ注意ヲ要スヘキ症狀アリ高度ナル熱候ノ持續ハ二三週ノ長
 キコト及ヒ後數日間弛張熱ノ徵ヲ呈シ腹部ノ脹滿著明ニシテ按試スルニ痛ヲ訴ヘ屢々帶黃色
 水様ニシテ稍々血色ヲ帶ヒタル大便ヲ排泄シ多クハ脾臟腫大セリ
 余カ診察セシ患者ハ二名ヲ除クノ外幸ニ全治セリ乃チ其二名ハ昏睡、虛脫ニ陥リ心臓麻痺ヲ
 以テ死ニ就キシ者ナリ
 此二名ノ屍体ヲ剖視スルニ其所見頗ル相同シク死後ノ軀直甚輕ク血液ハ凝固性ヲ失ヒテ全

ク流動形ヲ爲シ胃腸ノ粘膜、肺及ヒ胸膜ニ溢血斑ヲ見ル氣管枝ノ粘膜ニ充血アリ心臓及ヒ隨
 意筋柔軟ヲ致シ薄腦膜ニ滲漏物アリテ水腫ノ觀ヲ呈ス脾臟ハ腫大セシ腸ノ孤腺及ヒ聚腺ニ液
 ノ滲潤ヲ見ヌ又腸間膜腺ノ腫大甚ク著明ナラス
 以上ノ解剖所見ト其瀕死ノ景狀トヲ參シテ之ヲ觀察スルニ此二患者ハ發疹室扶私ニ因リテ死
 セシ者ト判定セサル可カラス此ニ據リテ更ニ考按テ下スニ甲種症狀ノ患者ハ發疹室扶私ノ種
 類ニ屬スル者ナリ殊ニ其熱候ノ經過ハ歐羅巴ニ於テ見ル所ノ發疹室扶私患者ノ定則ナル經過
 ニ符セル者ナリ初余ハ此種ノ患者ノ發疹ナク或ハ之アルモ甚ク稀少ナルヲ以テ經過短キ良性
 ノ發疹室扶私ト斷シタリト雖後二箇ノ病屍ヲ解クニ至リテ始メテ其然ラサルヲ察セリ
 試ニ當地ノ監獄ニ就キテ囚徒ノ患者ヲ視ルニ發疹室扶私ニ罹レル者少カラスノ中劇症ノ下利
 ニ苦メル者アリ然レハ其發疹ノ有無ニ至リテハ曾テ患フル皮膚病ノ爲汚色ノ斑點皮膚ニ滿ッ
 ルヲ以テ之ヲ視辨シ難シ横濱市街ノ醫師ヨリ傳聞スルニ市中ニ於テモ甲種ノ症ニ同シキ病ノ
 流行スルコト有リト云ヘリ其傳染性ノ發劇ニ關シテハ余未ク確證ヲ得ルノ機會ニ遭遇セスト雖
 既ニ今日ニ至ルマテ本院ノ助手二名他ノ患者一名及ヒ看病人一名之カ傳染ヲ被リタリ是ニ由
 リテ之ヲ觀レハ直接ト間接トヲ問ハス觸接ニ因リテ傳染ヲ致スコト亦信ス可キナリ
 然レハ市中ニ於テ更ニ檢察ヲ遂ケ之ニ等シキ傳染ノ確證ヲ舉ゲ示スニ至ルマテハ此病ヲ以テ
 傳染性ナリト明言スルノ權ナシ只歐羅巴ニ於テ發疹室扶私ヲ傳染性ノ最モ劇烈ナル者ト爲シ
 而シテ現今日本ニ流行スル熱病ハ則同一ノ傳染性ヲ有セル者ナルヘケレハ茲ニ之ヲ指明スル
 ハ余カ義務ナリト考フル所ナリ但乙種ノ者ハ發疹室扶私ニ類似シ全ク甲種ノ者ト關係ヲ有セス

シテ自ラ別ニ傳播スル者ナラン

(ブーケマ氏ノ此報告ニ據ルニ發疹室扶私中亦發疹ヲ呈セサル者アリ因リテ考フルニ此ノ如キ症ハ或ハ誤テ他ノ熱性病ト爲シ或ハ輕々之ヲ看過シ爲ニ不測ノ慘害ヲ醸生スルノ虞ナキニ非ス故ニ最モ注意ヲ要スヘシ)

●明治十五年(七月)乙第六十五號

郡區役所 戸長役場 衛生委員

當時豫濱地方ニ虎列刺病流行シ尋テ群馬長野ノ兩縣ニ發シ既ニ管下北浦原郡ニモ一名ノ類似症特發アリシ位ニテ時機頗ル切迫此際豫防ヲ忽カセニセハ竟ニ贖贖其甲斐ナカルヘシ而シテ豫防ノ法タルヤ一已一人ノ能クスルモノニアラス彼此協同一郷ノ盡力ニ依テ初テ功ヲ奏スルモノナレハ婦女老幼ニ至ル迄懇篤諭示シテ此法ニ由ラシムルハ無論ノ處或ハ其成文ノ繁雜ニシテ却テ耳朶ニ達セサルカ如キ事アラハ亦其實効ヲ見ル能ハス既ニ明治十三年乙第二十九號ヲ以テ内務省ニテ編輯相成タル虎列刺豫防諭解ヲ頒布セシト雖モ尙又配頒候條本廳趣意ノ在ル處ヲ察シ戸長衛生委員ハ勉テ毎戸ニ説キ父兄ハ之ヲ子弟ニ諭シ以テ其町村内ニ慘狀ヲ現出セシメサル様計畫可致此旨相達候事

虎列刺豫防諭解

緒言

昨年虎列刺病ノ流行セル患者十六萬餘人ニ上リ其内十萬餘人ハ遂ニ之レカ犠牲トナレリ人世ノ害毒ヲ逞ウスルモノ虎列刺ヨリ甚シキハナシ是時ニ當テヤ政府豫防ノ規則ヲ發シ各地方ノ官吏ハ百方此ニ盡力シタリト雖モ憾ムラクハ細民其旨ヲ解セスシテ病毒ノ畏ルヘキヲ知ラス

或ハ隱蔽忌避シ或ハ頑固不逞ニ誠實ニ之ヲ遵奉スルモノ少ナキヲ以テ十分ニ豫防ノ成功ヲ見ルコト能ハサリキ蓋シ斯民ヲ開諭啓導シテ先ツ其蒙テ發シニ非サレハ如何ナル善長ノ法律規則アリト雖モ決シテ其美果ヲ結フコト能ハズ然シテ朝トナク夜トナク汝々淨々戸ニ説キ察ニ諭シ遂ニ能ク其良心ヲ挑發シ頑ヲ解キ愚ヲ啓キ以テ斯民ヲ至慘ノ毒害ニ脱セシムルモノハ特ニ教導職ノ説諭ニ賴ラスンハアラス我内務卿大ニ此ニ見ルアリ乃チ此諭解一篇ヲ草セシメ以テ其説教ニ資セントス幸ニ教導職タル人能ク此誠意ヲ體シ其力ニ因リテ人民ヲシテ普ク傳染病ノ畏ルヘキヲ知り各自豫防ノ方法ヲ實踐シ兼テ養生自衛ノ道ヲ會得セシムルニ至ルヲ得ハ日本全國ノ健康即チ富強ヲ他日ニ企望スルヲ得ヘシ而シテ其要只人民各自ニ己カ一身ノ健康ヲ保護スルノ真心ヲ啓發スルノ一點ニアルノミ

明治十三年四月

内務省

虎列刺豫防の諭解

第一章

虎列刺其他傳染諸病の豫防及び制伏の事

凡ク人の世の中ニ在るものは形ある敵と形なき敵と有りて斷えず人の生活を妨げ身の健康を害し甚だしきは貴と命を奪ひ去りて之を絶さんとするに至る戰爭洪水飢饉大風火災地震等は多クハ形あるものにて人々も普ねく知望たるいと恐るべき大敵ありされど此形ある敵は外更ふは形なき敵ありて形あるものよりは一層劇しき害をなし且其敵の所爲會て人の耳目は掛らず正しく害をなしたる後亦至りて始めて其畏るべきを知るものゆり此敵は是れ何物あるや即

第十類 傳染病豫防 附清潔法

ち虎列刺其他の傳染病あり其の攻め来る鋒刃之極めて神變不測にして如何なる所も潛み隠れ如何なる所より驟ち出るか容易之を知り難く吾人とも目の觸るざる也之を形亦た敵と云ふあり其人間は害毒を畜すこと形ある敵よりも廻かにまかりて畏るべし大敵なりさて斯く畏るべき病敵も決して偶然に攻め來りて其害毒を畜するものならざるは必ずしも來るだけ自然に道理の成ることは戰爭飢饉洪水等其天然に理に因て出來たるも異ならず凡て此等此災害の皆らも一は道理の起るものにて決して神佛の冥罰も非ず又惡魔の所爲も亦ならず若し神佛に怒りならば善を積むる神佛が慈悲善根の人までも惡人共をおしきて生命を絶つての理の成らば若し亦惡魔の所爲ならば人力を以て防ぎ得るの理あるべしされば世間も亦らゆる事人物の目も觸れ耳も觸れ心も感ぜざるもれとして一も天然に理に合とざるもの地震暴風淫雨はごとき如何ともする能はざるを戰爭飢饉火災傳染病のごときは於て各自適當の豫防をなし其方法を施さば此災害を免るゝことを得へし抑々此等の災害も固より天然の道理を踐みく來るもれば亦吾人等之を防ぎ制するにも亦天然の道理も原力を盡さざるべからざるを畜さずして徒らに神佛とのみ祈請するとも決して免るべしものもははらさ

さて災害を免るゝに神佛の助力を仰ぐは勿論よきことされども已きも力を盡して其災害の由て來る道理も對して充分に打ち消す方法を畜さざれば神佛とても加護する能はず例へば朝夕神佛を參詣し丹精凝して信仰せし福徳利益を祈るも農民より耕作を力め商人より算勘を怠るときは神佛も之も福利を與ふる能はず依然として貧賤の人あるべし是を其福利を獲らるべき道理を踐ませ一向に之を神佛に祈るが故あり病人も亦そのごとく其快復を神佛に祈り醫藥の療養怠るときは神佛も亦此病を到底治すること能はず病も皆一病毎病とあるべし天然の道理即ち原因ありて發するもれば其原因も對したる一定の常則即ち療養を施さずして神佛を仰ぐの愚と謂ふべしなり

是故も人々も其災害を免れんとせば先づ其災害を免るべし道理を踐みて自身も爲すべし此事を能く力め然る上も神佛も加護を願ふが當然あり凡て信心を畜す事之實も殊勝なる事ありと雖も其信心を畜す前も充分一身其手を盡さねば信心も利益あるべしされば今世間は大敵に一々暴惡非道の災害をなす彼の虎列刺病を豫防なしたる之を制伏するも當り神佛の加護を仰ぐと人々も盡力用心する事とい亦右に陳るがごとく天然の常理も從はざるべからず一家の福利を求むるに先づ十分其業を力めて神佛も祈請すれば眼前も其功驗を見る如く先づ第一は各自も其本分を盡して以て虎列刺病の大敵を防ぐとを力むべし此虎列刺病の大敵は現在昨年無慚も我が兄弟たる十萬餘人を無罪に殺せる怨敵も本年は本年よきと各自も力を盡して其兇惡を免れんと欲するに固より同情一意もして論を俟たざるべしとされども如何なる事力を盡し如何なる方法を施さばよく天然の道理も叶ひて之を豫防せし之を制伏せしこと成るべしや此等此法を十分に工夫研究することは今日吾人の最大切なる義務と謂ふべし

夫の農民が米を作るも先づ苗代の仕立より莠草の耘除培養の時期も十分其處理を會得せ

されば秋の豊穰を獲ること能はせ虎列剌病の豫防も亦うれ如く先づ十分は豫防せる方法を會得させれば決しく其益あること亦く又其害を免るゝ能はせ然るを一般に人民は此兇暴なる虎列剌病を防ぐの手段は尤も疎く且つは極先て拙く此大敵を防ぐは如何なる方法のあるやらん解さるるもの多きを以て今其手段方法をば委まて次は辨説とて一人々能く此辨説を會得せば政府より虎列剌を防ぐべき良法を施行せらるゝと能く其主意も分り其規則を循ひ守りて諸俱より力を盡し用心する信意も確と定まるべし政府の法は如何はせお深き仁惠のゆゑとても人民共其法を助けて之を行はねん仁政も亦用をささる猶耕耨と培養とも會て力を用ひせりて豊穣の収納を神佛に禱ると同じよとなるべし

さて其手段は第一に虎列剌を豫防することには病の此町此村に入り込ぬ様豫め用心するの仕方あり第二に既に此町内此村内に入りたる後は施し行ふ仕方より虎列剌を制伏する法あり病の來たりぬ其前より豫防をせよ入り込きたる後は制伏するよとも勝れること誰々も渾て同意の筈なきは成丈け虎列剌の町村に入り込ませぬ様注意して防禦をすこと肝要あり家に入り込きたる盜賊を捕ふるに先づ盜賊の入り込ぬ様戸締するよ如かきと古昔より乃金言あり

第二章

虎列剌其他乃傳染病を豫防せる各人の心得此事

傳染病の町村内に入り込むとなく安全に其生計を営まんと思ふ先づ其傳染病の原因を制伏し之を除くべし凡て傳染病の原因とあるべしもの四項あり其名目左に如し

(甲) 空氣

(乙) 飲水

(丙) 飲食物

(丁) 他人との交通

さきば各人の用心をべしはまとは皆右の四項の外に洩れせ其用心能く行き届く四項共に宜しは適ふときは平常無事安全として虎列剌流行の時と雖も必其災害を免るべし今此四項を説き明すは問を設けて答をせさん

甲 空氣

(問)吾人は呼吸せる空氣を清潔ならしむるに如何なる方法を用ふべしや

空氣を清潔にするは十法はたは簡條に注意すべし

(第一)吾人は住居する地所の高燥あり且清潔あるを良くと若し其屋敷地面卑くして濕氣多く或は掃除を怠り汚穢積滯るときは家中に空氣も自然に不潔とせ且夜此惡氣の中に視息すれば遂に病を生ぜるに至るべし

(第二)住居の床の成るべく高くして其下より十分風を通すべし地上へ直に床を設くべからず濕氣ゆる土地に之を殊に危し

(第三)大小便所は最用心して清潔に掃除し度々兩便を取除くべし久しく兩便を貯ふると此は腐を出一く一種の惡氣を醸し之が爲め家中の空氣不潔とあるべし虎列剌病熱病等流行するに於て此の特に用心して掃除を怠るべからず

(第四)下水溝渠は成たけ住居より遠く離るゝを宜しとす其中に滯りたる汚水は日を経るべ

従ひて次第に腐き出し亦一種の悪氣を醸して家中の空氣を汚さふと兩便所も異かふは故
も下水を通じぬ軒下より二間餘も隔て、設け時々之を洗ひ流し決して汚芥の溜らざる
様も心掛くべし但此汚水の酌を取りて兩便と共に培料も用ふべし總じて五穀野菜草木の
培料も供するものは人身には害ありと心得べし

(第五) 庖厨の殘棄物即ち野菜の切屑滓灰等の住居に接近し積り置かざる腐れ出さざるべから
せ成るべく度々之を離れたる大芥溜りの培料の貯場も送るべし若し止むよとを得せして
家近傍も積置くときは臭氣を放つて家中も入らざる様も注意すべし

(第六) 住居の近傍床下等までは常に汚水兩便等の地中へ滲込まぬ様用心すべし故に便所を
作るよの溜壺の陶器を用ふるを良とす桶樽の永く保ち難く程經走して朽ち腐れ汚水漏れ
自づと朝夕起臥する家の下へ滲み透りて其空氣を汚すものあり

(第七) 腐りて悪き臭のゆる魚類野菜類を家内へ蓄ふべからせ又培料を貯ふる小屋は成丈住
居より遠く引離すべし

右の如く逐一に列記するときは只空氣を清潔にする一事のまよても亦其關係の少からざる
を知るべし然るに人々能く空氣の不潔なるの百病の本ありと謂ふことを合點して常も
用心をなせるとは右は右に簡便に容易に爲し得べき事項にして格別骨を折るにも及ん
せ又多く金錢を費やすも非を詰る所の只人々の用心をみるのみ今再び前も述べたる事項
を約めて簡短に繰返し各人へ合點し易からしむること左の如し

(第一) 家を建てるよの乾いたる清潔の土地を撰むべし

(第二) 床の高く張りて其下に風を通すべし

(第三) 便所は度々掃除して久しく蓄ふべからせ

(第四) 下水は遠く住居を離し其溜水を浸通すべし

(第五) 庖厨の殘棄物の住居の近傍に置くべからせ

(第六) 兩便其他の汚水は地下へ滲込込て家下へ溜らぬ様もすべし

(第七) 腐りたる魚類野菜は家の内に置くべからせ培料小屋に遠く離して建つべし

乙 飲水

(問) 平生用ふる所の飲水を清潔にするの如何ある方法を用ふべきや又水を飲むときは如何ある
心得方をあすべきや

飲水のこと亦少しく氣を留めく用心すべし吾人の爲に大なる福益とあることなごも
も長からぬ飲水を極めて危きものよて極悪性の疾も一杯の水よ起るものあれば其害の
不潔の空氣も劣らぬものと心得べし
飲水を清潔にする方法も亦前も述べたる空氣を清潔にする方法と大抵異あることあり尤取
分けく左の條件も注意すべし

(第一) 市中或の村内を通れる河水或の渠水と一度砂濾ふするか又は煮沸したる後も非ざる
ば之を飲むべからせ但河水もくも山谷の間より密閉したる管又は樋を通して引きたるも
乃の其色透明良からぬ臭味をたれれば之を飲料となし宜しきとせも河水は町村を
通りたるものあれば衣類の洗濯兩便の滲込其他種々の原因も由りて傳染病の毒種を混合

そのものなる故によく心附け其等の原因あるもの縦令外見は清浄なるものも
容易に飲まざる様用心をべし

(第二)河水を用ひずして井水を用ふる場所其井の位置に注意し便所を離るゝ遠近及び便
器の製造堅固より其中に汚汁を漏らす憂を免れや否を吟味すべし地中へ滲込みたる雨便
れ汚汁は土層を漕りて井水に混り入るよと案外に容易なるものあり總じて土中へ滲込
たるもれと其儘に消失せるものゝ如く思ひて其行先を穿鑿せざるは世人の常きれども土
層の宛も篩の如くよて常は其吸収みたるも乃を濾過すこと少くも障りありもの故に井水
近傍に汚汁の色ば忽ち井中へ混り入るあり畏るべく慎むべし

(第三)井は近傍の地下水より其汚水を滲透さるる様平常に注意をべし故に下水を通ずるは
成る丈け井より遠くすべし又成るべく魚類等を井戸端へ調理へぬ様するが宜し是れ魚
の洗汁野菜の切屑など腐を出し自然に其土中に滲込し井水を汚すが故を言されば井は
油断なく心附けて之を監視ふよと寶物重器を秘藏するが如くすべし等閑するも死に些
の罅隙より惡物侵入みく人の生命をも取るに至るものあり

(第四)井の時々之を汲み干して十分は浚ひ淨み井圍の木材朽腐ると死に速く修繕を加ふべ
し資財ある人は煉瓦或は「セメント」を用ひて井圍を築くを良とす一時の高價の如くも
とも長き日月を経れば却て大に經濟なるあり

(第五)水の岩石多死山より湧き出るものを尤清潔とせと故に斯る水を密閉たる管或は樋
を引きて町村に導くことを得れば第一の良法を言されども蓋のきき堀切渠又と樋よく引

くは宜しを言さして又井水を用ふると死は先づ其水の性質を吟味すべし卑き地所及び人
家稠密なる場所よは尙更の事と丘阜及び高燥の地は其地内の便所下水を遠く離るる
る井戸をよ其水も亦善良なるを常とせ若し其土地の人よて飲水の善惡に疑念あるとき
は府縣の衛生課へ申立て之が吟味を受くべし

(第六)水の黄色なるものは灰白色なるものは飲むべからず
長かぬ臭氣或は鹹味を帯びたる水は飲むべからず

水中の小兒蟲或は有機物より生じたる黄色の游埃と混ると死は飲むべからず

(第七)虎列刺、奎朮私、痲病等の患者の吐下物を井溜便所(殊に井戸に近き者)は捨つべから
ず直小土層を漕りて井戸の水に混り大害をなすものあり

(第八)豚牛馬等家畜の小屋之井の近傍に設くべからず

丙 飲食物

(問)飲食物の注意は如何く其宜しきを得べしや

我邦の人は日常飲食する物料の性質を吟味せざるもの多し是を宜しからざる風習よて苟且
も自己の命を重んじ傳染病流行等の時なご方りて其害を避けんと思ひ飲食物に善惡
は必き審らば吟味せざるべからず人體の臟腑と血液との惡き食物よ遇へば至極もろ死もの
よして如何なる偏強の勇士なご一口の飲食より病を起し死を來たす程の害を受くるも
のあり就中日を経て腐とたる魚經日の鱈、蟹、牡蠣、貝類等とは最も危し殊更炎暑の時候暖
氣の土地等にて右の如く貝類鱈類の新鮮あらざるものを食して即日大病を發するよと

屢多し此他通常の魚類にても日を経るも其の毒亂を起すことあり慎み警めざるべからず
今左に飲食に付き用心の要領を列記すべし

(第一)死魚の悪臭ある腐りたるものは食ふべからず
病魚に其肉軟弱なきもの食ふべからず
藏鱶の魚は成るべく食はぬを良とす

(第二)干魚之悪臭あるもの黴を生じたるも其腐りたるもの蟲を生じたるものを食ふべからず

(第三)鹽魚の鹹しき豆腐に觸るゝが如きもの悪臭又は一種鼻を撲つ臭氣あるものを食ふべからず

(第四)牛肉其他は獸肉類は其獸の無病にて其肉の新鮮しきもののみならず其れと食ふべからず
若し其肉腐りたるか又は病みたる肉を食ふれば吐下或は瘧病を起すまじき故甚だ危うきも
れあり凡て肉類の悪臭を放ち紫黑色或は蒼白色を現はすものは食料不適せざるもれと知
るべし

(第五)熟せざる果實又は腐りたる果實を食ふべからず

(第六)黴を生じ或は腐りたる蔬菜を食ふべからず

(第七)黴を生じ又は燻かゝりたる米飯を食ふべからず

(第八)腐りたる酒、酢、醬油等及び酒類の醸造物を用ふべからず

(第九)總じて日常の飲食物の十分小心附け力にて清潔にし時々黴を生ぜざるか悪臭も放た
ざるか腐りかゝらざるかを注意すべし

(第十)夏秋炎暑の時に在りて多分生物を喫ふべからず下痢の常習ある人の尤用心すべし

總て虎列刺病流行の時に假令新鮮美良は食物たりとも十分に飽食すべからず始終節度
よそべし大酒のまじりに宜しからず

丁 他人との交通

(問)人々各自の交通に如何なる注意を要すべきや

(第一)凡て劇場料理屋寺院旅店其他職工場製場鑛業場等にて衆多の人の群集する場所は
各々成るべく暫時其場を出て新鮮なる空氣を適宜に吸ふ様にせしむべし呼出したる空
氣を直に復た吸入すまじき極めて大害なり且つ皮膚より蒸發する氣を吸入すも亦害あり
る故に久しく一處に集り居るは宜しからず殊に右等は場所にては飲食を節し且つ成る
べく飲酒等を戒むべし

(第二)人力車夫は疾走度外久しき過ぐるに宜しからず人身の心臓肺臓に其結構決して
此様ある劇しい労働は堪ふべきもの非ず一日は十里以上の路を疾走するときは害あり
と知るべし

(第三)婦人小童の職工場製作場等にて餘り度過ぎたる勞役をなさざるを宜しとす且つ此
等の場にて新鮮らざる空氣善良なる飲水及び相當なる滋養品を受用せしむべし

(第四)埋葬場火葬場は成丈け人家を離る所不在る様おすべし

(第五)市街道路の掃除に注意して斷えず清潔をなすべし

以上(甲)(乙)(丙)(丁)の四項を分ち各人おて虎列刺及び其他の傳染病を豫防する爲めは平常注意をへき要件を略説せり
 今其等の惡病既よ町村を侵入りたる後よ於て之を制伏すへき方法を次小説き明さん
 第三章

虎列刺其他の傳染諸病を制伏する人民各自の心得の事

虎列刺の他は傳染病其町村を入り込むとき其町村の衛生委員よて郡區長戸長よ力を協せ豫防治毒の事を世話あるべきをも一般の人々にて其世話あるべし其必要を知り且各自の心得方をも豫て定め置かざれば萬一の時よ及びて自づと事情の隔を生じ或は其世話を疑ひて不都合の事多るべし

虎列刺流行の時節不若し吐瀉なをとりて虎列刺よまぎらはし病よかりたらば直よ衛生委員よ届出で醫師おたのみて療治すへし隠蔽してられくの手當をもあさるも必手後とかりて一人の命を失ふのみならず一町一村にひろがりて數千人の難儀ともあるなりさば隠蔽なく速かに其筋へ届出づるものと豫防第一は肝要よて若し一人の隠蔽あれば町村内百般の骨折の皆水泡となるものあり昨年亦も皆隠蔽より俄か傳染して一郡一國よ蔓延し救ふへからざる勢よありたる例多し能く心得へきことあり

さて其隠蔽をとる所以を原ぬるよ多く各自誤解よ出るものありて就中避病院よ入るを畏るよよれり因て今避病院の取扱と其道理とを委敷説きて人々の惑を散すへし
 虎列刺の病毒の吐瀉物の中ありて速よ傳染するものも一人の病者ありて其同室よ家族

おど起臥さば瞬間よ一家内殘りて病に移り染み血統を絶すよ至るへけき病者よ必也病間を定め看病人を取極め用きたる家族は其病間よ安りに立入らざる様よあし又其吐瀉物よは充分よ消毒して手落さる様よするが一家の豫防に於て此二項の目的を盡しなば外は豫防は充分事ありされども其家貧窮よて看病人よ一人もなく又看病をあす時其日稼に差支へ或は老人小供ばかりよて手當も届らぬ又人數多くしく間敷少き者杯の所詮前の二項を充分仕遂ぐるよと能はぬ此等の人の心よははれ善見看病人は有りたらば介抱も届つらん好見病室の傍にたらば家族にも遷るよと思はぬ者よあかるへし又旅籠屋よ泊り學校製作場杯よ寄宿し其身寄朋友等の引取人な死者の其家の迷惑とあり業體にも差響け本人の身よありて如何計敷居りつらく思ふへく又旅人の途中よて發病する其時世話する人もあかるへしかる者の爲よ避病院を取建て其難儀を救ひ親切よ世話せよとて設らざる規則なれば此等の人の願ひても入院をあすへき管ありざるを兎角よ忌嫌ひ取留らざる安説よ或ふに謂れべきことよて其身は勿論家族まで誘ふて殺す者よ謂ふへし入院すれば療治も出来又消毒も行届き家族よ遷る虞も亦く殊更店商家にては商賣も出来がたれども入院する其後に衛生委員の指圖を受け其家に消毒する時其商賣も許さるへし故よ避病院よ入るよとは其身の爲め又家族の爲め又經濟の爲めと知るへし

諸避病院は取扱の如何あることをあすか全くこれを知らせして只管淨説を信用なし入院を嫌ふ者多し依りて今其取扱方の大畧を左よ示すへし
 一避病院よては病者一人毎よ清淨の寐床蚊帳等有り病室の通例四疊敷に一人の規則よ病者

多き時にても一人二重敷より減することあり

- 一 醫師は院中を詰り切り時々見廻り懇切に療治せざるべし
- 一 看病人の晝夜付き居りて懇切に介抱せし吐瀉物の一人毎に備へたる器を取りて其都度消毒を行ふあり
- 一 輕症の病者と重症の病者とを病室を區別し快方と赴くときは復た別室に移さず
- 一 家族もて看病をなさんことを望む時必ず速に許容せざるべし尤常は院中を寄宿せずとも安んず出入するよとは許されざるべし
- 一 近親にて見舞の爲め對面を望む時許さるべし尤出院の節は消毒を行はざるべし
- 一 病者全快すれば消毒を行ひ出院を許さるべし
- 一 病者輕症より重症に變ると時は家族も通知せざるべし
- 一 病者死する時之別を設けたる清浄の室に移し入を速に其由の通知せざるべし且つ家族を喚寄せて其死體を示さるべし尤運參する時の消毒等の後を以て先づ其死體を取片付ざるべし
- 一 死體は丁寧に取扱はるべき充分消毒して入棺せしめ夫より埋火葬場に送らるべし

右の如く避病院の取扱は決して粗略せざるものありれば自宅にて療養の届ぬ者は速に其病人を避病院へ送るを其とす然るとは病人の療養看病も十分に行届き且つ他人に傳染せざる二つの益あり昨年の流行も一家に一人の病者ありて次第々々傳染し遂に一家残らず死絶せり一人の小兒を存じ或一人は老人を残す等實に慘らなり其狀況を以て言ふに忍びざるべし

もれば少からずさば一家の主人たるもの内此病は傳染せざる様に注意せざるは固より其職分義務ありて若し其主人小く病人を引分ることなく又其吐瀉物の消毒に注意せざるとは死の特に其家内を安全に保護し得ざるのミからせ一町一村之を爲め無量乃災難を受くるなるべし

各人能く心を平にして右の道理を會得すべきを避病院小對して不平を訴へ又之粗暴ある動學をせずへからざることは何人よりも能く合點し得ざるべきあり

避病院の右の有様も急決して恐るべしものも移らず自宅療養の届ぬどもふもの之願ひても入院療治すへきもれありまて譯なく忌嫌ひて病はこりたるをも隠蔽し吾人の難儀を見るに不了簡の限と謂ふべし

又虎列刺流行時は政府は勿論町村の衛生委員もて如何程に豫防消毒の世話あるとも其地に住居の人々にて病敵を退治せる念慮なければ決して其効あるものあり故に人々皆其心得有りて流行の時其心得たる丈の事を一家々々守り守らざるへからせ人々之を等閑り忘るとは死の神佛も加護し給はざるべし

各人もて皆虎列刺原因とあり病毒は蔓延せるべし種を消滅することを力むべし今其病毒を消滅すべし方法を次に列記せん

(第一) 各人皆清浄と云ふことを忘るべからず肢體と勿論衣服住居下水便所芥溜等迄都く清潔すべし虎列刺は病毒は皆不潔より殖るものあり動物類の糞もたるとは病毒は第一に培料より不潔物を以て養ふときは非常小蕃殖るものと知るべし

(第二)各人都て適度を守り何事も其度を過すべからず殊に飲食の務めく節少く暴食をせずへからせ日常職業とする仕事ありとも度外は勉強せずへからせ
腐りたる死魚を食ふべからず微を生じ或は虫付たる食物を用ふべからず夏日は貝類牡蠣類及び鱈類を食とざるを良とす不熟或は腐りたる菓物を食ふべからず日を經たる獸肉を食ふべからず

都く日常の食物の料理に念入れ疑はしき食物の務めて喰はざる様にすへ

(第三)各人飲水に注意すへ若し少しも濁り或は臭氣あるの或は味の良からぬと死に決し其水を飲むべからず虎列刺町村内に入らざれば必し必し一旦其水を砂濾おし煮沸して後飲むべし町村の人家ある場所を通りたる河水の容易に飲むべからず又淺井戸の水を飲むべからず近邊に便所或は下水あると死に多くの汚汁滲み透りて其井戸は不潔とあるものあり若し町村内一般に飲水に付き不安心の事多きは衛生委員に依頼し其世話を請ふへ

(第四)各人注意して其便所より汚汁の漏らぬ様は心付け屢々之を掛取りて十分に其跡を掃除すへし

(第五)下水溜と屢々掛取りて田島を送るへ

(第六)各人止むを得ざる事あるときは無益に虎列刺病者に直接に及び病者ある家に入らざるべし且つ成るべく安らぎは他家の便所の上らざる様注意せざるを良とす

(第七)各人常々「フテチカ」或は紋派緞の腹帯を巻死(幅八寸位)夜中も成るべく此を解くへ

あらば炎暑の時に裸體又ハ雨戸を開け放ち眠るべからず晝夜温度の不均に感ぜると死に劇し死腸加答兒を起すことあり慎むべし

(第八)下痢の兆あると死に決し生物又ハ消化物に汚物を食ふべからず粥或ハ湯湯等を用ふるを良とす若し下痢を發すると死に警察分署或ハ町村役場等へ備へたる藥を用ひ直し醫師を頼むべし

(第九)右の如く注意用心するの後虎列刺病尙其家へ侵入りたる死に取敢へず其筋へ屈け出で先づ健康ある人を引分け看病人の外に病人に近づかしむべからず其吐下したるもれ又ハ之を汚穢れたる者と決し之を便所往來下水井溜田圃溝川等に棄つべからず一度之を等閑とすると死に一人の不注意より數千萬人を殺すに至るもれにて豫防中の第一ハ肝要とする所あり現に昨年ハ虎列刺病者の汚穢物を川上へ投棄し又ハ洗濯しざる爲め直に其川下へ住居せる村々へ傳布り或は病毒を觸るる衣服敷物等を消毒せざりて再び用ひ又は遺物として貰受け之れが爲めハ感染し死する者其例少くは總して虎列刺病の大流行となるハ大抵此等事より起るもれにて虎列刺毒の汚物を混ぜれを直ち消毒延びく一滴の吐瀉物も瞬間に幾千萬となり八方に蔓延ること賢く畏るべし死ものありされば吐瀉物に取扱の豫め相當の器を用意し之を消毒薬二三合を入れ置死病者の吐瀉する度に受け屋外へ持出し桶或ハ壺等に移し其器は都度々々稀薄石炭酸水よく洗ひ又前記如く消毒薬を入れ用ひ供ふへしさて桶或ハ壺に移しざるものは充分に消毒薬を注ぎ蓋をかいて溜め置死一定の場所へ運び焼棄つへし燒棄法ハ其場所ハ相當の穴を掘り其中に灰

或ハ石灰を撒き乾きたる藁、枯草、落葉、鉋屑、鋸屑等ハ石灰油を澆ぎて穴は底入其上
 汚穢物を投込ミ再び藁枯草等を覆ひ火を點して焼棄シへし火勢減れば更に油を注ぎ
 て掻交せ全く焼盡して灰燼と爲る様すへし又病人は通ひたる便所の消毒薬を注ぎ掛取
 りて前の如く焼棄シ其跡をよく掃除シ其他病者ハ吐瀉物を投入シることなき便所と
 も同じく防臭薬を澆ぐへし木綿切衣服夜具等總て病人ハ觸れて汚れたるものハ決して健
 康なる人ハ觸れしむを充分消毒法を行ひ掃帚手拭等價の貴からざるものハ決して健
 康なる紙屑涎は染みたる紙紙等も取落さく都て焼棄するを良しと値れ品を惜みて焼棄
 て之が爲め其毒を感じ發病して死したる者往々あり慎むべき事なり若し焼く能はざる
 ものは消毒水中に入れ煮沸する事一時間おいて後水石鹼にて丁寧洗濯し清水を澆ぎて
 乾すへし若し其家消毒薬なきと死に近邊の警察分署又ハ町村役場ハ低く消毒
 薬を乞ひ其用に備ふへし總て右の消毒法の病家にてハ理會せざる人もあり兎角行届ぬ
 ものハ公衛生委員又ハ醫師ハ差圖ハ從ひて丁寧に注意すへし消毒薬並ハ吐瀉物ハ取捨等
 ハ委員又ハ夫々の取計ある筈なり

(第十)若し病者療養所かきて死亡したる時は早速衛生委員ハ告知させ其死屍ハ消毒法を
 行ひ速に入棺するをよしとす又死屍は成る火葬するが良し其故ハ埋葬しては如何程
 消毒するとも其屍の腐るハ随ハ自づと地中ハ滲透シ或ハ川水井戸等に流さ込み再
 び害を萌せし火葬ハ其毒を焼拂ひ全く清浄となるものあり但し從來の慣習ハ之を好
 まぬ者も多かりしより一時ハ火葬禁止の令もいでたりしが元來清浄にして事に害なく且

は葬地ハ便利なるよし終ハ其禁をも解かれかどハ殊ハ傳染病も死したる遺骸の如死
 は人の爲にも我爲にも火葬こそよき事なほけさあくとも汚れたる身體を淨め茶昆
 の烟となすことは往古の天皇后妃を始め皆行ひせ給へる法にて決して賤むべきもけ
 高天の原も蓮の臺も皆清浄と聞くらば惡しき病の屍を持たば神も佛も嫌ひ給はん殊
 更埋葬を望む時ハ勝手ハ所へ葬り難く又改葬することも決して成らざる規則なきを燒さ
 たる後乃遺骸をば先祖ハ墓地ハ持來り夫婦同穴に葬むることも都て望の儘あるへし
 此虎列刺病ハ劇しき症に至りてハ如何ある名醫もても容易ハ治し得べきものハ非ハ大抵
 世界の例證を擧ぐれば百人虎列刺ハ罹るとさ之五十人の必死治せざる程の惡病なり其上
 に此病ハ人に傳染する一種の毒ありて人より人ハ傳染するもれば人々十分の力を極め
 て病人ハ健康なる人ハを引分け其傳染を防ぐことに盡力せざるへからん今一人の病者
 かん家内残らば其枕頭を取卷き病人ハ付き其吐瀉物の消毒法焼棄等の事を等閑ハす
 とさハ忽ち一家ハ感染して先祖の血統をも絶とこと昨年の例ハ照らして明のあり

以上虎列刺病につき豫防制伏の解説を全國町村の人々までよく會得信用し之を實地に施
 しかば此兇毒ある惡病を必死剋制する目的を達し昨年ハ慘少しハ狀況を再び今年に見るやど
 の憂なきこと復た疑もあらざるへしさば各人ハ力むべき前の件々ハ皆其本分の義務として
 即ち自己の身と安全ハ保つべき實益あるものにて各人己れハ我身を棄て自ら注意するよど
 けさば縱令政府ハ力も又神佛の力にも決して保護すること能はず
 各人能く正直ハ此論解の箇條ハ注意し之を守り一人々々ハ無事安全を祈るへし一人安全ハ

れば家内も町内村内も安全にして天下も太平ありと知るへ
 ●明治十六年(七月)丙第四十五號
 傳染病患者届表式左ノ通相定候條本年七月以降右ニ照準其時々可差出此旨相違候事
 但明治十三年本廳丙第七十六號達ニ廢止ス

何郡區傳染病患者表

番號	病名	發病治死月日	族	籍	職業男女	氏名	年	齡
一	虎列刺	何年何月	何府縣下國郡區	華士				
二	腸窒扶私		族平民何郡區	寄留				何年何月
三	實布徑利亞		何郡區町村華士	族平民				
四			何郡區町村寄留					
			何郡區町村華士	族平民				

計何人内(男何人女何人)
 右之通候也

年月日

縣令宛

郡區長氏名印

乙 號

何郡區傳染病患者轉歸表

番號	病名	名	死治ノ別	住	所	氏名	名	事	故
五	發疹窒扶私		何月何日死						
七	赤痢		何月何日治						
九	痘瘡								

計何人内(男何人女何人)

外

治療中何人内(男何人女何人)

合計何人内(男何人女何人)

右之通候也

年月日

縣令宛

郡區長氏名印

表式解釋

第十類 傳染病豫防 附清潔法

甲 號

(番號)其届出ノ順序ニ依リ之ヲ記ス
 (族籍)他府縣下又ハ他郡區ノモノニシテ本縣下又ハ他郡區ニ寄留スルモノハ其本籍並寄留地
 ナ併記ス則表記スルカ如シ
 (職業)本年本廳乙第六十七號達ノ通
 痘瘡患者ハ職業ノ下ニ一欄ヲ設ケ未種痘初種痘或ハ再三種痘ト記スヘシ

乙 號

(番號)甲號表番號ニ記シタル内死亡又ハ全治ニ至ルモノヲ對照シテ茲ニ記ス
 (事故)前ニ届出タル氏名等ノ誤謬アルトキハ其事故ヲ記ス
 ●明治十七年(四月)告第八十號
 實布埜里亞豫防方法ノ儀ハ兼テ相達置候處近頃該病流行ノ萌芽有之萬一蔓延ニ至リ候テハ不
 容易不幸ヲ生スヘクニ付尙又豫防注意方別紙ノ通相示候條其大意ニ基キ父兄ノルモノ精々注
 意可致此旨告示候事
 別紙
 實布埜里亞一姓ハ傳染病ニシテ老少拘ハラズ侵襲するもれなれ共殊に小兒多ク其年齡
 を掲ぎば最も二歳より四五歳之間を多クトす其症狀の概略と身体違和咽喉微痛(哺乳時痛を
 訴ふ)舌上白苔頭痛發熱嘔吐下困難喉頭口蓋扁桃腺腫脹赤色と云々第三日乃至り白色或ハ帶
 黃白色の假膜を生じ身熱愈加わリ畢ニ衰弱又は窒息して死するもれなき

- 流行時ニ於テは從來喉風喉痺馬癩風癩喉頭咽氣と唱る中お問々之れなるものあり又咽喉の僅
 微の加答刺列ハ兆候なるものと殊ニ感染易きもれされば直ニ醫の診斷を受け精々注意すヘ
 此時に之父兄たるもれ氣候の寒暖驟ニ變リ衣服の菲厚如何ニ注意寒胃ヲ罹らざる様ニすヘシ
 實布埜里亞豫防心得
- 第一 此病流行時ハ寒氣胃觸頸圍冷却高聲叫號又ハ辛癖飲食杯の咽喉を刺衝加答刺列を起
すヘキとを避クヘシ
 - 第二 頸圍を温保ホセしも乃煖かる室に居たるもの驟に寒冷ハ觸れ又流涎ホテ衣襟乃濕滯
顔面口鼻等ニ注意清潔ホスヘシ
 - 第三 流行時ハ他家の小兒と成る丈け交り遊ばしめざるを良とぞ
 - 第四 患者の痰唾及び室内ハ空氣より傳染す故ニ成る丈け患者を離隔一別室に居らしめ看
護人の他は接近をヘラズ殊ニ小兒を遠ざクヘシ
 - 第五 患者の唾液鼻涕喀痰呼吸杯ニ最も病毒を包含する故ニ此等ニ接近汚染したる紙巾綿
杯之直ニ燒棄ツヘシ
 - 第六 患者ニ用たる衣被什器玩具品等ニ至る迄他人と共用をヘからズ
 - 第七 患者ハ勿論該家の健兒と雖も學校へ上すヘからズ
 - 第八 患者乃室ハ塞ホ過ぎ又煖に過ぎる様ニ注意清潔ホシテ空氣は新鮮成る丈け不用物品
ハ置ヘからズ
 - 第九 患者ニ乳を哺せたるときは稀薄石炭酸水を(結晶石炭酸二分を百分の水と加ヘた

- 第十 看護人は時々含嗽し患者の喀痰唾液杯の散亂又は他物に附着汚染せざる様注意すべし
 - 第十一 患者治癒したる后沐浴し衣服を着換十分の消毒法を施したる后は他人と接するを看護人も亦然り
 - 第十二 患者死たる時の濃厚石炭酸水(結晶石炭酸四分を百分の水と加ふるもの)を撤布口鼻へは該水は蒸したる綿にて栓塞密閉へ納れ速く火葬すべし
 - 第十三 患者を用たる物件は焼棄つべし若し焼棄する事克らざる者は十分の消毒法を行ふべし
 - 第十四 患者及屍体を置たる室を密閉して暫時硫黄を蒸蒸し后に窓扉を開放日光に晒れしむべし
 - 第十五 患者を用たる衣服は勿論臥具盥爾他の物件に至る迄汚染したるものは焼棄つべし若し焼棄する事克らざるものは稀薄石炭酸水にて洗ひ日光に曝すべし
 - 第十六 焼棄するまでおさざる衣服の如きは稀薄石炭酸水に暫時浸漬し置き后に洗ひ日光に曝すべし
- 明治十九年(七月)縣令第二號
河川に於て船舶中吐瀉病若くは虎列刺病に罹りタルモノハ船中相當ノ器具ニ吐瀉スヘク其汚穢物ヲ河中ニ投棄スヘカラス之レニ違フモノハ違警罪ヲ以テ罰セラルヘシ
- 明治十九年(十月)縣令第三十八號

傳染病取扱手續左ノ通相定ム

但明治十四年(二月)本廳乙第三號及十五年(四月)甲第三百三號違ハ廢止ス

傳染病取扱手續

- 第一條 醫師ニ於テ六種傳染病者及ヒ麻疹病者ヲ診察シタルトキハ必ス二十四時間内ニ甲號書式ニ準シ届出ヘシ
- 第二條 前條病者全治又ハ死亡シタルトキハ乙號書式ニ準シ届出ヘシ
- 第三條 虎列刺病流行ニ際シ吐瀉病者ヲ診斷シタルトキハ第一條第二條ニ準シ届出ヘシ但吐瀉病等何等ノ病名ヲ付スルモ檢疫醫ニ於テ虎列刺病ト診斷スルトキハ該病ノ取扱ヲナスヘシ
- 第四條 戶長(區ハ區長)ハ第一條第二條第三條ノ届書ヲ受領シタルトキハ直ニ其届書ヲ添ヘ郡區役所及ヒ最寄警察署分署若クハ巡査派出所ノ内ヘ報告シ且成規ニ據リ豫防法ヲ施スヘシ
- 第五條 郡區長又ハ警察署分署巡査派出所ニ於テ前條報告ヲ得タルトキハ速ニ本廳ニ申報シ尙充分豫防法ヲ行フヘシ
- 第六條 患者ハ自宅ニ於テ一室ヲ畫シ治療セシメ看護人ノ外近接セシム可ラス若シ自宅ニテ療養行届カス及ヒ傳播ノ虞アリト認ムルトキハ適宜隔離法ヲ施行スヘシ但危篤瀕死ノモノハ此限ニアラス
- 第七條 患者治癒死亡又ハ避病院若クハ避病室ニ送リタル後ハ其家ニ充分消毒法ヲ行フヘシ

第十類 傳染病豫防 附清潔法

甲	號	傳染(吐瀉)病者報告
族	籍	何郡區町村番地華士族平民
寄	留	何郡區町村番地寄留(本籍ノ者ハ此項ヲ除ク)
男女ノ別	戶主何某長ニ男女兄弟姉妹等	
氏名	何	
年	齡	何年何ケ年
職	業	農商工(其實業ヲ記スヘシ)
病	名	何
病	因	何(不詳ノモノハ不詳ト記スヘシ)
發	病	何月何日
診	斷	何月何日午前 後何時
右之通相違無之候也		
何郡區何町村番地		

乙	號	傳染(吐瀉)病者(全治)(死亡)報告
族	籍	何郡區町村番地華士族平民
寄	留	何郡區町村番地寄留(本籍ノ者ハ此項ヲ除ク)
男女ノ別	戶主何某長ニ男女兄弟姉妹等	
氏名	何	
年	齡	何年何ケ月
職	業	農商工(其實業ヲ記スヘシ)
病	名	何
病	因	何々(不詳ノモノハ不詳ト記スヘシ)
發	病	何月何日
年月日	區	戶長宛
醫師	氏	名印

診 斷 何月何日午前何時

全 治 全上

死 亡 全上

右之通相違無之候也

何那區何町村落地

醫師

氏

名印

年月日

區 戶 長 宛

○甲號書式ニヨリ報告シタルモノハ乙號書式ト重複ノ項目ハ記載セサルモ妨ケナシ

但族籍男女氏名ノ項ハ必ス記載スヘシ

●明治十九年(八月)告示第五百五十四號

避病院規則左ノ通相定ム

避病院規則

第一條 本院ハ六種傳染病ヲ治療スル所トス(廿年告示四十號ヲ以テ改正)

第二條 本院ニ於テ執行スル所ノ事ハ明治十三年第三十四號公布並同年內務省乙第三十六號

達ニ準據スルモノトス

第三條 六種傳染病者ヲ護送シ來ルトキハ醫員ノ診斷ヲ經テ重症室又ハ輕症室ニ入ラシムヘ

第四條 患者快復ニ赴クトキハ之ヲ快復室ニ移シ全治ト見認ムルモノハ退院ノ手續ヲ爲スヘ

第五條 患者危篤ニ瀕スルトキハ急便ヲ以テ其親戚若クハ引受人ニ報知スヘシ

第六條 患者死亡シタルトキハ急便ヲ以テ其親戚若クハ引受人ニ報知シ其來院ノ後テ火葬スルモノトス

但死屍ハ死室ニ移シ消毒藥ニ浸シタル衣ヲ被ヒ親戚引受人來リタルトキハ之ヲ示スヘシ
尤二十四時間ヲ俟テ親戚引受人來ラサルトキハ直ニ火葬取計フヘシ

第七條 前條ノ場合ニ於テ旅客等區内ニ親戚知己引受人等ナキモノハ死亡後六時間ヲ經テ火葬シ其本籍ノ郡區役所若クハ戶長役場ニ其旨通知スヘシ

但遺骨ハ其葬墓地内公葬地ニ假埋シ其墓標等ヲ詳記シ置クヘシ

第八條 入院患者ノ父母妻子兄弟等附添看護ヲ願フモノハ之ヲ許シ而シテ患者治癒若クハ死亡スルトキハ沐浴等充分ノ消毒法ヲ行ヒシ上歸宅セシムヘシ

但附添中ハ狼リニ歸宅スルヲ許ス可カラズ

第九條 死屍ヲ送ルトキ若クハ病室汚染ノ物品及ヒ排泄物ヲ燒却場ニ輸送スルトキハ必ス巡查ノ護送ヲ要スヘシ

但運送器具ハ其都度消毒法ヲ行フヘシ

第十條 患者ノ所持品ニシテ病室汚染甚シキモノハ其親戚引受人ニ示シ牒簿ニ檢印セシメテ

ル上焼却スヘシ

但旅客等区内ニ親戚知已ナキモノハ、牒簿へ檢印ノ上本文ノ取計ヲナスヘシ

第十一條 患者ノ中赤貧者ヲ除クノ外ハ、藥價入院料及ヒ附添人賄等辨納セシムヘシ

職員事務規程

第十二條 院長ハ患者治療ノ事ヲ掌リ兼テ病院ノ諸務ヲ綜理ス

第十三條 院長ハ醫員ノ勤惰ヲ監視シ其進退黜陟ヲ具狀スルヲ得

第十四條 院長ハ病床日誌及ヒ患者表ヲ整理シ本部へ開申スヘシ

第十五條 院長ハ病室其他ノ修繕及ヒ重大ナル物品ノ購求ヲ要スルトキハ本廳或ハ本部ノ裁決ヲ請フヘシ

第十六條 醫員ハ院内ニ詰切院長ノ指揮ヲ受ケ患者治療ノ事ヲ掌ル

但患者ノ多寡ヲ量リ治療上差支ナキトキハ院長ノ見計ヲ以テ交替當直セシムルコトアルヘシ

第十七條 醫員ハ患者ニ與フル飲食物ハ勿論看病人ノ飲食物ニモ注意スヘシ

第十八條 醫員ハ患者危篤ニ瀕スルカ若クハ死亡スルトキハ直ニ事務掛ニ申報スヘシ

第十九條 醫員ハ左ニ記載スル牒簿及ヒ日誌ヲ調理スヘシ

患者入帳簿

病床日誌

治療器械及諸雜品受取簿

第二十條 調藥生ハ院長ノ指揮ヲ受ケ藥劑調合ノ事ヲ掌リ其詰切ルト交番當直スルトハ醫員ニ同シ

第二十一條 調藥生ハ毎日受取リタル處方箋ヲ編綴シテ遺失ナカラシメ藥品器械受取簿並ニ藥局日誌ヲ製シ置クヘシ

第二十二條 事務掛ハ院長ノ指揮ヲ受ケ會計雜務及ヒ消毒ノコトヲ掌ル

第二十三條 事務掛ハ小使及看病人ヲ夫ヲ監督指揮シ院内諸物件ノ取締及ヒ清潔消毒法ニ注意スヘシ

第二十四條 事務掛ハ患者入院ノ節ハ其携帶品ヲ取調之ヲ帳簿ニ記入シ附添人ヲシテ檢印セシメ其物品ハ適宜ニ消毒法ヲ行ヒ預リ置クヘシ

但汚穢甚ク消毒ニ堪ヘサルモノハ附添人ノ檢印ヲ受ケ焼却ノ手續ヲ爲ス可シ

第二十五條 事務掛ハ患者ノ衣服其他ノ携帶品ニシテ消毒ニ堪ユヘキモノハ其品目ヲ帳簿ニ記入シ之ニ割印シタル選狀ヲ添へ船舶消毒所へ送り消毒済ノ上之ヲ受取リ全治退院ノ節本

人へ引渡シ檢印ヲ取置クヘシ

但患者死亡セントキハ其親戚若クハ引受人ニ引渡シ檢印ヲ取置クヘシ尤全治死亡ノ節ハ

其旨豫防部ニ通報スヘシ

第二十六條 事務掛ハ醫員ヨリ患者危篤ノ報アルトキハ速ニ其旨ヲ親戚若クハ引受人ニ報知スヘシ

第二十七條 事務掛ハ院内日用需用品ハ院長ノ檢印ヲ受ケ購求シ其會計ハ每月末取總メ本廳

ニ同シ

第十類 傳染病豫防 附清潔法

或ハ本部へ差出スヘシ

第二十八條 病院所有ニ係ル病衣夜具蚊帳疊等ク病毒ニ汚染シ再用スル能ハサルモノハ院長ノ指揮ヲ受ケ一定ノ場所ニ送り焼却スヘシ尤モ其數量ハ詳記シ本廳或ハ本部へ差出スヘシ

第二十九條 事務掛ハ左記ノ通り簿冊ヲ類別シ事務所ニ備置キ遺漏ナク其時々登記若クハ編綴スヘシ

本廳或ハ本部何指令綴

患者族籍住所氏名簿

患者携帶品受渡簿

郡區役所往復並患者身元調綴

各警察署往復綴

消毒所物品受渡扣

諸物品出納簿

藥品出納簿

人足人力車雇上簿

郵便電信差立簿

火葬費取調簿

排泄物燒却簿

汚穢物燒却簿

宿直簿

日誌

第三十條 事務掛ハ病院内ヨリ流出スル下水コハ時々硫酸鐵合劑ヲ撒布セシムヘシ

看病人心得

第三十一條 看病人ハ醫員ノ指揮ヲ受ケ患者ニ對シテハ親切ニ取扱フヘシ

第三十二條 患者ノ服藥ハ丁寧ニ取扱ヒ粗漏ノ取計アルヘカラス

第三十三條 醫員ノ許可ヲ得ルニアラサレハ患者ノ望ニ應ジ安ニ飲食物ヲ與フヘカラス

第三十四條 病室ハ空氣ノ流通ヲ能クスヘシ

第三十五條 患者ノ排泄物及落瀝其他ノ汚穢物ハ受器ニ入レ消毒法ヲ行ヒ人夫ニ渡スヘシ

但器物ハ尙消毒洗淨ノ後ニアラサレハ再ヒ用ユヘカラス

第三十六條 看病人ハ外出スヘカラス若シ不得巳外出スルトキハ事務掛ノ許可ヲ受ケ消毒法ヲ行フノ後ニスヘシ

第三十七條 消毒藥ハ病室ニ備ヘ置キ欠乏ノトキハ事務掛ニ申告受取置クヘシ

患者心得

第三十八條 入院ヲ乞フモノハ左ノ證書ヲ出スヘシ但証人ハ現在居住地ノモノニ限ル

何郡區町村番地父母兄弟

姉妹妻子等

職業 氏 名

生 年 月

右ノモノ入院治療相願候上ハ萬事私引受可申此段保證候也

保證 人

父兄又ハ親戚知友隣保等

氏 名 印

年 月 日

避 病 院

第十類 傳染病豫防 附清潔法

御中

第三十九條 入院患者藥價並賄料左ノ如シ(十九年告示百五十九號ヲ以テ改正)

藥價

一日分

金拾錢

入院料

上等

金四拾五錢

中等

金三拾五錢

下等

金拾五錢

第四十條 藥價並入院料ハ出院ノ節事務掛ニ相納ムヘシ

但貧困ノモノハ此限ニアラス

第四十一條 入院患者ハ總テ醫員ノ指揮ニ從フヘシ

第四十二條 飲食物ハ醫員ノ許可ナクシテ安ヨ用ユヘカラス

第四十三條 萬一看病人ニ手拔ケ又ハ不取扱ノ事アラハ其旨醫員ヘ申出ヘシ

第四十四條 患者ハ全治ノ後ニアラサレハ安ヨ出院スルヲ許サス

見舞人心得

第四十五條 入院患者ヲ訪フモノハ先ツ事務所ニ至リ其訪フ所ノ人名ヲ告ケ病室ニ至ルヘシ

若シ病室ニ宿泊セントスルモノハ事務掛ノ指揮ヲ受クヘシ

但出入トモニ消毒法ヲ受クヘシ

第四十六條 醫員ノ検査ヲ得スシテ患者ヘ飲食物ヲ送ルヘカラス

●明治二十年(三月)縣令甲第六十一號

下水溝周圍芥溜構造規則左之通相定メ施行期限ハ追テ之ヲ定ム

但第二條第三條第四條ハ來ル六月一日ヨリ施行ス

下水溝周圍芥溜構造規則

第一條 下水溝及周圍芥溜ハ左ノ各項ニ據リ構造スヘシ

下水溝

第一項 大下水溝ハ煉瓦又ハ石材(罅隙ヘ成ヘシセメント若シハ漆喰ヲ塗付スヘシ)ヲ以テ

暗渠ニ造リ汚水ノ滲透ヲ防キ吐口(河海ノ逆流ニ注意ムヘシ)ニ至ルマテ適宜勾配ヲ付シ

之ヲ無害ノ地若シハ河海ニ通シ以テ幹管トナスヘシ

第二項 小下水溝即チ地先下水若クハ周圍下水ハ雨水汚水ヲ橫切下水溝ヲ排除スル支管ニ

シテ前項ニ準シ構造シ適宜覆蓋ヲ設ルカ又ハ陶管ヲ布設スヘシ

但煉瓦石材又ハ陶管ヲ用フル能ハサル者ハ木材ヲ用フルヲ得ルト雖モ汚水ヲシテ必シ

モ阻滯壅塞セシムヘカラス

第三項 横切下水溝ハ小下水ヲ大下水溝ニ疏通スル支管ニシテ前項又ハ其但書ニ準シ之ヲ

暗渠ニ構造スヘシ

廁 間

第四項 尿尿壺ハ成ヘシ盜衣ヲ有スル陶器ヲ用フヘシ若シ陶器ヲ用フル能ハサル者ハ油樽

第十類 傳染病豫防 附清潔法

ヲ用フル乎又ハ厚板(松葉ノ類)ヲ以テ堅牢ニシテ製造シ汚液ノ滲透シ易キモノヲ用ユヘカラス

但其質緻密ナル木材等ヲ以テ移動スヘキモノヲ造リ尿尿ノ充ルニ先チ同櫛ナル他ノ受器ト交換セシムルモノ最モ可トス

第五項 前項本文尿尿壺ノ周邊ハ成ヘク漆喰又ハ石或ハ木材ヲ以テ漏斗狀ニ裝置シ汚液ノ滲透セサル様注意シ能ク排泄物ヲ壺内ニ流下セシムヘシ

芥溜

第六項 芥溜ハ汚液ノ地中ニ滲透セサル様構造シ成ヘク覆蓋ヲ設クヘシ

第二條 街路ニ適宜ノ場所ヲ選定シテ便所ヲ設置シ公衆ノ便ニ供スヘシ

但便所ハ長九尺横六尺以内ニシテ尿尿壺ハ必ス陶器ヲ用ヒ土間ハ必ス石又ハ漆喰ニシテ裝置スヘシ

第三條 劇場ニハ其容積ノ廣狹ニヨリ便所ノ大小尿尿壺ノ個數等適宜タルヘシト雖尿尿壺及ヒ土間ノ構造等ハ前條但書ノ通りタルヘシ

第四條 便所及芥溜ハ自他ノ井泉若クハ飲料水ニ供スル河泉水道等ヨリ一次以上ノ距離ナキ場所又ハ各自表出入口ノ側及其軒下ニ之ヲ新設スルヲ得ス尤モ既設ノ分ニシテ本則ニ抵觸スルモノハ爾後改築ノ片ハ必ス改造スヘシ

但腐朽又ハ破損シタルモノ及各自表出入口並其軒下ニアルモノニシテ衛生上其儘差置難シト認ムル片ハ直ニ改造若クハ取除ヲ命スルヲアルヘシ(廿年六月縣令甲六十三號ヲ以

テ改正)

第五條 本則第一條中第一項第三項及第二條ヲ除クノ外此規則ニ違背シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上一圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

●明治二十年三月、縣令甲第六十二號

本年三月縣令甲第六十一號下水溝周圍芥溜構造規則中第二條第四條施行ノ町村左之通相定ム

但該町村接續ノ地モ本文ニ準シ施行ス

新潟區

北蒲原郡 新發田、中條、水原、葛塚、三日市、保田、五十公野、稻荷岡、笹岡、

東蒲原郡 津川、

中蒲原郡 新津、五泉、白根、沼垂、村松、龜田、小須戸、酒屋、

西蒲原郡 地藏堂、燕、卷、會根、内野、彌彦、吉田、金卷、

南蒲原郡 三條、加茂、見附、今町新田、森町、中ノ島、

三島郡 奥板、出雲崎、寺泊、關原、鷹野町、片貝、

古志郡 長岡、椋尾、

北魚沼郡 小千谷、堀ノ内、小出島、

南魚沼郡 六日町、鹽澤、浦佐、湯澤、三日市、

中魚沼郡 十日町、

刈羽郡 柏崎、椎谷、石地、宮川、

第十類 傳染病預防 附清潔法

東頸城郡 安塚、
 中頸城郡 高田、直江津、新井、柿崎、湯町、鉢崎、川浦、姫川原、關山、關川、長波、有間川、春日新
 田、
 西頸城郡 糸魚川、能生町、名立大町、青海、市振、梶屋敷、
 岩船郡 村上、岩船、北中村、瀬波、
 雜太郡 相川、川原田、二見、澤根、新町、
 加茂郡 夷、湊、新穂、
 羽茂郡 小木、赤泊、

●明治廿年(十二月)訓令甲第四十五號 郡區役所 戶長役場
 公私立學校ニ屬スル下水溝圃圃芥溜ハ本年三月縣令甲第六十一號下水溝圃圃芥溜構造規則第

一條第二項第四項第五項第六項及第四條ニ據リ速ニ構造致スヘシ

●明治二十年(三月)諭達第四號

頻年虎列刺病流行殊ニ明治十二年管下ニ蔓延シ其非命ニ斃ル、者無慮三千有餘名當時之レカ豫防法ヲ令スルモ該病ノ險惡可恐ヲ識ル者尠ナク爲メ各自ノ豫防攝生ヲ忽シ付シ却テ無稽ノ言ヲ信シ徒ニ巫祝ヲ歛葬シ命ヲ神明ニ托スルノ類比々皆然リ而ノ同十五年又該病侵入スルモ幸ヒ先年ノ如キ甚シキ慘狀ヲ視ルニ至ラス然ルニ昨十九年五月以降又復病毒侵入其勢最猖獗ヲ極ムルモ該病ノ險惡可恐ヲ深ク衆庶ノ腦裏ニ感シ隨テ豫防攝生モ大ニ進度ヲ加ヘタルハ前年ノ比ニアララス而シテ該病ニ斃レシ者殆ソト五千九百有餘名ノ多キニ至ル蓋シ其豫防ノ方

法未ダ適度ヲ得サルノ致ス所ニシテ元該病毒ノ性質タル傳ヘテ汚濁不潔ノ地ニ至レハ其蕃殖ヲ盛ニシ其茶毒ヲ逞ニスルハ爭フヘカラサル事實ナリ故ニ病毒未發ノ時ニ於テ下水溝圃圃芥溜等ノ構造ヲ改良シ土地ヲシテ清潔ナラシムルハ豫防法中一大緊要ナリトス若シ病毒ヲシテ本年ニ發ラン温暖ノ候ニ乘シ再燃スルカ如キアリテハ實ニ容易ナラサル次第ニシテ特リ幾多ノ生靈ヲ非命ニ亡フノミナラス其防遏費ノ如キ直接ニ間接ニ損害ヲ蒙ルル鮮少ナラス又下水溝其他ノ工事費ノ比ニアララス客歲十一月中訓令甲第五十號ヲ以テ該病者アリシ家屋ハ勿論其他不潔ノ場所等ニ嚴重消毒法ヲ施行セシムト雖モ奈何セン一時始息ノ消毒法施行ノミシテハ險惡ナル凶穢ノ病毒到底夷滅ノ効ヲ収メ難ク特ニ下水溝及圃圃芥溜ノ如キハ最モ該病潛伏ノ虞アルノミナラス實布埜里亞腸室扶私麻刺里亞熱等ノ巢窟タルヲ以テ今般更ニ縣令甲第六十一號ヲ以テ下水溝圃圃芥溜構造規則制定發布候條其施行スル町村區區外及未ダ實施ヲ指定アラズ)及期限等ハ追テ之ヲ定ム既ニ實施ノ條項指定ノ區域ハ勿論區域外及未ダ實施ヲ指定セサル條項ト雖モ衆庶ニ於テ厚ク此意ヲ体認シ該規則ニ照準可及的速ニ改造若シハ修理シ該毒ノ餘孽及各種ノ傳染病ヲ未萌ニ先ク各自深ク戒慎シテ之ヲ豫防スヘシ

●明治二十一年(三月)縣令甲第七十七號
 清潔法取締規則左ノ通り改正シ來ル四月一日ヨリ實施ス
 但明治廿年(六月)縣令甲第九十七號清潔法取締規則ハ本令實施ノ日ヨリ廢止ス

清潔法取締規則
 第一條 圃圃芥溜ハ時々之ヲ掃除シ尿尿若クハ塵芥ヲ充溢セシムヘカラス

但湯屋、貸座敷、料理店、飲食店、學校、社寺、諸工場、諸興行場ノ周圍、芥溜ハ毎朝之ヲ掃除
 シ周圍ハ時々防臭藥ヲ撒布スヘシ

第二條 家屋ハ毎年一回以上疊ヲ揚ケ隔戸ヲ開放シ清潔ニ掃除スヘシ

第三條 下水溝ハ毎年二回浚渫スヘシ
 但溝路阻滯セルカ又ハ指示シタル片ハ臨時浚渫スヘシ

第四條 飲料ニ供スル井ハ毎年浚渫シ周圍ノ汚敗物ヲ除去シ井側ノ腐朽セルモノハ之ヲ入レ
 換フヘシ

第五條 下水溝ヲ堰止メ又ハ塵芥ヲ投棄スヘカラス

第六條 魚腸其他不潔物ノ洗滌水ヲ路上ニ撒布スヘカラス

第七條 飲料ニ供スル河、泉、井、水道等ニ於テ不潔物ヲ洗滌スヘカラス

第八條 河泉水ヲ飲料ニ供スル場合ニ在テハ一旦使用セル汚水ヲ成ルヘシ該河泉ヘ放流スヘ
 カラス

第九條 産時汚物運搬場ハ埋火葬場ノ一隅ヲ區畫シ郡區役所ノ許可ヲ受クヘシ但許可ヲ受ケ
 タル片ハ衛生組長ヨリ埋火葬場管理者ニ通知スヘシ

埋火葬場ニ於テ若シ區畫スルノ餘地ナキトハ人家公道飲料水ヲ遠隔セル場所ヲ撰ミ地熱圖
 ニ其距離ヲ詳記シ本廳ヘ願出許可ヲ受クヘシ(廿二年縣令甲廿九號ヲ以テ改正増補)

第十條 産時汚物ハ直ニ一定ノ地ニ運搬シ燒棄又ハ埋却スヘシ(廿一年縣令甲四十二號ヲ以
 テ但書ヲ削除ス)

第十一條 明治廿年(三月)縣令甲第六十一號下水溝、廁圍、芥溜構造規則中第二條、第四條施
 行ノ町村ニ於テハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 塵芥、魚鳥腸骨其他不潔物ノ棄捨及尿管尿尿汲除並ニ運搬時間ハ毎日々夜ヨリ翌日午前第
 十時迄トス
 但市場不潔物ノ棄捨運搬ハ此限リニアラス

二 尿管、塵芥其他不潔物運搬ニ使用スル船ヲ人家、公道、飲料水接近ノ河溝ニ繫留スヘカ
 ラス
 但第一項ノ時間内及河支等ノ爲メ一時繫留スルハ此限ニアラス

三 塵芥其他不潔物ハ棄却場ヲ定メ第九條第二項ノ手續ニ依リ本廳ヘ願出許可ヲ受クヘシ
 (廿二年縣令甲廿九號ヲ以テ改正)

四 塵芥其他不潔物ハ一定地ニ運搬シ成ルヘシ燒棄又ハ埋却スヘシ
 但土地ノ狀況ニ依リ肥料ニ必要ナルモノハ此限ニアラス

五 魚市場ニ於テハ一定ノ容器ニ不潔物ヲ入置キ時々之ヲ棄捨スヘシ

六 尿管運搬器ハ密蓋ヲ設クヘシ
 但塵芥其他不潔物運搬器ハ散逸セサル様適宜構造スヘシ

第十二條 傳染病流行ノ町村ニ於テハ焼滅后左項ニ據リ清潔法ヲ施行スヘシ
 但本條ノ施行ハ其都度本廳ヨリ指示スヘシ

一 患者アリシ家屋ハ能ク洒掃シ病室ハ充分蒸氣法ヲ行ヒ床下ハ消毒藥ヲ撒布スヘシ

二 患者アリシ家屋ノ廁間ハ尿尿汲除ノ上壺内及其周圍ニ消毒藥ヲ撒布シ且少成ルヘシ日
光ニ曝露スヘシ若シ尿管電粗造ニシテ透透ノ虞アルモノハ之ヲ發掘シ燒棄スヘシ
但患者アリシ家ニ交通シタル者又ハ其疑ヒアル者ノ廁間ハ本項前段ノ手續ニ據ルヘ
シ

三 下水溝及溝渠ハ浚深疎通シ其汚泥ハ消毒藥ヲ撒布シ埋却スヘシ

四 芥油ハ清潔ニ掃除シ其汚物ハ消毒藥ヲ撒布シ燒却スヘシ

五 飲料及雜用ニ供スル井ハ充分浚深シ周圍ノ汚敗物ヲ除去スヘシ

第十三條 第十一條ノ町村ニ於テハ大下水溝、横切下水溝、街路便所ノ掃除、塵芥及産時汚物
ノ運搬ハ受負人ヲ定メ置クヘシ

但大下水溝、横切下水溝ノ掃除、塵芥及産時汚物ノ運搬ハ新瀉區、古志郡長岡、北蒲原郡新
發田、南蒲原郡三條、中頸城郡高田、直江津、刈羽郡柏崎、西頸城郡系魚川、岩船郡村上ヲ除
ク外、土地ノ狀況ニ依リ受負人ヲ定メサルモ妨ケナシ

第十四條 清潔法ノ施行ハ左ノ區別ニ從ヒ負擔スヘシ

一 宅地ニ接続スル芥油、小下水溝、道路、橋梁、溝渠ノ掃除ハ現住者若クハ管守者負擔スヘ
シ

二 空地、空屋ノ周圍ハ所有主又ハ管守者若クハ借地人ニ於テ負擔スヘシ
但所有主若クハ借地人遠隔ノ地ニ居住スル片ハ該地近傍ニ管守者ヲ定メ置クヘシ

三 家屋兩側ニアルモノハ道路ノ中央ヲ折半シ片側ナルモノハ全路ヲ負擔スヘシ

四 宅地ニ接続セサル道路、橋梁、溝渠、下水溝(小下水溝ヲ除ク)ノ掃除ハ地元町村ニ於テ
負擔シ左ノ標柱ヲ建設シ其境界ヲ定ムヘシ
但明治廿年(三月)縣令甲第五十一號國縣道看守保護規則及全年(四月)縣令甲第七十
號街路取締規則施行地ニ在テ本則ニ抵觸スルモノハ尙其規則ニ據ルヘシ

從是東又ハ西何里何町何間掃除丁場 何郡區町村

第十五條 凡テ受負料ハ郡區役所ノ認可ヲ請クヘシ

第十六條 本則第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、ニ違背
シタル者ハ一日以上五日以下ノ拘留又ハ五錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス
但刑法及其他ノ規則ニ正條アルモノハ其本法ニ從フ

○賣 藥

●明治六年(二月)第三十二號
賣藥ニ勅許御免等ノ字ヲ用ヒ又ハ神佛夢想家傳秘法杯ノ稱ヲ用候儀ハ自今禁止ノ趣ニ兼テ御
布告ニ候處于今勅許御免等ノ看板等ヲ懸ケ置候向モ有之哉ニ相聞如何ノ事ニ候早々取外シ心
得違無之様可致事

右之趣猶又及布令候間小前未々ニ至迄不洩様可觸示者也

●明治十九年(三月)甲第五十九號

藥舖開業試驗ハ毎年三月六月十月ト相定候條志願ノ者前月十五日限營業履歷書相添願出ヘシ
右布達候事

●明治十五年(三月)甲第六十二號

明治十年縣治報知乙第四十號本廳第五十七號ヲ以テ相達候賣藥手續左ノ通改正候條此旨布達
候事

賣藥手續

第一條 賣藥及ヒ請賣ヲ營業セントスルモノハ第一號若クハ第二號書式ニ準シ願出ヘシ

但單味ト雖モ主治功能ヲ付シ販賣セントスルモノ及ヒ藥品ヲ配伍シタル酒類ニ主治功能
ヲ付シ發賣又ハ受賣セントスルモノハ本條ニ準スヘシ

第二條 前條ノ場合ニ於テ行商セントスルモノハ第三號書式ニ準シ願出ヘシ

第三條 藥湯ヲ營業シ及ヒ其藥劑ヲ販賣セントスルモノハ第四號書式ニ準シ願出ヘシ

但海水或ハ鑛泉ヲ酌取リ浴場ヲ開クハ賣藥規則外タリト雖モ他ノ鑛泉若クハ湯ノ花又ハ
藥物ヲ混合スルモノハ本條ニ準スヘシ

第四條 賣藥鑑札ハ發賣人及請賣人ヲ不論所持人ノ居家ニ限リ其効チ有スルモノニ付別戶支
店等ニテ發賣或ハ受賣セントスルモノハ第五號書式ニ準シ願出ヘシ

第五條 賣藥營業同受賣營業藥湯營業願濟ノ者ハ左ノ書式ノ看板ヲ掲クヘシ

木材適宜寸法長曲尺三尺巾七寸五分

許 賣 藥 營 業

許 賣 藥 請 賣 營 業

許 免 藥 湯 營 業

第六條 數方ノ賣藥ヲ請賣又ハ行商スル者ノ鑑札ハ其發賣人一人ナルトキハ五方マテチ一枚
ニ列記シ下付スヘキニ付受賣者ハ第二號行商者ハ第三號書式ニ準シ願出ヘシ

第七條 免許期限中住所姓名ヲ變更シ又ハ相續人ニテ之ヲ相續シ或ハ地名番地等ニ變動チ生
シタルキハ第六號書式ニ準シ願出ヘシ

但他府縣へ轉籍若クハ全戶寄留ノモノハ第十一號書式ニ準シ廢業届出ヘシ

第十類 賣藥

第八條 賣藥免許滿期ニ至リ尙引續キ營業セントスル者及ヒ免許期限中方名又ハ配劑ノ分量用法功効服量ヲ改正セントスル者ハ第七號若シハ第八號書式ニ依リ(滿期後引續營業者ハ一月前)願出ヘシ

但鑑札ヲ遺失又ハ毀損セシ者ハ第九號書式ニ依リ願出ヘシ

第九條 賣藥鑑札ヲ他人ヘ讓渡サントスル者並ニ廢業廢方ノ者又ハ販賣ヲ禁止セラレタル者ハ第十號若シハ第十一號書式ニ準シ(願届)出ヘシ

但受賣行商者ナキ者ハ其旨ヲ記スヘシ

第十條 賣藥並請賣營業及行商人幼穉若クハ盲目者ナル者ハ後見人又ハ代人等ヲ定メ願出ヘシ(十六年甲百四十九號ヲ以テ改正)

第十一條 此手續ニ示シタル(願届)書式中縣令宛ノ分ハ所轄郡區役所ヲ經由シ本廳ヘ差出スヘシ

第一號書式

賣藥營業願

用紙内山紙

一方名

一劑ノ量

何藥 量日何程

何藥

同上

何藥

同上

以上幾味調合或ハ丸散トシ幾帖ニ分チ或ハ幾粒トナシ幾粒チ一包トシ一度或ハ一日ノ用量大人小兒ノ區別等其用法詳細ニ記シ水劑或ハ藥酒モ製法用量等之レニ準據詳記スヘシ

一主治功能詳細

右今般新ニ調製發賣仕度候間御檢査ノ上免許鑑札御下渡被下度依テ製劑相添此段奉願候也

何府縣郡區町村番地華士族平民

年月日

氏

名

印

年

年

齡

縣令宛

前書願出之趣相違無之候也

戸長

衛生委員 氏名 連署印

第二號書式

賣藥請賣願

用紙同上

一方名

(藥方幾種アルモ連記スヘシ但シ營業者異ナレハ一人毎ニ區別シテ書式ノ如ク連記スヘシ)

何府縣郡區町村番地華士族平民

右營業人 氏名

右之賣藥今般受賣仕度依テ別紙營業者へ御免許ノ鑑札並約定書寫相添此段奉願候也

何府縣郡區町村番地華士族平民

第十類 賣藥

年月日

受買人氏名印

前書願出之趣相違無之候也

郡區長宛

(戶長衛生委員) 氏名連署印

賣藥請賣約定書寫

用紙全上

一方名 一同上 一同上 一同上 一同上

右何某ノ官許ヲ得タル賣藥ニシテ今般何某請買可致示誤相整候ニ付請買者ニ於テ受買鑑札ヲ願受ケ營業者ノ製シタル賣藥取次販賣致スヘシ然ル上ハ總テ賣藥ニ關スル御規則及御達ノ趣旨ヲ確守シ不正ノ所業致ス間敷候依テ約定書如件

年月日

何(府縣)郡區町村番地華士族平民
賣藥營業人 氏名印

何(府縣)郡區町村番地華士族平民
賣藥受買人 氏名印

第三號書式

賣藥行商鑑札願

用紙同上

何年何月免許 同上 同上 同上 同上

一方名 一全上 一全上 一全上 一全上

年月日

何府縣郡區町村番地華士族平民
(營業人或ハ受買人) 氏名印

前書願出之趣相違無之候也

郡區長宛

(戶長衛生委員) 氏名連署印

(受買者ヨリ行商願ノ節其方數ノ内免許營業人異ナル者ハ一人毎ニ其方名及ヒ營業人氏名ヲ分別シテ連記スヘシ)

別紙

賣子氏名族籍

何府縣郡區町村番地華士族平民
氏名

何府縣郡區町村番地華士族平民
氏名

年 年
名 名
齡 齡

右兼テ(受買人ナレハ此處ニ營業人何某ト記入ス)官許ヲ得タル賣藥ニ候處今般行商仕度候間別紙賣子幾名(營業者或ハ受買者自カラ行商ヲ爲スモノハ以上六字ヲ省ク)行商鑑札御下渡被下度此段奉願候也